

津市道路啓開計画



令和 7 年 2 月

津 市

内 容

1 計画の概要	1
1-1 計画の背景	1
1-2 計画の目的	1
1-3 計画の位置付け	1
2 想定する災害と被害	2
2-1 想定する災害	2
2-2 想定される被害	2
3 道路啓開における優先度の基本方針	5
3-1 道路啓開とは	5
3-2 優先啓開ルートの選定	7
3-3 優先啓開をする路線選定の考え方	8
4 道路啓開の対応行動	13
4-1 道路啓開のタイムライン	13
5 道路啓開の行動内容	19
5-1 災害発生後の本市の実施体制	19
5-2 道路啓開に係る本市の実施内容	19
5-3 関係機関等との連携	25
5-4 南海トラフ地震以外での対応	25
6 計画の効果的な推進	26
6-1 計画推進の連携と調整	26
6-2 今後の検討課題	26
7 資料	27

1 計画の概要

1-1 計画の背景

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、甚大な被害がもたらされ被災した際、道路などの社会基盤が必ずしも有効に機能するわけではないことが浮き彫りになった。近い将来発生が予測されている南海トラフを震源とする巨大地震でも深刻な道路交通麻痺、多数の被害者の発生及び物流機能の低下の対応が課題となる。

このことから、人命救助の「72時間の壁」を意識しながら参集後速やかに初動体制を確立し、道路被災情報を「津市総合災害情報管理システム」や国の「くしの歯防災システム」などを活用するとともに関係機関からの情報を収集し、適切な通行ルートと迂回ルートの確保や必要な交通規制、全国から駆け付ける人命救助等の実働部隊への迅速な情報伝達を行うことで、実働部隊がそれぞれの救助活動拠点等に到達し受援体制を確固たるものにしていくことが極めて重要となる。

そのため、地震発生後に迅速かつ効率的な道路啓開が可能となるよう津市道路啓開計画を策定するものである。

1-2 計画の目的

南海トラフ地震を含む大規模災害が発生した際に、負傷者の救助や被災者に緊急物資を届ける緊急車両等が通行するルートを早急に確保し、救命・救援活動を支える緊急輸送体制を早期に確保することができるよう、この道路啓開計画では、「道路啓開における優先度の基本方針」、「道路啓開の対応行動」、「道路啓開の行動内容」及び「計画の効果的な推進」等、道路啓開の役割分担や対応手順等を事前に定めることで、緊急時における行動内容や関係機関との連携方法を明確化し、道路啓開活動の迅速化・円滑化に繋げ、もって市民の生命・財産を守り、生活及び経済活動への影響を最小限に留めることを目的とする。

1-3 計画の位置付け

本計画は、今後30年以内に70～80%の確率で発生が予想される南海トラフ地震を含む大規模災害が発生した際に、救命・救援活動を支える緊急輸送体制を早期に確保し、円滑な道路啓開を実施するための指針として策定するものである。また、この計画の策定に当たっては、津市地域防災計画等の上位計画及び国、県の各種計画等の考え方を踏まえて策定する。加えて、上位計画などが改正された場合や、津市総合防災訓練、津市災害対策図上訓練や実災害への対応などを通じて得られた知見や課題に対しても、計画に反映するものとする。

本計画に反映する計画は、以下に示すとおりである。

- ・津市地域防災計画[震災対策編]
- ・津市地域防災計画[津波対策編]
- ・津市地域防災計画[資料編]
- ・津市災害時受援計画（以下「津市受援計画」という。）
- ・三重県広域受援計画（以下「県受援計画」という。）
- ・三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（以下「県緊急輸送道路計画」という。）
- ・中部版「くしの歯作戦」【道路啓開オペレーション計画】（以下「くしの歯作戦」という。）

2 想定する災害と被害

2-1 想定する災害

本計画は、本市にとって最も大きな影響を及ぼす可能性のある南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震を想定地震とする。

【想定地震】

名 称：理論上最大クラスの南海トラフ地震
規 模：マグニチュード9.0

2-2 想定される被害

表2-1に、地震・津波災害の被害の様相や道路震災対策便覧（社団法人日本道路協会）等を参考に、想定される道路の被害を示す。

表2-1 想定される被害

分類	内 容
路面	路面の亀裂・陥没
	道路上のがれき（建物、立木、自動販売機、塀などの傾斜・倒壊）
	落石や自然斜面の崩壊土のはらみ出し
	アンダーパスなどの浸水
盛土・法面	盛土部の亀裂・段差・崩壊
	法面・擁壁の崩壊、道路上へのはらみ出し
橋梁	落橋や橋梁の大規模被害
	橋梁取付盛土の段差
	ジョイント部の段差
トンネル	坑口周辺の崩落
	覆工の崩落
歩道橋	標識・看板や部材などの落下、昇降階段の一部損壊
道路占有物	電柱の傾斜・倒壊
	地中埋設管の敷設部の陥没
	マンホールの浮上
津波	津波による道路上のがれき（建物、車両など）
	津波による道路上の長期湛水
	津波による橋梁の流出
車両	放置車両、事故車両
危険物	危険物の漏洩
人物	死者、負傷者、捜索者
	帰宅困難者の歩車道での移動・滞留
その他	沿道火災

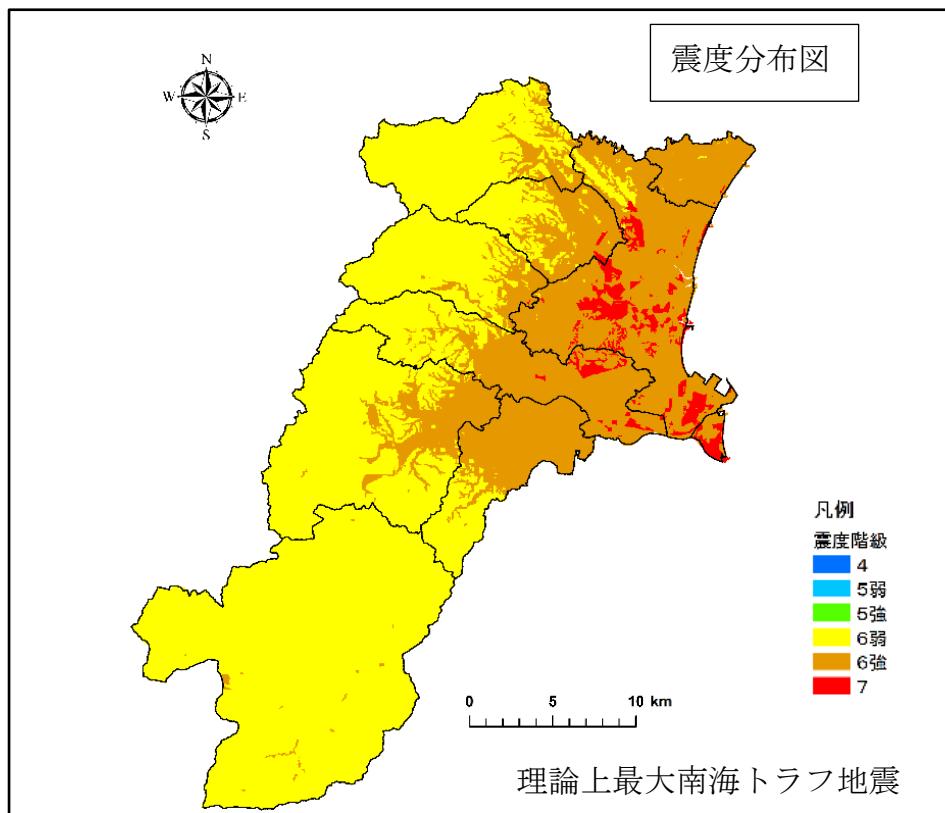


図 2-1 津市地震防災マップ作成業務委託 地震被害想定調査 調査報告書（平成28年3月）

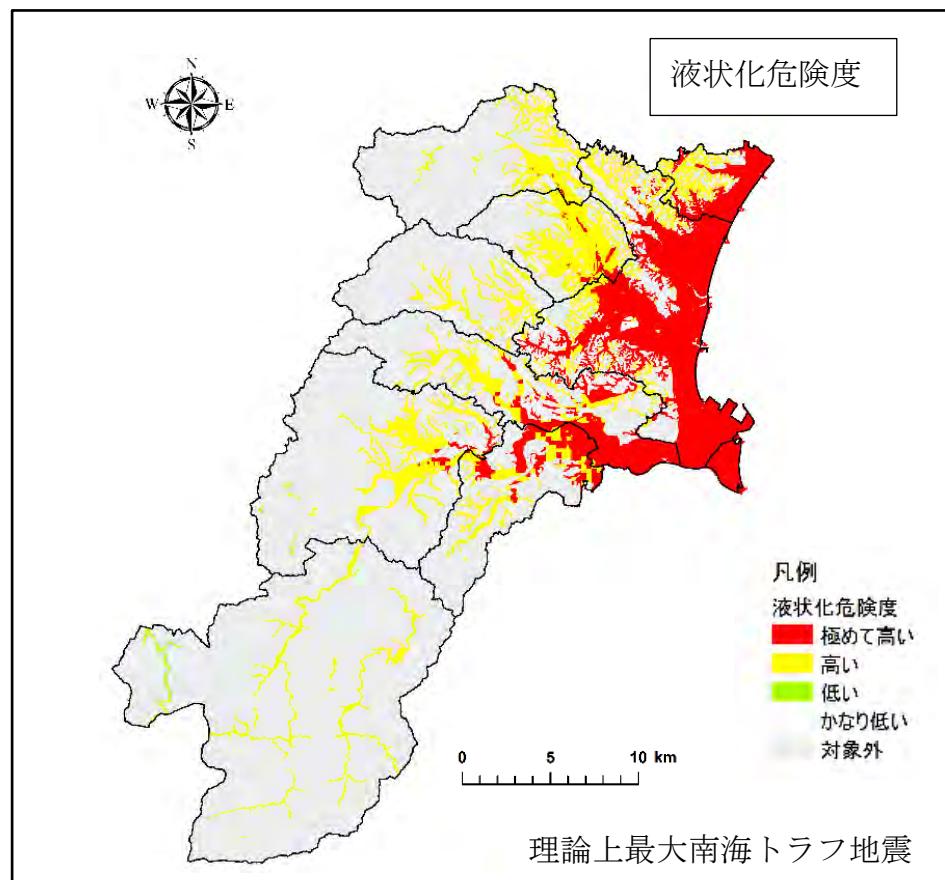


図 2-2 津市地震防災マップ作成業務委託 地震被害想定調査 調査報告書（平成28年3月）

津波浸水予測図（理論上最大）

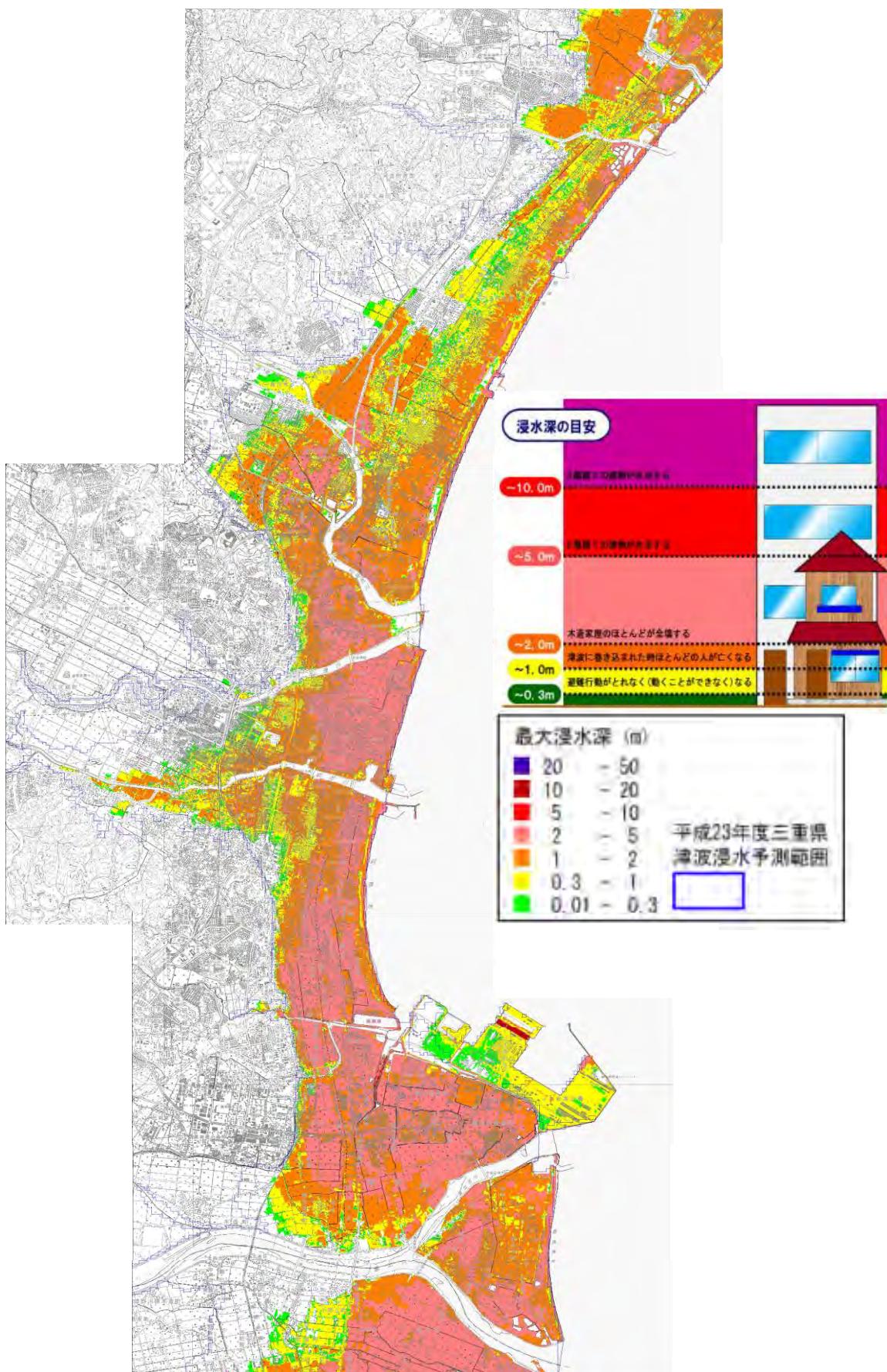


図 2-3 出典：平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月 13 日）

3 道路啓開における優先度の基本方針

3-1 道路啓開とは

大規模地震時には、沿道建物の倒壊や、津波によるがれきの堆積、道路の流出・水没、放置車両、橋梁段差の発生、盛土・斜面の崩壊等により道路が閉塞され、円滑な救命・救援活動が阻害される可能性がある

地震・津波災害発生からの災害対応の流れは、「災害発生→初動（人命救助、道路啓開、地域支援）→復旧（応急復旧、本格復旧）→復興（がれき処理、復興事業」となる。本計画での道路啓開とは、救命・救援活動の要として、道路本体の損傷、道路上の崩壊土、倒壊建物などのがれき、路上車両などの交通障害物により塞がれた道路を切り開き、緊急車両や物資輸送車両の通行を確保することである。

また、発災直後において、被害が甚大かつ広範囲にわたる場合には、通行機能の確保を最優先とし、応急的に迂回路を確保し、一時的に緊急通行路を設けることにより対応することも検討する。

なお、陸・空のあらゆる方面からの迅速な進出ルートを確保（総合啓開）するため、空路を活用した支援も想定して道路啓開を進める。



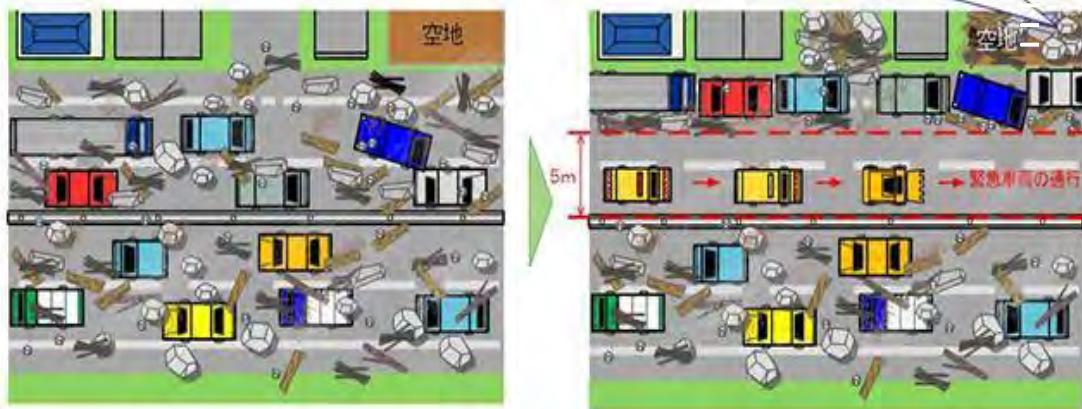
図 3-1 道路啓開の位置付け

出典：国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 中部版「くしの歯作戦」ホームページ

<https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/disaster/road-disaster/kushinoha01.html>

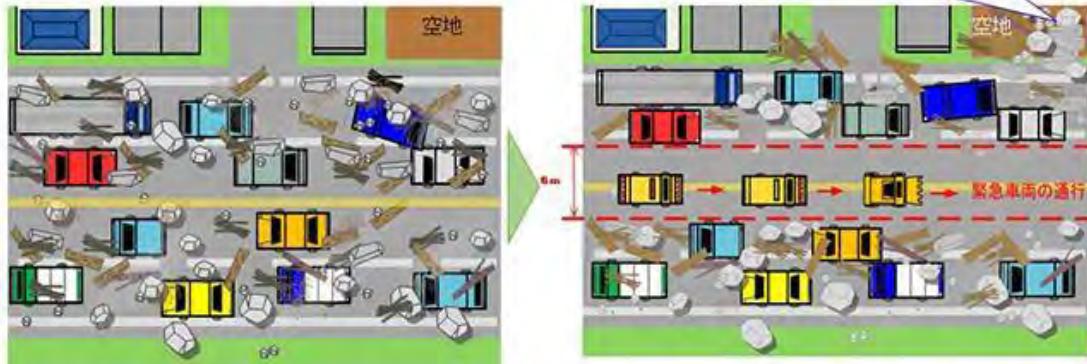
【中央分離帯あり】

現地状況から寄せることができない場合は、沿道上の空き地に一時的に集積



【中央分離帯なし】

現地状況から寄せことができない場合は、沿道上の空き地に一時的に集積



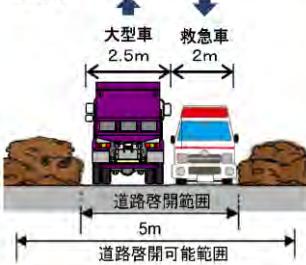
※図は、道路啓開のイメージである

道路啓開の幅員

先発部隊

道路啓開範囲5m

まずは車両が最低限通れるように、先発部隊により5m幅を確保。



後発部隊

道路啓開範囲6m以上

先発隊に引き続き、後発部隊により大型車の対面通行が可能な幅員6m以上を確保。

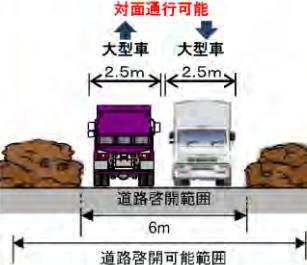


図 3-2 道路啓開のイメージ

出典：国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 中部版「くしの歯作戦」ホームページ

<https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/disaster/road-disaster/kushinoha01.html>

3-2 優先啓開ルートの選定

本計画の優先啓開ルートの選定に当たっては、津波浸水被害想定を考慮しつつ、津市受援計画・くしの歯作戦・県緊急輸送道路計画を基に、くしの歯作戦候補ルート、県緊急輸送道路と主要な防災拠点等を連絡する道路、孤立集落を解消する道路等を選定し順次、開設していくこととするが、まずは応援部隊受入れまでの間、陸上自衛隊第33普通科連隊の活動や市消防本部や津警察署、津南警察署が実施する消防救急、救助活動のための経路の確保や他市からの自衛隊応援部隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊の受入れ（受援）のための経路確保を優先した道路啓開ルートの選定を行う。

なお、詳細は後述する優先順位を基本とするが、発災後の情報収集の状況により臨機応変な対応を行うものとする。

3-3 優先啓開をする路線選定の考え方

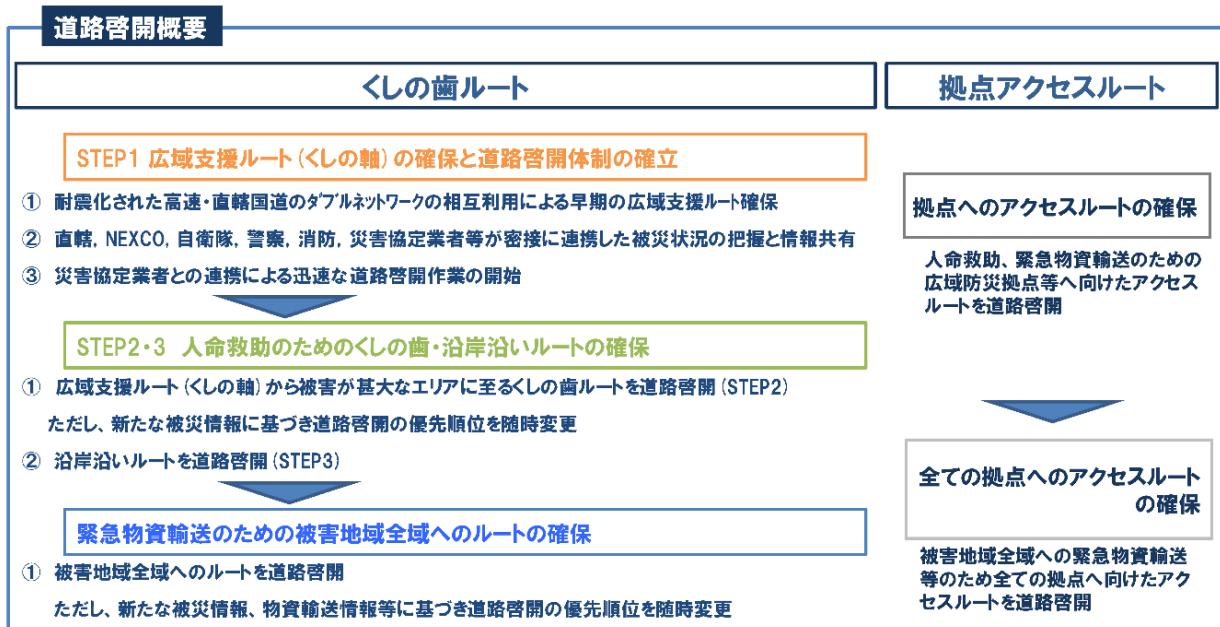
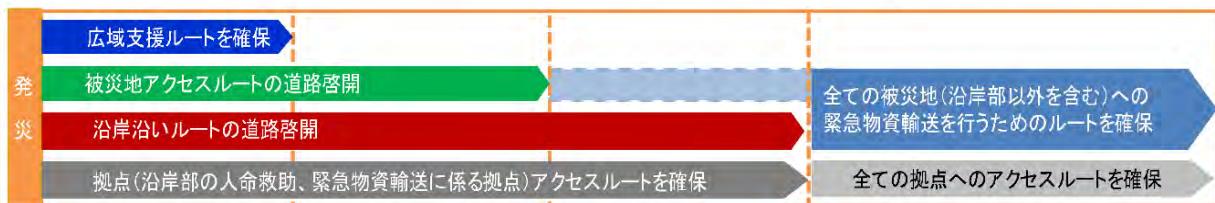
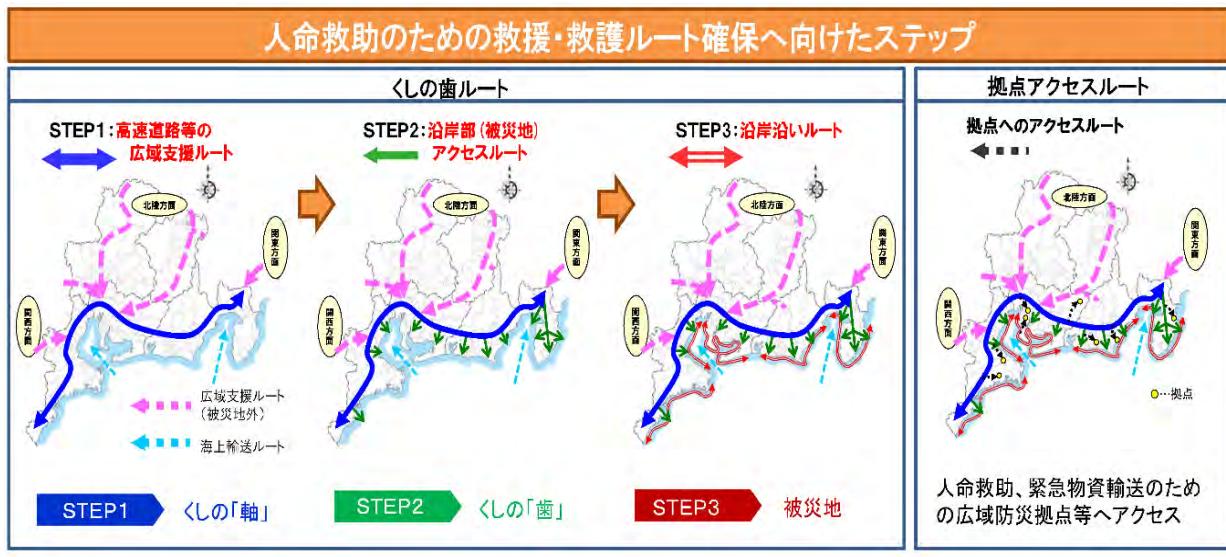
国・県・市等の各道路管理者における優先啓開ルートを選定する考え方を以下に示す。その中で本市においては、次表に示す「救急想定ルート及び受援想定ルート」と「啓開ルート1～4」を優先啓開ルートとする。(各啓開ルートの考え方は、P15 表4-2 参照)

災害時の行動		Ⅰ 救命・救援 Ⅱ 受援体制 Ⅲ 復旧	
国	県	市	
	<p>緊急輸送道路の確保</p> <p>【第1次緊急輸送道路】</p> <p>1 県庁所在地、地方中心都市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路 ①広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路 ②広域幹線道路である一般国道（指定区間） ③防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路 ④第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記①②③を連絡、補完する道路 ※①②のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く</p> <p>【第2次緊急輸送道路】</p> <p>2 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路 ①第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点とを連絡する道路</p> <p>【第3次緊急輸送道路】</p> <p>3 ①他の道路 ②第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 ③防災拠点であるJ.R貨物駅・特急停車駅、近隣特急停車駅、救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点とを連絡する道路</p> <p>※ 1 くしの歯作戦 1 津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う。 全ての被災地への緊急物資輸送ルートを確保する。 ①STEP1：全ての高速道路、都市高速、及び直轄国道（津波浸水区域を除く） ②STEP2：沿岸沿いの地域の道路啓開を迅速に行うため「STEP1」と「STEP3」の候補ルート及び重要拠点等効率的に結ぶ規格的耐震性の高いルート ③STEP3：沿岸ルート等、被害が甚大で孤立の危険が高いエリアを通過するルート ④拠点アクセスルート：人命救助、緊急物資輸送のための広域防災拠点等へのアクセスルート</p> <p>※ 2 協定業者からの被災情報等が国へ一元化され集約されることから、拠点事務所へ配置した本市職員と本市災害対策本部が情報共有を図る。国、県及び市が連携し、くしの歯ルートのうち市管理道路についても、一体的に道路啓開を行う。</p>	<p>道路啓開 救急想定ルート及び受援想定ルート ・救急想定ルート及び受援想定ルートのうち市管理道路</p> <p>※ 1・2 のとおり道路啓開を行う。</p> <p>啓開ルート1 ・くしの歯ルートのSTEP2のうち市管理道路 ・くしの歯ルートのSTEP3のうち市管理道路 ・くしの歯ルートの拠点アクセスルートのうち市管理道路 ・緊急性を有する孤立集落への道路 ※ 1 のとおり道路啓開を行う。 ※ 2 のとおり道路啓開を行う。</p> <p>啓開ルート2 ・第3次緊急輸送道路のうち市管理道路 ※ 2 のとおり道路啓開を行う。</p> <p>啓開ルート3 ・第1次緊急輸送道路から救助活動拠点へ連絡する市管理道路 ※ 2 のとおり道路啓開を行う。</p> <p>啓開ルート4 ・市管理道路 ・確保</p> <p>※ 啓開ルート1～3 : 表6-4参照 ※ 津波浸水区域においては、拠点事務所へ配置した本市職員と本市災害対策本部が情報共有を図る。 ※ 県と市が連携し、緊急輸送道路のうち市管理道路についても、一体的に道路啓開を行う。</p>	

くしの歯作戦

「くしの歯作戦」とは、津波による甚大な被害が想定される沿岸部への救援救護活動、緊急物資の輸送を迅速に行うため、内陸部を南北に貫く高速道と直轄国道から「くしの歯」のように沿岸部に伸びる何本もの国道等を切り開く作戦のことで、以下のステップにより人命救助のための救援・救護ルートを確保する。

中部版「くしの歯作戦」の基本的な考え方



くしの歯ルート・拠点アクセスルートの具体計画

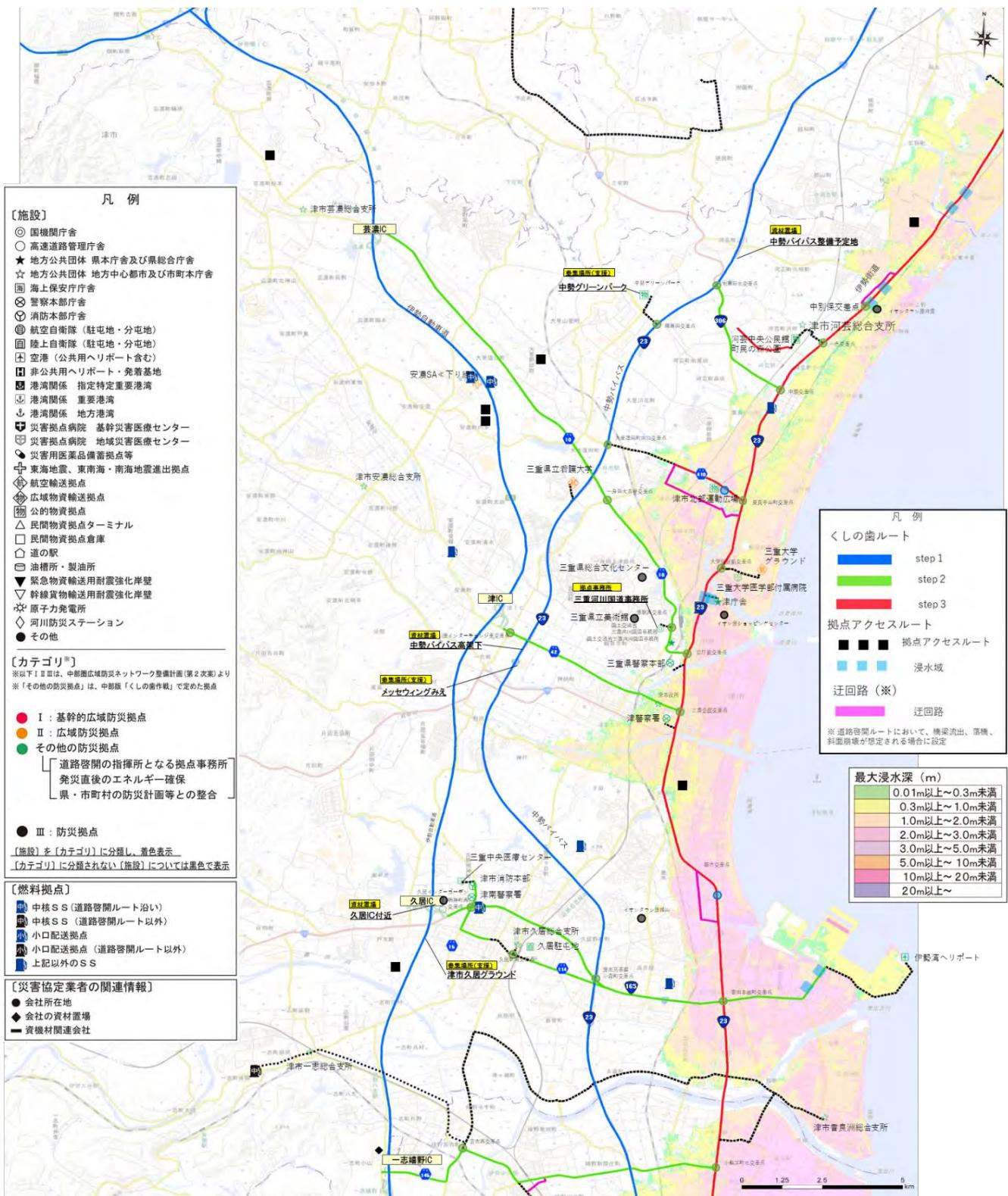


図 3-3 中部版「くしの歯作戦」(令和6年5月改定版)【道路啓開オペレーション計画】

三重県緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定するもの（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地など）とを連絡し、又はそれらの拠点を相互に連絡する道路をいい、重要度に応じ、第1次から第3次に区分する。

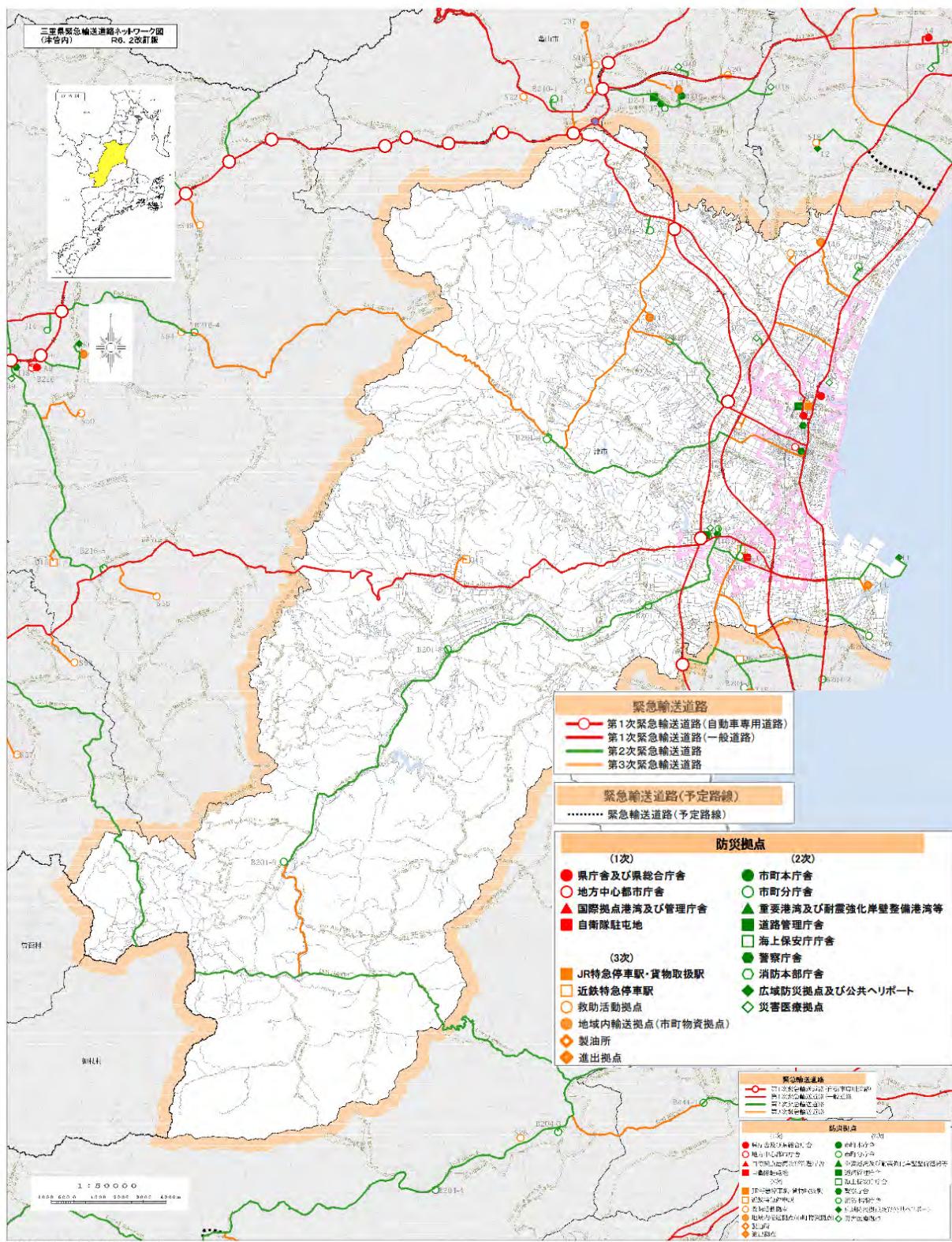
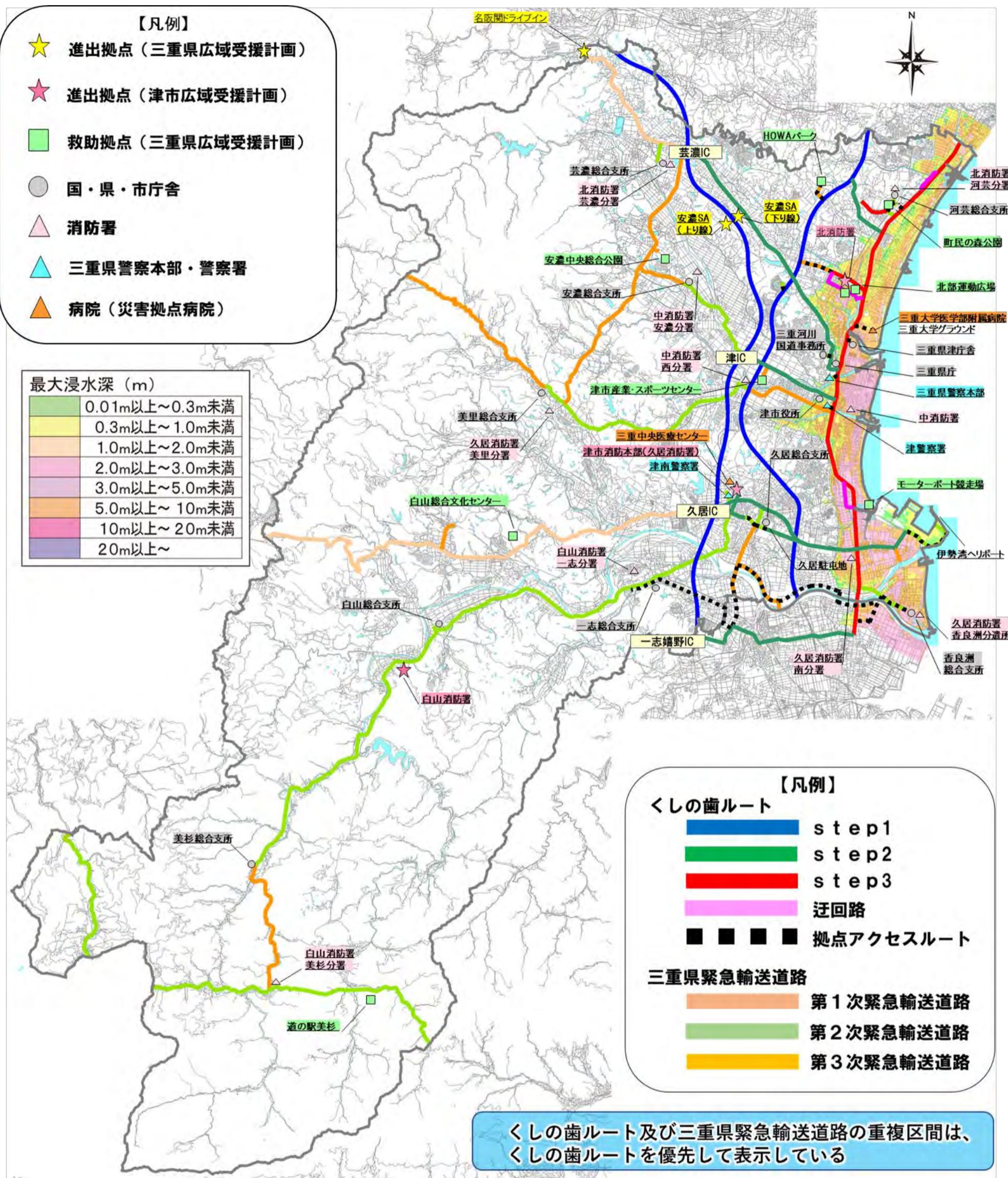


図 3-4 三重県緊急輸送道路ネットワーク図 (津管内) R6.2 改訂版

「くしの歯ルート」及び「三重県緊急輸送道路」の市内対象路線統合図



中部版「くしの歯作戦」（令和5年5月改訂版）【道路啓開オペレーション計画】
三重県緊急輸送道路ネットワーク図（津管内）R6.2 改訂版

4 道路啓開の対応行動

4-1 道路啓開のタイムライン

選定された優先啓開ルートに基づく迅速な道路啓開を実施するため、いつ何をするかについて明らかにした具体的な行動計画（以下「タイムライン」という。）を作成しておくことは極めて有効である。

「タイムライン」とは、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画と定義され、国、県、企業、住民などが連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応が行えるようにするためのものである。

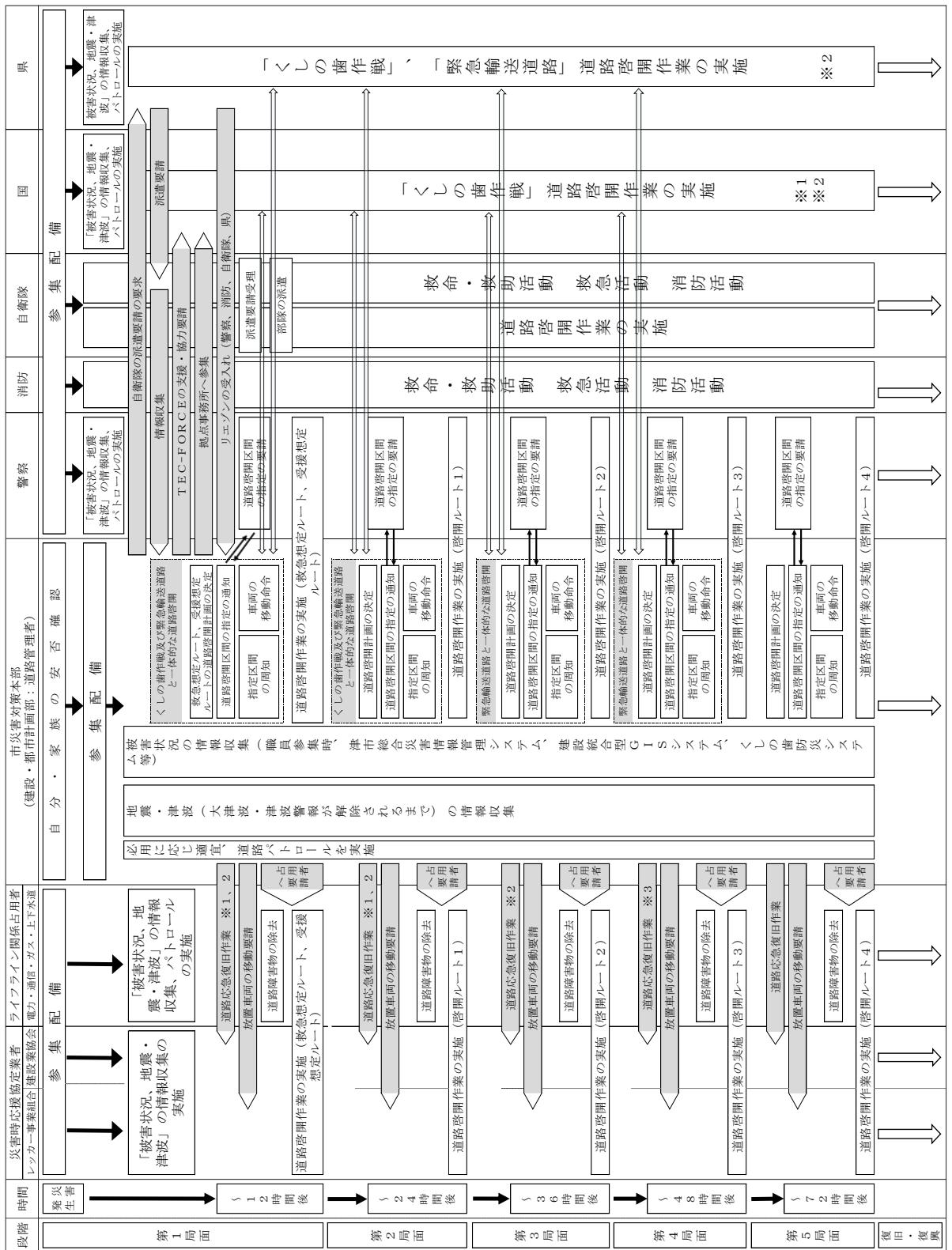
この際、各防災関係機関が、それぞれ違ったタイムラインを設定してしまうと弊害が生じるため、複数の機関が連携・協力のもとで対応にあたるような大規模災害については、時間目標の整合を図る必要がある。

のことから、本計画は、津市受援計画、県受援計画、くしの歯作戦の発災時の対応時系列を基軸としたタイムラインを踏まえ、大規模災害発生時からの道路啓開に関する活動フロー（図4-3参照）を基に作成した。

道路啓開がその後の救命・救援活動や消火活動、緊急輸送物資の輸送等を支えることから、まずは広域応援部隊が到着するまでの発災後12時間以内の対応行動を示すとともに、人命救助の「72時間の壁」を意識しつつ、地震発生後72時間を道路啓開目標時間として、優先啓開ルートの道路啓開を完了し、緊急車両等の通行路を確保していく。以降は、順次幹線道路、生活道路等の道路啓開を行い車両通行路の確保を行っていく。

なお、発災時の道路啓開対応は、タイムラインを基本としつつも、実際の災害の状況に応じて、臨機応変な対応を行うものとする。

図 4-1 道路啓開計画のタイムライン



くしの歯作戦が実行された場合は、國の災害協定業者から、被災情報等が国へ一元化され集約されるところから、拠点事務所へ参集する本市職員と本市災害対策本部が情報を共有を図ります。

表4-2 優先啓開ルート選定の考え方

優先順位		目標啓開時間	内容
1 救急・受援想定ルート	くしの歯ルート・県緊急輸送道路・本市重点啓開道路のうち、救急想定ルート及び受援想定ルート	12時間以内 (第1局面)	<p>救命・救急活動を優先するため、くしの歯ルート、県緊急輸送道路、本市重点啓開道路（啓開ルート1～3）のうち、救急想定ルート及び受援想定ルートを優先して啓開</p> <p>【救急想定ルート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各消防署から救出救助重点地域までの道路（表6-1） 自衛隊、警察、消防、医療機関の周辺道路（図6-2） <p>広域応援部隊到着前において、陸上自衛隊第33普通科連隊、津・津南警察署、市消防本部が迅速に救命救助・消防活動を展開できるよう、上記救急想定ルートのうち、被害が大きく優先的に啓開が必要と検討した結果を拠点事務所へ要請し、国・県・市3者で道路啓開ルートを決定する。道路管理者、災害協定業者及び各防災関係機関が連携して、発災後早期に道路啓開に着手する。</p> <p>【受援想定ルート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域応援部隊の進出拠点から救助活動拠点までの道路（表6-3） <p>広域応援部隊が本市到着後即座に活動できるよう、上記受援想定ルートのうち、市災害対策本部が自衛隊、警察、消防の広域応援部隊の各救助活動拠点として決定した場所までの道路を優先的に啓開するよう拠点事務所へ要請し、国・県・市3者で道路啓開ルートを決定する。応援部隊到着目安の発災後12時間以内に救助活動拠点までの道路啓開を完了させることを目標とする。</p>
2 啓開ルート1	くしの歯ルート（STEP1～3、拠点アクセスルート）、県緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路）及び本市重点啓開道路	24時間以内 (第2局面)	<ul style="list-style-type: none"> くしの歯作戦候補ルート 県庁所在地、地方中心都市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路（第1次緊急輸送道路） 第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点、国管理庁舎、警察庁舎、広域進出拠点及び進出拠点、災害拠点病院とを連絡する道路（第2次緊急輸送道路） 緊急性を有する孤立集落への道路 <p>※救急想定ルート及び受援想定ルートを除く</p> <p>救命救助・消防活動を最優先とし、自衛隊、警</p>

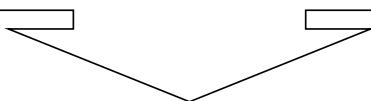
				察、消防、国土交通省緊急災害対策派遣隊（T E C-F O R C E）等の広域援助部隊が速やかに被災地での活動を展開できるよう、既に着手した救急想定ルート及び受援想定ルート以外の道路について、道路管理者、災害協定業者及び各防災関係機関が連携して、発災後 24 時間以内に啓開ルート 1 の道路啓開に着手する。
3	啓開ルート 2	県緊急輸送道路 (第3次緊急輸送道路)	36 時間 以内 (第3局面)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 ・第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点等（主要駅等）とを連絡する道路 <p>※救急想定ルート及び受援想定ルートを除く</p> <p>防災拠点等までのアクセスルートを道路管理者、災害協定業者、自衛隊、警察、消防、国土交通省緊急災害対策派遣隊（T E C-F O R C E）等が連携して発災後 36 時間以内に啓開ルート 2 の道路啓開に着手する。</p>
4	啓開ルート 3	本市重点啓開道路	48 時間 以内 (第4局面)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次緊急輸送道路と救助活動拠点とを連絡する道路 ・孤立集落を解消する道路 <p>※救急想定ルート及び受援想定ルートを除く</p> <p>救助活動拠点までのアクセスルート及び孤立集落を解消する道路において道路管理者、災害協定業者、自衛隊、警察、消防及び国土交通省緊急災害対策派遣隊（T E C-F O R C E）等が連携して発災後 48 時間以内に啓開ルート 3 の道路啓開に着手する。</p>
5	啓開ルート 4	本市重点啓開道路以外の道路	72 時間 以内 (第5局面)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活道路及びその他道路の通行確保 <p>道路管理者、災害協定業者、自衛隊、警察、消防及び国土交通省緊急災害対策派遣隊（T E C-F O R C E）等が連携して発災後 72 時間以内に啓開ルート 4 までの道路啓開を完了させることを目標とする。</p> <p>※必要に応じて応急仮設住宅建設用地までの道路啓開を行う。</p>

図 4-3 道路啓開の活動フロー



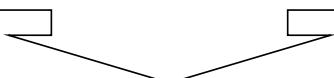
○第1局面（初動体制の確立：地震発生から12時間以内）

- ・参集
- ・津市災害対策本部の設置
- ・非常体制の確立（リエゾンの受入れ、拠点事務所へ参集）
- ・地震、津波情報、被害情報などの収集
- ・道路パトロールの実施
- ・道路被害情報の集約（くしの歯防災システム）
- ・救急想定ルート（自衛隊、警察、消防、医療機関へのルート）における啓開ルートの検討（津市災害対策本部）
 - ・広域応援部隊到着前に、進出拠点から救助活動拠点へのルート（受援想定ルート）の状況把握
 - ・受援想定ルートにおける啓開ルートの検討（津市災害対策本部）
 - ・救急想定ルート及び受援想定ルートにおける啓開ルートの決定（拠点事務所）
- ※くしの歯作戦の実行により災害協定業者からの被災情報等が国へ一元化され集約されることから、市が把握した情報を国及び県へ共有するとともに、救急想定ルート及び受援想定ルートのうち、津市災害対策本部で優先的に啓開が必要と検討した結果を、拠点事務所の本市職員を通じ啓開ルートの決定に反映するよう要請し、国、県、市3者で道路啓開ルートを決定する
- ・災害対策基本法に基づく区間の指定
- ・情報共有、広報の実施、交通規制の実施
- ・道路占用者への要請（電線、電柱の倒壊等の現場対応）
- ・各災害協定業者に国、県と連携し一体的な啓開作業の要請（道路応急復旧、放置車両のレッカー移動の実施）
- ・救急想定ルート・受援想定ルートの啓開開始



○第2局面（道路啓開の実施、被災情報の収集：地震後12時間から24時間以内）

- ・被害情報の収集
- ※第1局面において、くしの歯作戦による被災情報や県の緊急輸送道路に係る被災情報の共有を国、県及び市が行う。
 - ・啓開ルート1における啓開ルートの検討（津市災害対策本部）
 - ・啓開ルート1における啓開ルートの決定（拠点事務所）
- ※第1局面において、把握した被災情報を基に国、県と連携し一体的な道路啓開となるよう啓開ルートを決定する（既に啓開した救急想定ルート及び受援想定ルートを除く）。
 - ・災害対策基本法に基づく区間の指定
 - ・情報共有、広報の実施、交通規制の実施
 - ・道路占用者への要請（電線、電柱の倒壊等の現場対応）
 - ・各災害協定業者に国、県と連携し一体的な啓開作業の要請（道路応急復旧、放置車両のレッカーモーティの実施）
 - ・啓開ルート1の啓開開始



○第3局面（道路啓開の実施、被災情報の収集：地震後24時間から36時間以内）

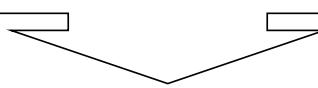
- ・被害情報の収集

※第1及び2局面において、くしの歯作戦による被災情報や県の緊急輸送道路に係る被災情報の共有を国、県及び市が行う。

- ・啓開ルート2における啓開ルートの検討（津市災害対策本部）
- ・啓開ルート2における啓開ルートの決定（拠点事務所）

※第1及び2局面において、把握した被災情報を基に国、県と連携し一体的な道路啓開となるよう啓開ルートを決定する（既に啓開した救急想定ルート及び受援想定ルートを除く）。

- ・災害対策基本法に基づく区間の指定
- ・情報共有、広報の実施、交通規制の実施
- ・各災害協定業者に県と連携し一体的な啓開作業の要請（道路応急復旧、放置車両のレッカー移動の実施）
- ・道路占用者への要請（電線、電柱の倒壊等の現場対応）
- ・啓開ルート2の啓開開始



○第4局面（道路啓開の実施、被災情報の収集：地震後36時間から48時間以内）

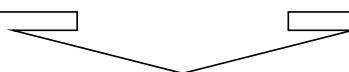
- ・被害情報の収集

※第1、2及び3局面において、くしの歯作戦による被災情報や県の緊急輸送道路に係る被災情報共有を国、県及び市が行う。

- ・啓開ルート3における啓開ルートの検討（津市災害対策本部）
- ・啓開ルート3における啓開ルートの決定（拠点事務所）

※第1、2及び第3局面において、把握した被災情報を基に国、県と連携し一体的な道路啓開になるよう啓開計画を決定する（既に啓開した救急想定ルート及び受援想定ルートを除く）。

- ・災害対策基本法に基づく区間の指定
- ・情報共有、広報の実施、交通規制の実施
- ・各災害協定業者に県と連携し一体的な啓開作業の要請（道路応急復旧、放置車両のレッカー移動の実施）
- ・道路占用者への要請（電線、電柱の倒壊等の現場対応）
- ・啓開ルート3の啓開開始



○第5局面（道路啓開の実施、被災情報の収集：地震後48時間から72時間以内）

- ・被害情報の収集

- ・啓開ルート4の道路パトロール

- ・啓開ルート4における啓開ルートの検討、決定

- ・災害対策基本法に基づく区間の指定

- ・情報共有、広報の実施、交通規制の実施

- ・各災害協定業者に啓開作業の要請（道路応急復旧、放置車両のレッカー移動の実施）

- ・道路占用者への要請（電線、電柱の倒壊等の現場対応）

- ・啓開ルート4の啓開開始

- ・啓開ルート1～4の啓開完了（発災後72時間以内を目標）

5 道路啓開の行動内容

5-1 災害発生後の本市の実施体制

(1) 参集後の体制及び役割

- ① 本市内に震度5強以上の地震が発生した場合、直ちに建設・都市計画部災害時出動体制を組織し、職員を参集する。職員参集後、班長の指示に従い、情報班と現場班に分かれ、道路被害状況を把握するための初動体制を確立する。また、建設・都市計画部長は班長、副班長のうち1名を情報管理責任者に指名し、情報の管理を行う。
- ② 情報班は、津市総合災害情報管理システムからの道路被害情報を管理するとともに、市民や建設業協会等から入った被害情報は津市総合災害情報管理システムへ入力する。本市が把握した道路被害情報は、くしの歯防災システムへ入力し、国が把握している情報と合わせて、情報管理責任者が一元管理を行う。
- ③ 班長は現場班の巡回体制を構築し、情報班からの道路被害情報を基に、道路パトロールを実施する。道路パトロールは、被害想定に基づく救急想定ルート（表6-1参照）と自衛隊、警察署、消防署、病院等の周辺道路（図6-2参照）を優先して実施することとし、加えて、状況に応じ実際に被害状況の大きい地域を巡回する。

なお、職員参集時や道路パトロール時に要救助者がいる現場や初期消火等を必要とする現場に遭遇した場合は、救助や消火活動等を優先する。

5-2 道路啓開に係る本市の実施内容

(1) 被災状況の把握

- ① 職員参集経路において、被害箇所や障害物の有無を確認して被災状況を把握する。また、確認の際に、緊急車両等の通行可否の確認を優先して行うこととする。
- ② 初動体制を確立後、速やかに優先啓開ルートである救急・受援想定ルート、続いて啓開ルート1、啓開ルート2、啓開ルート3及び啓開ルート4に関する道路被害情報を国、県、警察、消防等から収集し、緊急車両等の通行可否を判断するための被災状況を把握する。
- ③ 津市総合災害情報管理システムより建設・都市計画部に入った道路被害情報を確認する。また、市民や建設業協会等から入った道路被害情報を津市総合災害情報管理システムへ入力する。
- ④ くしの歯作戦が実行された場合は、参集機関である本市から建設部職員をくしの歯作戦の拠点事務所（三重河川国道事務所）へ派遣し、国及び県と情報を共有する。また、くしの歯防災システムに入力された情報を確認し、被災情報を把握する。

なお、所管施設内に震度6弱以上の地震が発生した場合、国の災害協定業者により自主的にくしの歯ルートの道路パトロールが実施され、災害協定業者自らくしの歯防災システムへ結果が入力される。また、同様に県管理道路においては、津管内震度4以上、隣接府県震度5強以上を観測した場合、県の災害協定業者により緊急輸送道路及び三重県地域防災計画における道路注意箇所（道路防災点検用対策箇所のうち未対策箇所）を自主的に道路パトロールが実施され、三重県へ報告される。

- ⑤ 道路被害情報の管理は、くしの歯防災システムを基本とし、情報班は、本市で把握した道路被害情報をくしの歯防災システムへ反映する。
- ⑥ 職員参集状況により、直接、津北工事事務所、津南工事事務所及び各総合支所職員による道路パトロールを行う。パトロール実施に当たり、通行困難な道路については、迂回路の設定可否の情報も収集する。

【情報収集元】

- ・道路管理者（国、県、NEXCO中日本）
- ・関係機関（自衛隊、警察、消防）
- ・ライフライン関係占用者（電力、通信、ガス、上下水道）

【把握する被災状況】

- ・道路本体（段差・亀裂・陥没・マンホール浮上）
- ・法面・擁壁の崩落
- ・建物などのがれき
- ・橋梁（落橋・段差）
- ・路上車両（立ち往生、放置）
- ・電柱倒壊

【津波への対応】

- ・大津波警報・津波警報が発表されている場合、津波浸水が想定される区域及び遡上が確認された海岸及び河川の巡回点検は行わない。
- ・大津波警報・津波警報が解除された後も、本震による津波が到達してから十分な時間が経過し、浸水区域の今後の拡大の可能性が低いと判断されてから、当該区域の点検を行う。

(2) 被災状況の集約

- ① 津市災害対策本部から道路啓開作業実施の基礎となる重要な被災情報を収集するとともに、各部及び各支部、消防団、市民、建設業協会等からの被害情報も合わせて集約する。
- ② 職員が参集時に通った道路等の被害状況に関する情報を道路啓開作業実施の基礎となる重要な情報として集約する。

- ③ 広域応援部隊到着までの間は、道路パトロールや警察、消防等の情報を基に、まずは人命救助を主眼として被害の大きい地域の把握と消防署や病院等を結ぶ道路の被害情報を中心に集約する。次に円滑に広域応援部隊を受け入れられるよう、自衛隊、警察、消防等の各部隊の進出拠点から救助活動拠点を結ぶ道路の被害情報を中心に集約する。
- ④ 被害が大きい地域の予測は困難なことから、あらかじめ、道路台帳（建設統合型G I Sシステム）を基に、通行可能性が高い、幅員の広い道路を把握しておき、啓開ルートや迂回路を模索する参考とする。
- ⑤ 本市や国が把握した道路被害情報はくしの歯防災システムへ集約し、津市災害対策本部で常時閲覧可能な状態とする。情報管理責任者がまとめた道路被害情報を建設・都市計画部長から本部長に対し、適宜報告を行う。本部長は報告を受けた道路被害情報や津市災害対策本部が把握している被害情報等を基に道路啓開が必要な路線を検討する。
- ⑥ 集約した道路被害情報は、くしの歯防災システムへ入力するとともに、拠点事務所に配置した職員から適宜国及び県へ状況の報告を行う。
- ⑦ 被害や障害の状況から「全面通行止」又は「片側通行止」の措置が必要かどうかの判断を行う。
- ⑧ 津市災害対策本部と拠点事務所、各支部等との情報共有を行う際に用いる通信手段は、電話回線（公用携帯電話）の使用を基本とし、通信が途絶えている場合など、移動系防災行政無線機も活用する。

（3）啓開ルートの決定

- ① くしの歯作戦が実行された場合は、市から拠点事務所（三重河川国道事務所）へ参集機関として職員を派遣する。拠点事務所へは、国、三重県津建設事務所、津市建設部及び三重県建設業協会津支部・一志支部が参集することとなる。市道を含むくしの歯ルート（STEP1～3、拠点アクセスルート）に係る道路啓開ルートの決定については、国、県及び市がともに災害復旧支援ルートの確保、広域防災拠点へのアクセス、人命救助のためのルートの確保の観点で優先すべき道路啓開ルートを決定する。くしの歯ルートに係る市管理道路の決定について、拠点事務所から、津市災害対策本部へ情報を共有する。

なお、道路啓開ルートの決定に当たっては、救命救助を優先するため、事前に選定している救急想定ルート（※1）及び受援想定ルート（※2）のうち、集約した被害情報を基に、被害が大きい地域や救助関係機関へのアクセスルートを優先するよう、津市災害対策本部で検討した結果を、拠点事務所の市職員を通じ、くしの歯ルートにおける道路啓開ルートの決定に反映するよう要請する。

- ② 市道を含む県緊急輸送道路（第1～3次）に係る道路啓開ルートの決定については、くしの歯作戦に基づく啓開ルートの決定と同様、拠点事務

所において、県及び市がともに災害活動拠点や救助活動拠点、医療活動拠点等へのルート確保のための道路啓開ルートを決定する。県緊急輸送道路に係る市管理道路の決定について、先行して拠点事務所から、津市災害対策本部へ情報を共有する。

なお、道路啓開ルートの決定に当たっては、救命救助を優先するため、事前に選定している救急想定ルート（※1）及び受援想定ルート（※2）のうち、集約した被害情報を基に、被害が大きい地域や救助関係機関へのアクセスルートを優先するよう、津市災害対策本部で検討した結果を、拠点事務所の市職員を通じ、県緊急輸送道路における道路啓開ルートの決定に反映するよう要請する。

- ③ ①②以外の孤立集落を解消する市管理道路や市管理道路における生活道路、その他道路の通行確保については、津市災害対策本部が、集約した市内の被害状況を勘案し、優先して実施する道路啓開ルートを決定する。
- ④ 津市道路啓開計画では、救命・救援活動を支える緊急輸送体制を早期に確保することができるよう、啓開ルート1～4のうち、まずは救急・受援想定ルートの啓開を優先し、続いて啓開ルート1、啓開ルート2を主体とした道路啓開を進めていくが、啓開ルート3についても、広域応援部隊の受援や復旧に向けて必要な拠点を結ぶルートであるため、順次啓開する。また、状況に応じて啓開ルート4についても順次啓開していくものとする。
- ⑤ 啓開ルートの検討に当たり、被害情報の収集結果を基に、迂回路（別路線も含む）の確保を模索するが、時間を要するなど確保が困難な場合は、くしの歯ルートなど事前に選定している道路を中心とした道路を検討する。
- ⑥ 大津波警報・津波警報が発表されている間は、STEP3を中心とする津波浸水が想定される区域の道路啓開は実施しないが、大津波警報・津波警報の解除後に早期に津波浸水区域内の道路啓開が実施できるよう、STEP2までの沿岸部へのアクセスルートの道路啓開が完了した後は、津波浸水区域内の被害情報を集約し、道路啓開ルートを想定しておく。

※1 【救急想定ルート】

広域応援部隊到着までの本格的な道路啓開が始まるまでの間において、負傷者の救命救急活動や消防活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、各消防署から被害想定に基づく救出救助重点地域までのルートを事前に想定ルートとして定めておくとともに、陸上自衛隊第33普通科連隊や各警察署、各消防署、医療機関の周辺道路を事前に把握しておく。発災後は、実際に集約した道路被害情報を基に、救急現場から医療機関へ負傷者を搬送するために優先的に啓開が必要なルートを決定する。

- ・各消防署から救出救助重点地域までの道路（表6-1参照）
- ・自衛隊、警察、消防、医療機関の周辺道路（図6-2参照）

※2 【受援想定ルート】

広域応援部隊が本市到着後即座に活動可能となるよう、自衛隊、警察、消防の各進出拠点から救助活動拠点候補地までのルートを事前に想定ルートとして定めておく。広域応援部隊到着の際には、津市災害対策本部が被害状況に応じて、自衛隊、警察、消防の救助活動拠点として決定した場所を確認し、それぞれの部隊の進出拠点から救助活動拠点までの優先的に啓開が必要なルートを決定する。

- ・広域応援部隊の進出拠点から救助活動拠点までの道路（表6-3参照）

(4) 啓開体制の確保

- ① くしの歯ルート及び県緊急輸送道路に関する道路啓開については、決定した啓開ルートを、拠点事務所から事前に地区担当割付をしている災害協定業者に対して、国道、県道及び市道の一体的な道路啓開実施を指示する。
- ② その他の孤立集落を解消する市管理道路や市管理道路における生活道路等については、市において災害協定業者へ道路啓開実施を指示するが、啓開する業務区間担当割は、三重県津建設事務所の緊急連絡応援体制ネットワークに準拠する。
- ③ 被害が大きいために対応が困難な場合は、津市災害対策本部長から国土交通省中部地方整備局（三重河川国道事務所）に国土交通省緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）の支援・協力を要請する。
- ④ 自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、津市災害対策本部長から三重県知事に要請を行う。
- ⑤ がれき類の除去や陥没の修復などのうち、軽微な被害でかつ緊急性を要する場合について、市直営（建設作業事務所）での処理が可能か検討し実施するが、不可能な場合は災害協定業者へ依頼する。

(5) 災害対策基本法に基づく道路区間の指定

- ① 集約された被災情報をもとに、津市災害対策本部として緊急性を判断し災害対策基本法第76条の6の規定に基づき「道路区間の指定」を行う。
- ② 道路区間の指定については、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき、三重県公安委員会に指定の通知を行う。

(6) 道路啓開の実施

- ① 「道路区間の指定」などの通行規制を実施した際には、一般車両などの進入防止措置及び周知を行った上で道路啓開作業を実施する。
- ② 道路啓開は、中央分離帯がある道路については啓開進行方向左車線の中央分離帯を標準とするが現地状況に応じて対応する。放置車両やガレキの移動は、片側（民地側）を標準とするが、現地

状況から寄せることができないと判断された場合は、沿道上の空き地に一時的に集積する。また、中央分離帯がない道路については、車道の中央部分を標準とするが現地状況に応じて対応する。放置車両やガレキの移動は両側を標準とするが現地状況から寄せることができないと判断された場合は、沿道上の空き地に一時的に集積する。

なお、適宜、道路啓開作業部隊を増強していくなどして、緊急車両等の通行を早期に確保する。（図3-2参照）

- ③ 啓開作業は、重機やレッカーカー車等を投入し、ガレキや電柱の排除、放置車両及び被災して移動不能となった車両の移動を行う。この際、車両移動については災害対策基本法第76条の6の規定に基づき迅速に道路啓開を実施する。

【ガレキ撤去】

- ・道路上に散乱した建物のガレキなどは、道路法第42条若しくは災害対策基本法第76条の6を根拠法として、道路管理者及び道路管理者から指示を受けた災害協定業者が除去する。

【負傷者・ご遺体】

- ・ガレキなどの中に、負傷者・ご遺体を発見した場合は、作業を中断し、警察、消防などに処置を依頼する。

【車両移動】

- ・道路管理者は、災害対策基本法第76条の6を根拠として車両の所有者などに対し、付近の道路外への移動などの措置を命じる。
- ・所有者による移動が困難な場合は、道路管理者や災害協定業者が車両の移動を行う。

【電柱の移動】

- ・電柱などが倒壊し、道路啓開の支障となるような路線の閉塞が確認された場合には、道路管理者から電柱管理者である電気事業者及び電気通信事業者に原則ケーブルの撤去や電柱の移動を要請する。

(7) 発災後の広報の実施

- ① 道路管理者は、発災直後、通行規制後、区間確定後及び啓開作業着手後など状況に応じ、道路利用者に対して様々な方法で情報提供を行う。特に区間指定の周知については、一般車両の進入が緊急車両等の通行の妨げに繋がるおそれが大きいことから、同報系防災行政無線を通じて、繰り返し、当該区間への一般車両の進入禁止を求める放送を行う。

【参考】

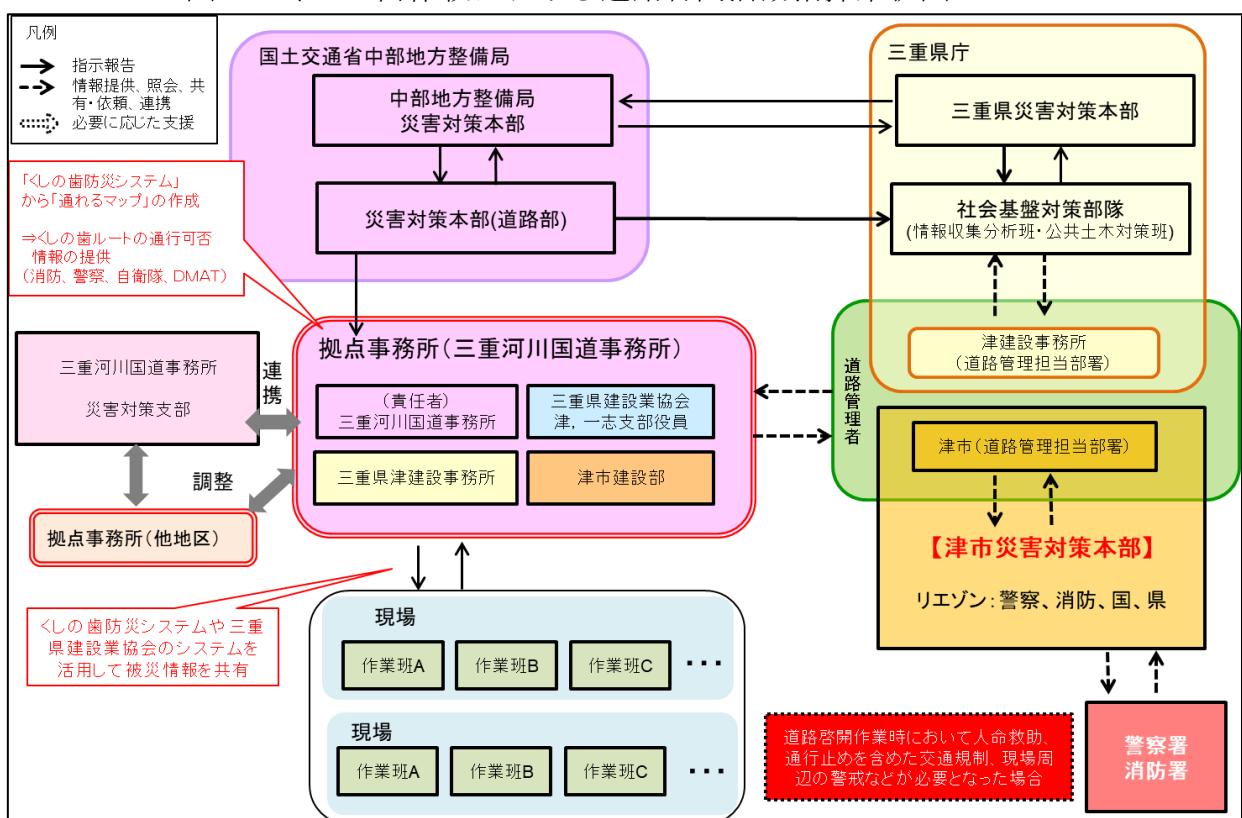
情報提供方法

道路情報板、標識、立て看板、同報系防災行政無線、広報車、インターネット（ホームページ、SNSなど）、テレビ、ラジオ（日本道路交通情報センターなど）などを活用する。

5-3 関係機関等との連携

県緊急輸送道路と主要な防災拠点等を連絡する道路を確保するために、国・県・市の各道路管理者が連携して道路啓開を実施する必要がある。くしの歯作戦が発令された場合における道路啓開活動の指揮系統を以下に示す。

図 5-1 くしの歯作戦における道路啓開活動指揮系統図



※発災時に適切に連携し、機動的な対応を実施するためには、各防災関係機関との情報共有並びに連携、協力体制を構築するとともに、意見交換などを行い、共通認識を築いておく。

5-4 南海トラフ地震以外での対応

本計画は、南海トラフ地震を中心とした大規模災害が発生した際ににおける道路啓開を想定したものであるが、風水害等による大規模災害が発生した場合においても、人命救助のための迅速な対応が必要であることから、本計画に基づく道路啓開の作業手順を準用することとする。

6 計画の効果的な推進

6-1 計画推進の連携と調整

本計画に示された内容は、本市防災部局や自衛隊、警察、消防、国、県等、各防災関係機関との連携、協力体制により効果的・効率的な道路啓開活動が可能となるものである。平時から大規模災害の発生を想定した防災訓練を関係機関や災害協定業者等との協力の下に定期的に実施するなど、現場対応力の向上や連携強化を図る。

6-2 今後の検討課題

本計画は、南海トラフ地震を含む大規模災害が発生した際に、緊急車両等の通行を確保するため、道路啓開の役割分担、対応手順を事前に定めて救命・救援活動を支える緊急輸送体制を早期に確保するために策定するものである。

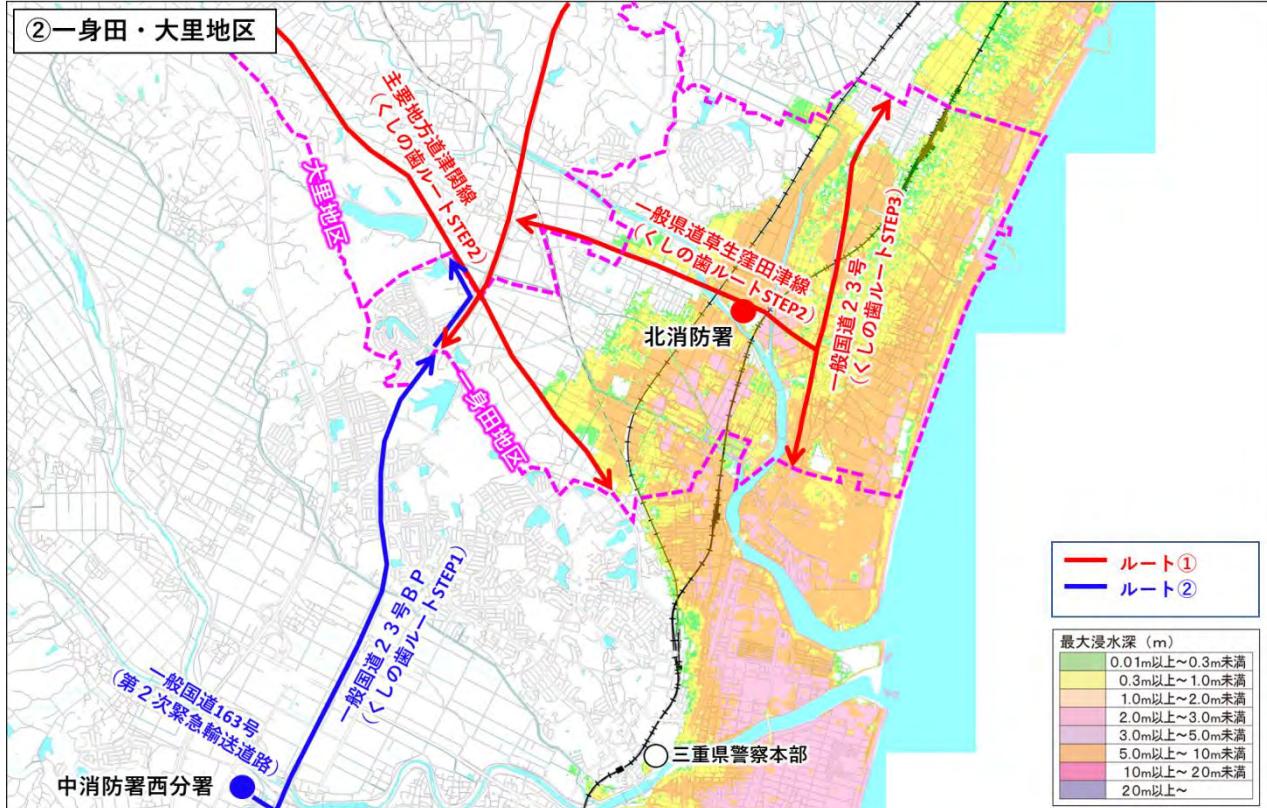
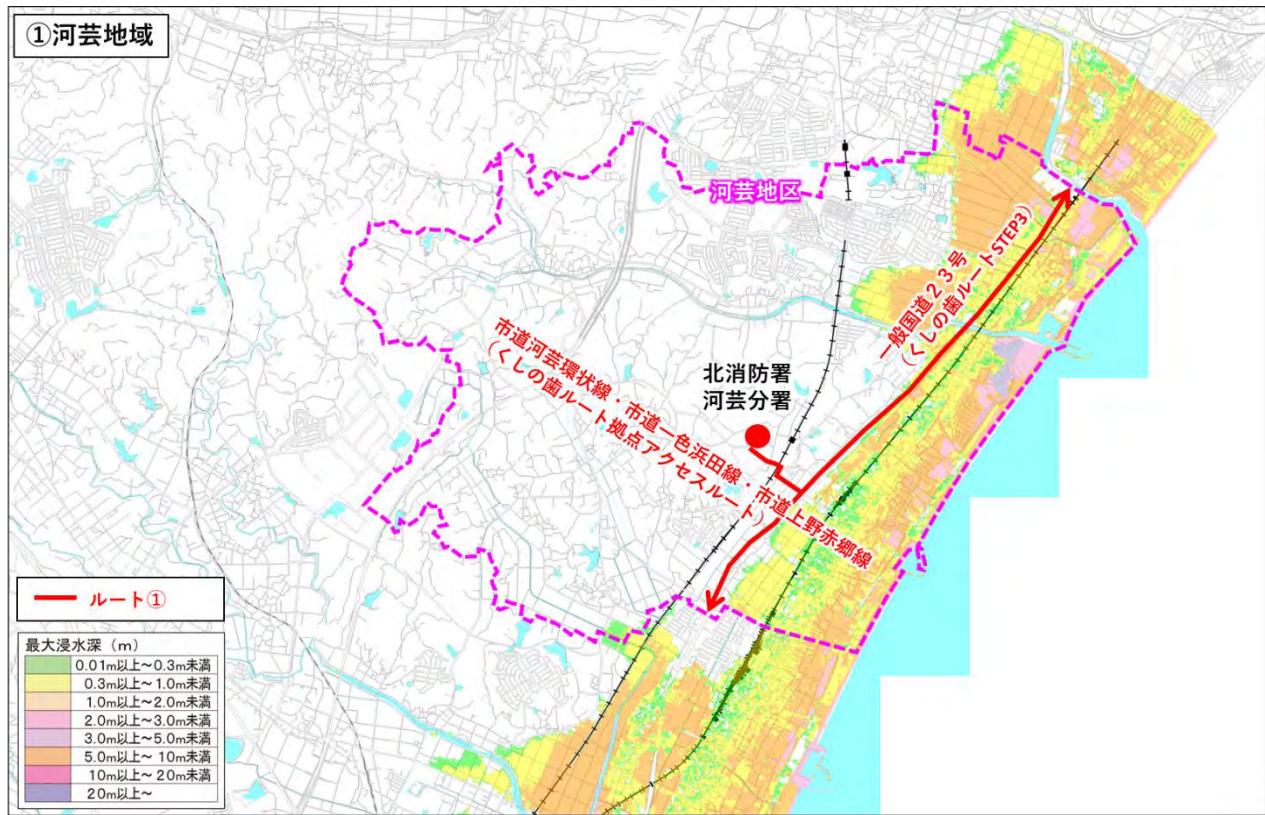
津市地域防災計画や津市受援計画等関連する計画との整合性を図るとともに、今後、中部地方幹線道路協議会 道路管理防災・震災対策検討分科会三重県小分科会での議論や津市総合防災訓練及び津市災害対策図上訓練などの課題などの検証結果を踏まえ、適宜、本計画内容の見直し、充実を図ることにより、更なる実効性の向上を目指すこととする。

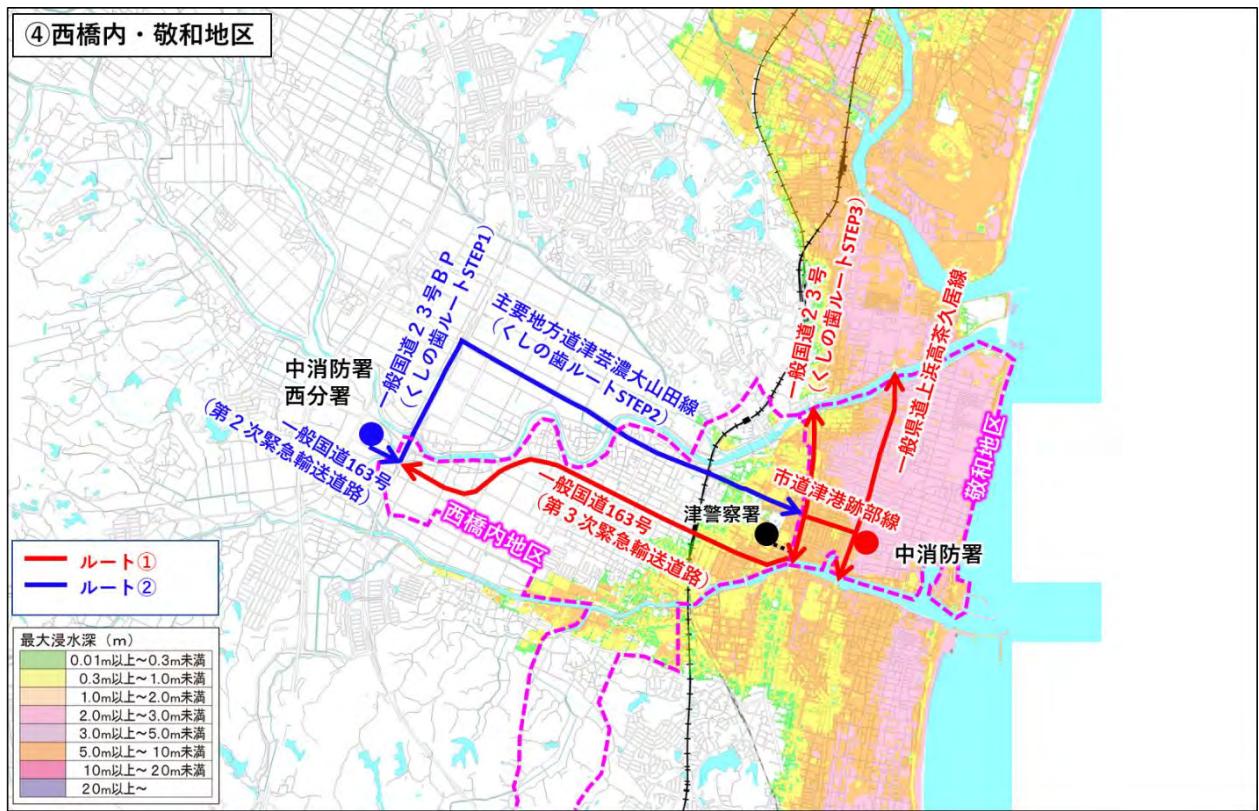
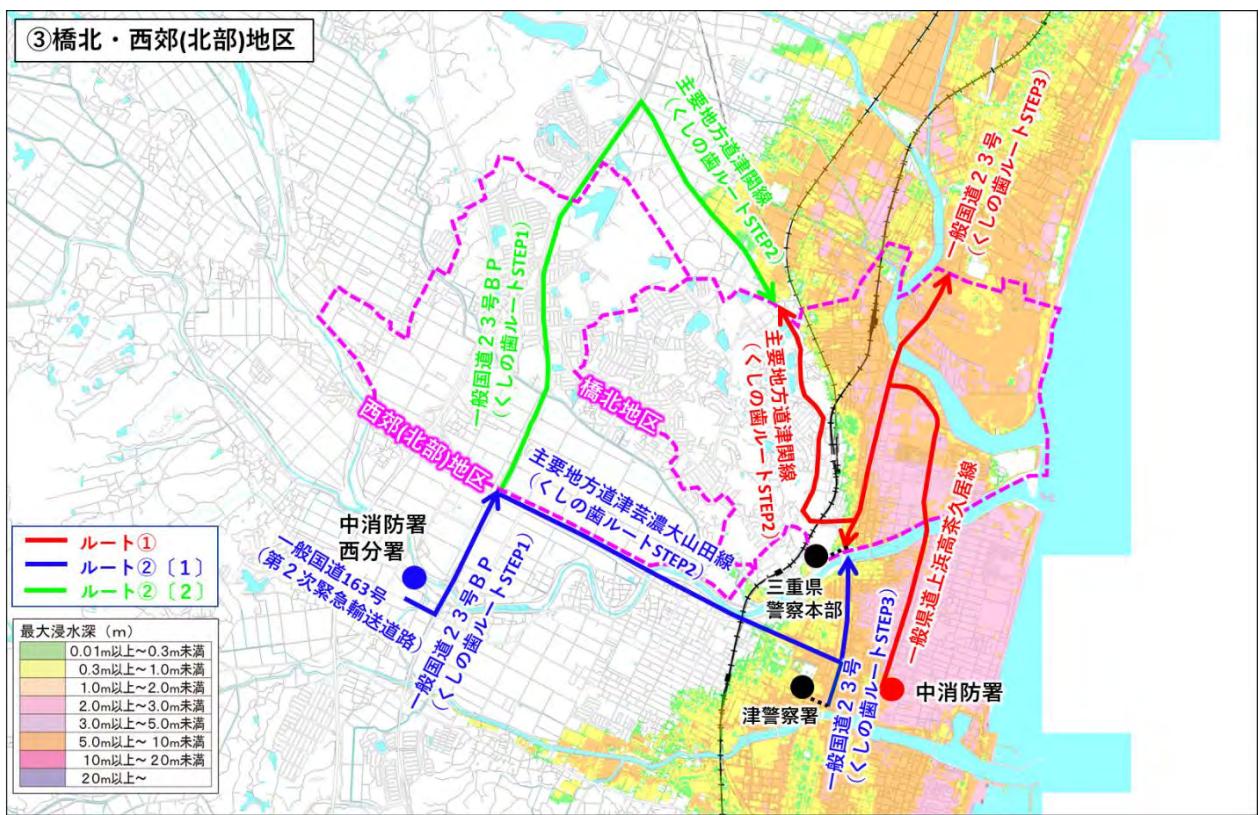
7 資料

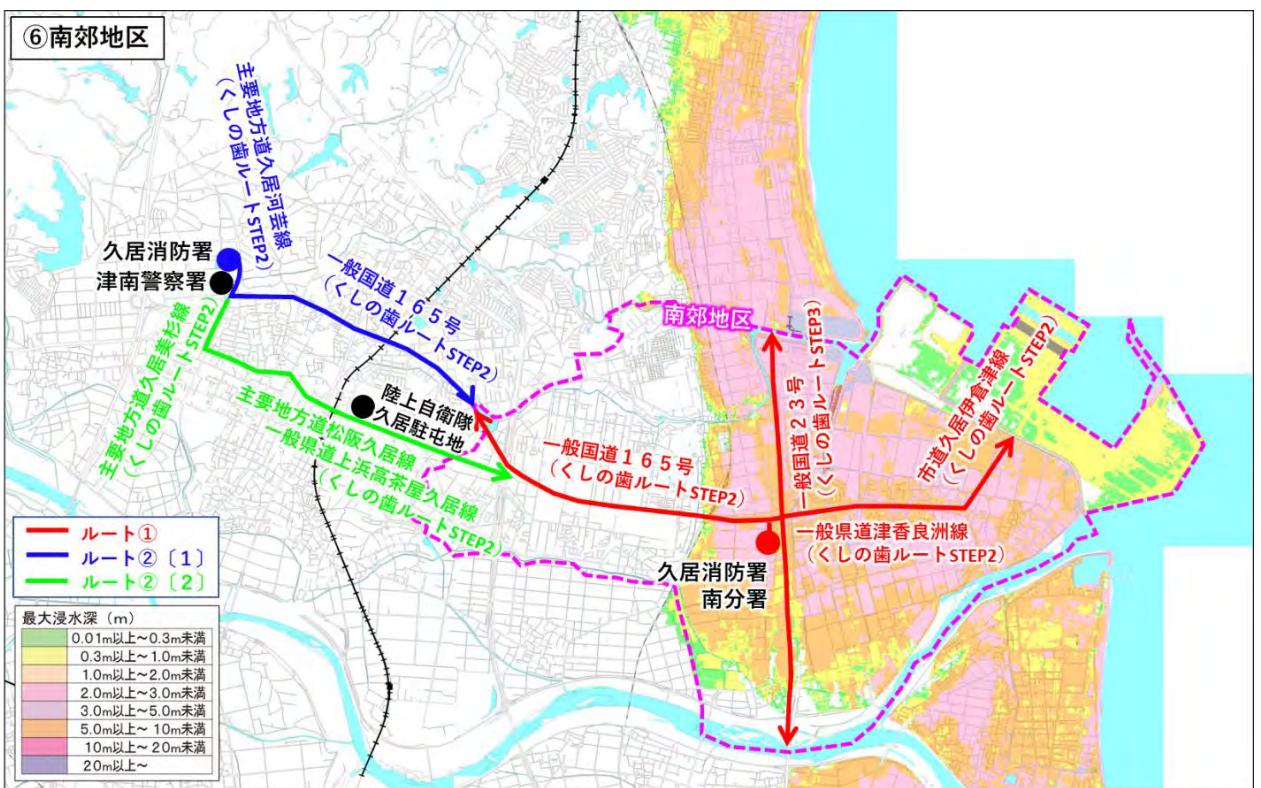
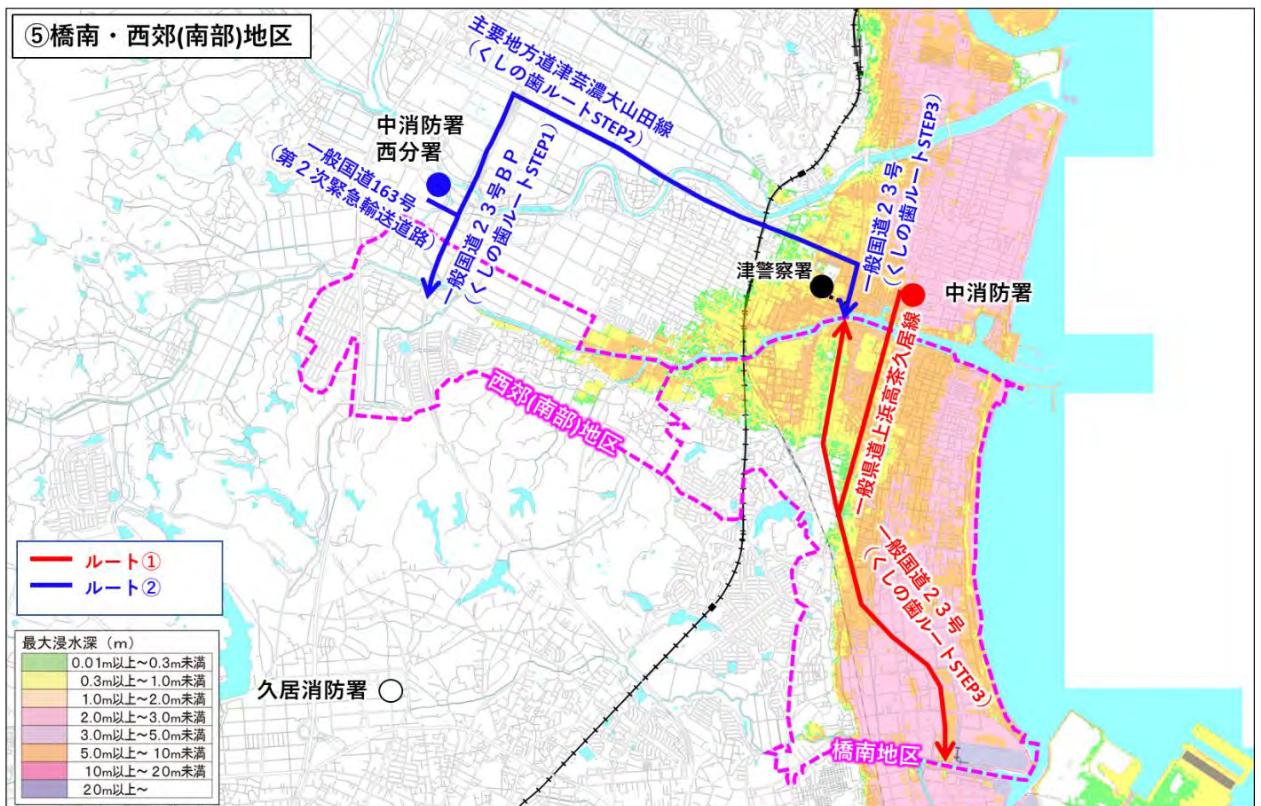
資料 1 津市優先道路啓開路線

表 6-1 救急想定ルート（救出救助重点地域）

地区	消防署	ルート①	代替消防署	ルート②
①河芸地区	河芸分署	河芸地区（河芸分署➡市道河芸環状線➡市道一色浜田線➡一般国道23号）		
②一身田・大里地区	北消防署	【一身田地区】 一身田地区（北消防署➡一般県道草生窪田津線・一般国道23号） 【大里地区】 北消防署➡一般県道草生窪田津線➡一般国道23号 B P➡主要地方道津闊線➡大里地区（➡一般国道23号B P・主要地方道津闊線）	西分署	【一身田地区】 西分署➡一般国道163号➡一般国道23号B P➡一般県道草生窪田津線➡一般国道23号➡一身田地区 【大里地区】 西分署➡一般国道163号➡一般国道23号B P➡主要地方道津闊線➡大里地区
③橋北・西郊（北部）地区	中消防署	【橋北地区】 中消防署➡一般県道上浜高茶屋久居線➡橋北地区（➡一般国道23号・一般県道上浜高茶屋久居線・主要地方道津闊線）	西分署	【橋北地区】 〔1〕西分署➡一般国道163号➡一般国道23号 B P➡主要地方道津芸濃大山田線➡一般国道23号➡橋北地区 〔2〕西分署➡一般国道163号➡一般国道23号 B P➡主要地方道津闊線➡橋北地区 【西郊地区】 〔1〕西分署➡一般国道163号➡一般国道23号 B P➡西郊地区
④西橋内・敬和地区	中消防署	【西橋内地区】 中消防署➡市道津港跡部線➡一般国道23号➡一般国道163号➡西橋内地区（➡一般国道163号） 【敬和地区】 敬和地区（中消防署➡一般県道上浜高茶屋久居線➡市道津港跡部線➡一般国道23号）	西分署	【西橋内地区】 西分署➡一般国道163号➡西橋内地区 【敬和地区】 西分署➡一般国道163号➡一般国道23号B P➡主要地方道津芸濃大山田線➡敬和地区
⑤橋南・西郊（南部）地区	中消防署	【橋南地区】 中消防署➡一般県道上浜高茶屋久居線➡橋南地区（➡一般国道23号）	西分署	【橋南地区】 西分署➡一般国道163号➡一般国道23号B P➡主要地方道津芸濃大山田線➡一般国道23号➡橋南地区 【西郊地区】 西分署➡一般国道163号➡一般国道23号B P➡西郊地区
⑥南郊地区	南分署	南郊地区（南分署➡市道塔世橋南郊線➡一般国道165号➡一般国道23号➡一般県道津香良洲線➡市道久居伊倉津線）	久居消防署	〔1〕久居消防署➡主要地方道久居河芸線➡一般国道165号➡南郊地区 〔2〕久居消防署➡主要地方道久居河芸線➡主要地方道松阪久居線➡一般県道上浜高茶屋久居線➡一般国道165号➡南郊地区
⑦香良洲地区	南分署	南分署➡市道塔世橋南郊線➡一般国道165号➡一般国道23号➡一般県道嬉野津線➡南郊地区（➡一般県道嬉野津線➡一般県道津香良洲線）	久居消防署	〔1〕久居消防署➡主要地方道久居河芸線➡一般国道165号➡一般国道23号➡一般県道嬉野津線➡香良洲地区 〔2〕久居消防署➡主要地方道久居河芸線➡主要地方道松阪久居線➡一般県道上浜高茶屋久居線➡一般国道165号➡一般国道23号➡一般県道嬉野津線➡香良洲地区
⑧久居（桃園）地区	久居消防署	〔1〕久居消防署➡主要地方道久居河芸線➡一般国道165号➡一般国道23号B P➡桃園地区 〔2〕久居消防署➡主要地方道久居河芸線➡主要地方道久居美杉線➡主要地方道松阪久居線➡一般県道三雲久居線➡桃園地区（➡一般県道三雲久居線）		







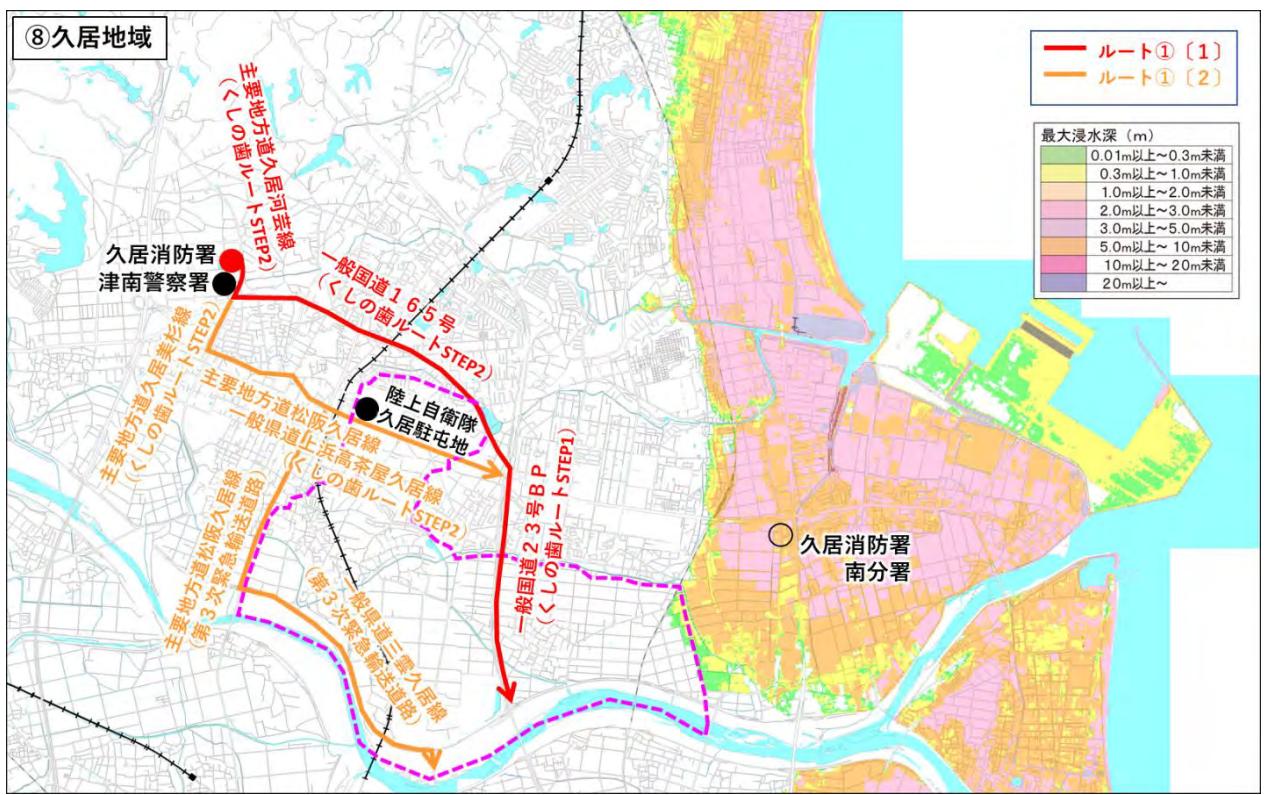
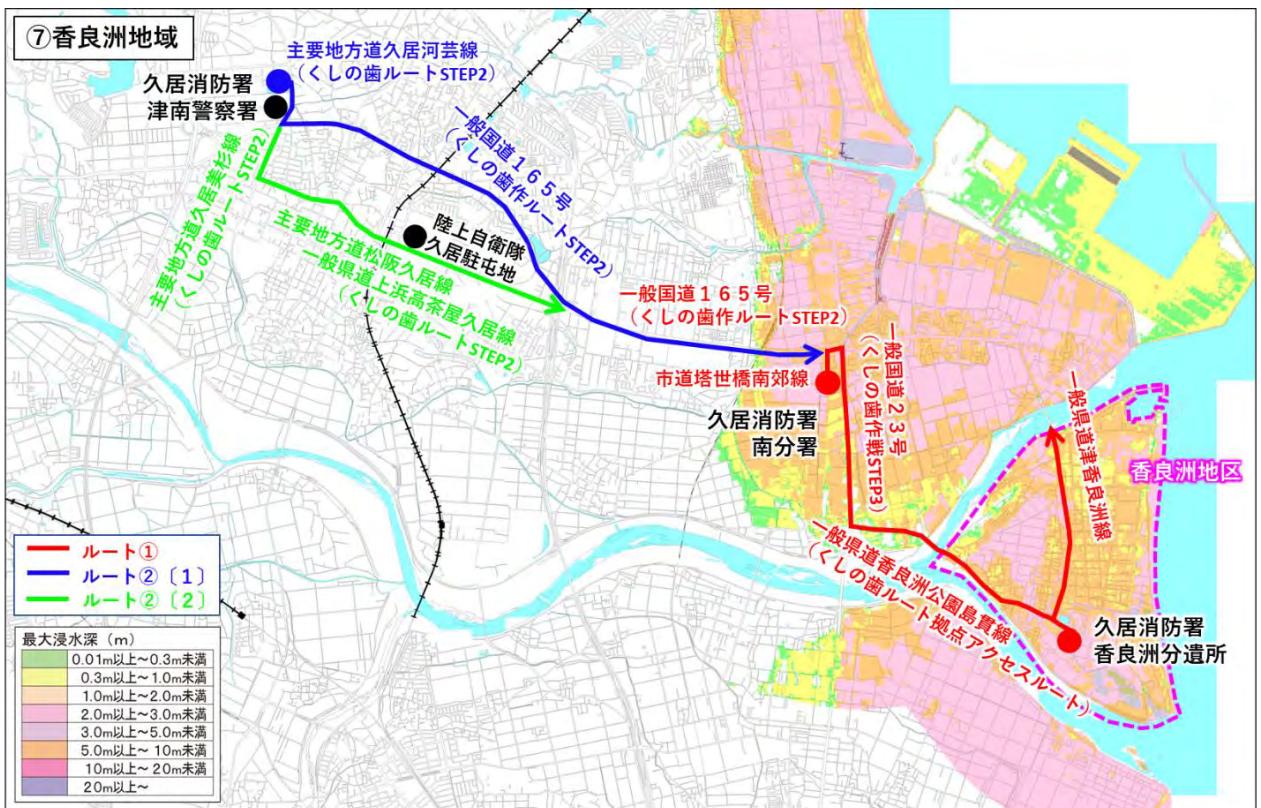


図 6-2 救急想定ルート（救助関係機関周辺道路）

【自衛隊】

自衛隊久居駐屯地



【警察署】

三重県警察本部



津警察署

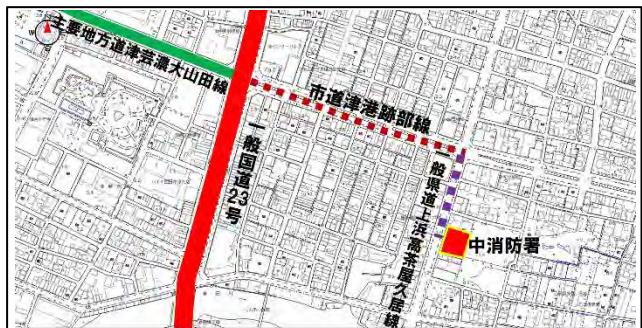


津南警察署



【消防署】

中消防署



北消防署



久居消防署



白山消防署



中消防署西分署



中消防署安濃分署



北消防署河芸分署



北消防署芸濃分署



久居消防署南分署



久居消防署美里分署



久居消防署香良洲分遣所



白山消防署一志分署



白山消防署美杉分署



【医療機関】(救急告示病院)

永井病院



遠山病院



武内病院



岩崎病院



吉田クリニック



大門病院



津生協病院



若葉病院



榎原温泉病院



三重県立一志病院



三重大学医学部附属病院



三重中央医療センター



【凡例】

くしの歯ルート

step1

step2

step3

迂回路

拠点アクセスルート

三重県緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路

第3次緊急輸送道路

想定啓開道路

県道

市道

表 6-3 受援想定ルート

自衛隊（災害派遣部隊）

番号	広域進出拠点及び進出拠点（候補地）	所在地	救助活動拠点（候補地）	所在地	メインルート	代替ルート1	代替ルート2	備考
1	安濃 S A 《下り線》	津市大里睦合町字南石橋138-17	HOWAパーク	津市あのつ台五丁目757-1	安濃 S A 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 津 I C → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 23 号 B P → 市道サイエンスシティ中央線 → 市道あのつ台第 1 号線	安濃 S A 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 津 I C → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般県道津久居線 → 主要地方道津閑線 → 一般国道 23 号 B P → 市道サイエンスシティ中央線 → 市道あのつ台第 1 号線	—	—
2					安濃 S A 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 津 I C → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 23 号 B P → 一般国道 306 号 → 市道中瀬北黒田線 → 市道一色浜田線	安濃 S A 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 津 I C → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般県道津久居線 → 主要地方道津閑線 → 一般国道 23 号 B P → 一般国道 306 号 → 市道中瀬北黒田線 → 市道一色浜田線	安濃 S A 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 津 I C → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 23 号 B P → 一般国道 306 号 → 市道中瀬北黒田線 → 市道一色浜田線	
3	安濃 S A 《上り線》	津市安濃町内多字豊久野2807-2	HOWAパーク	津市あのつ台五丁目757-1	安濃 S A 《上り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 芸濃 I C → 主要地方道津閑線 → 一般国道 23 号 B P → 市道サイエンスシティ中央線 → 市道あのつ台第 1 号線	安濃 S A 《上り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 芸濃 I C → 主要地方道津閑線 → 市道大里睦合山室町線 → 一般県道三宅一身田停車場線 → 市道あのつ台第 1 号線	—	—
4					安濃 S A 《上り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 芸濃 I C → 主要地方道津閑線 → 一般国道 23 号 B P → 一般国道 306 号 → 市道中瀬北黒田線 → 市道一色浜田線	安濃 S A 《上り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 芸濃 I C → 主要地方道津閑線 → 一般国道 23 号 B P → 一般国道 306 号 → 市道河芸環状線 → 市道一色浜田線	安濃 S A 《上り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 芸濃 I C → 主要地方道津閑線 → 市道大里睦合山室町線 → 一般県道三宅一身田停車場線 → 市道サイエンスシティ中央線 → 一般国道 23 号 B P → 一般国道 306 号 → 市道中瀬北黒田線 → 市道一色浜田線	

警察（警察灾害派遣隊）

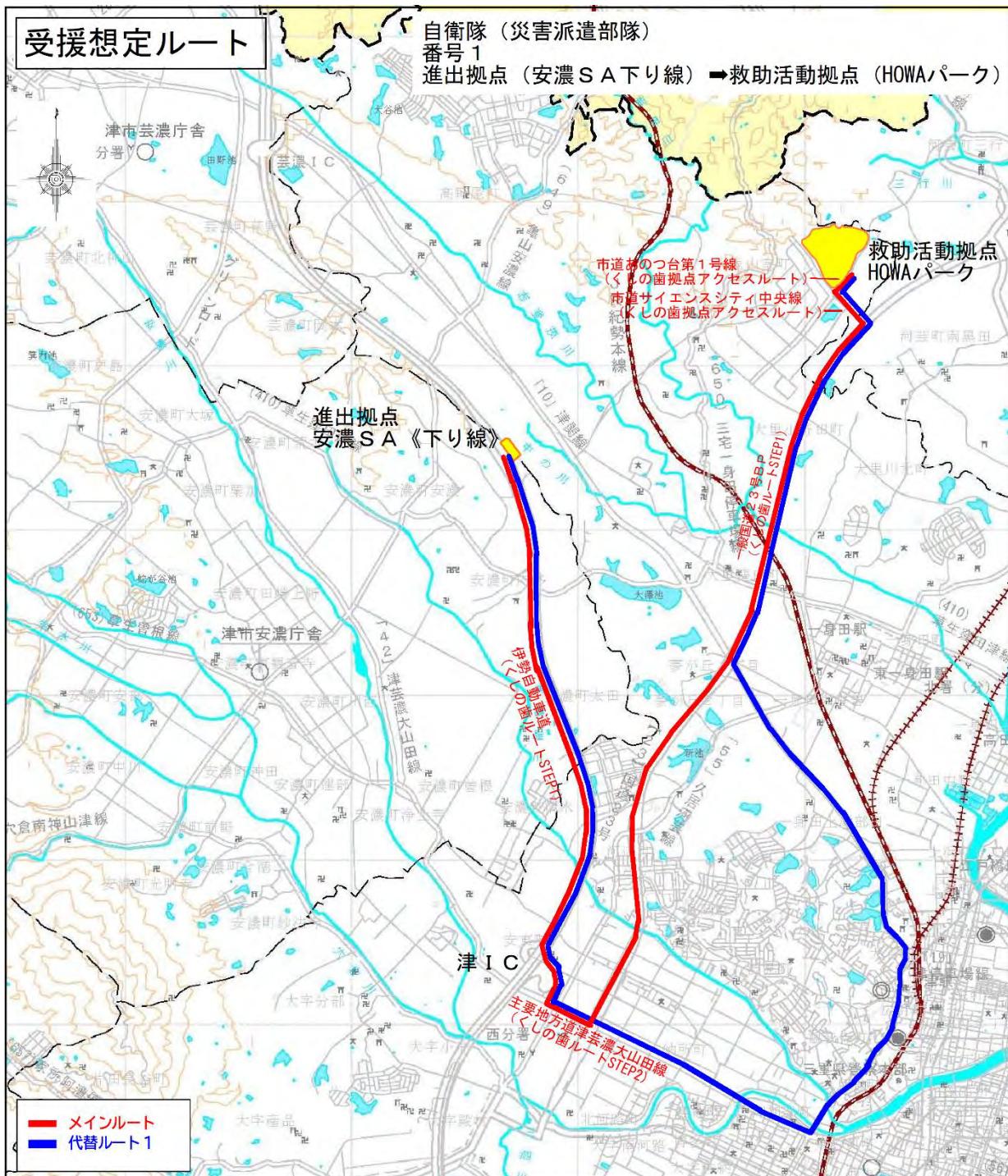
番号	広域進出拠点及び進出拠点（候補地）	所在地	救助活動拠点（候補地）	所在地	メインルート	代替ルート1	代替ルート2	備考
1	安濃 S A 《下り線》	津市大里睦合町字南石橋138-17	メッセウイングNHW駐車場	津市北河路町19-1	安濃 S A 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 津 I C → 主要地方道津芸濃大山田線 → 市道北河路橋安東小学校線	安濃 S A 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 津 I C → 主要地方道津芸濃大山田線 → 主要地方道久居河芸線 → 市道納所一色町第 1 号線 → 市道北河路橋安東小学校線	—	—
2					安濃 S A 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 津 I C → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般県道草生曾根線 → 市道白山芸濃線 → 市道野口田端線	安濃 S A 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 津 I C → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般県道草生曾根線 → 市道明合団地 16 号線 → 市道野口田端線	安濃 S A 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 津 I C → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般県道草生曾根線 → 市道明合団地 16 号線 → 市道野口田端線	
3			HOWAパーク	津市あのつ台五丁目757-1	安濃 S A 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 津 I C → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 23 号 B P → 市道サイエンスシティ中央線 → 市道あのつ台第 1 号線	安濃 S A 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 津 I C → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般県道道津久居線 → 主要地方道津閑線 → 一般国道 23 号 B P → 市道サイエンスシティ中央線 → 市道あのつ台第 1 号線	—	—
4	安濃 S A 《上り線》	津市安濃町内多字豊久野2807-2	メッセウイングNHW駐車場	津市北河路町19-1	安濃 S A 《上り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 芸濃 I C → 主要地方道津閑線 → 一般国道 23 号 B P → 主要地方道津芸濃大山田線 → 市道北河路橋安東小学校線	安濃 S A 《上り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 芸濃 I C → 主要地方道津閑線 → 市道芸濃白山線 → 一般県道道久居河芸線 → 市道納所一色町第 1 号線 → 市道北河路橋安東小学校線	安濃 S A 《上り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 芸濃 I C → 主要地方道津閑線 → 市道芸濃白山線 → 一般県道道芸濃白山線 → 一般県道草生曾根線 → 主要地方道津芸濃大山田線 → 市道北河路橋安東小学校線	—
5					安濃 S A 《上り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 芸濃 I C → 主要地方道津閑線 → 一般国道 23 号 B P → 市道芸濃白山線 → 市道野口田端線	安濃 S A 《上り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 芸濃 I C → 主要地方道津閑線 → 市道芸濃白山線 → 一般県道道芸濃白山線 → 一般県道草生曾根線 → 市道明合団地 16 号線 → 市道野口田端線	安濃 S A 《上り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 芸濃 I C → 主要地方道津閑線 → 一般国道 23 号 B P → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般県道草生曾根線 → 市道芸濃白山線 → 市道野口田端線	—
6			HOWAパーク	津市あのつ台五丁目757-1	安濃 S A 《上り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 芸濃 I C → 主要地方道津閑線 → 一般国道 23 号 B P → 市道サイエンスシティ中央線 → 市道あのつ台第 1 号線	安濃 S A 《上り線》 → (高) 伊勢自動車道 → 芸濃 I C → 主要地方道津閑線 → 市道大里睦合山室町線 → 一般県道三宅一身田停車場線 → 市道あのつ台第 1 号線	—	—

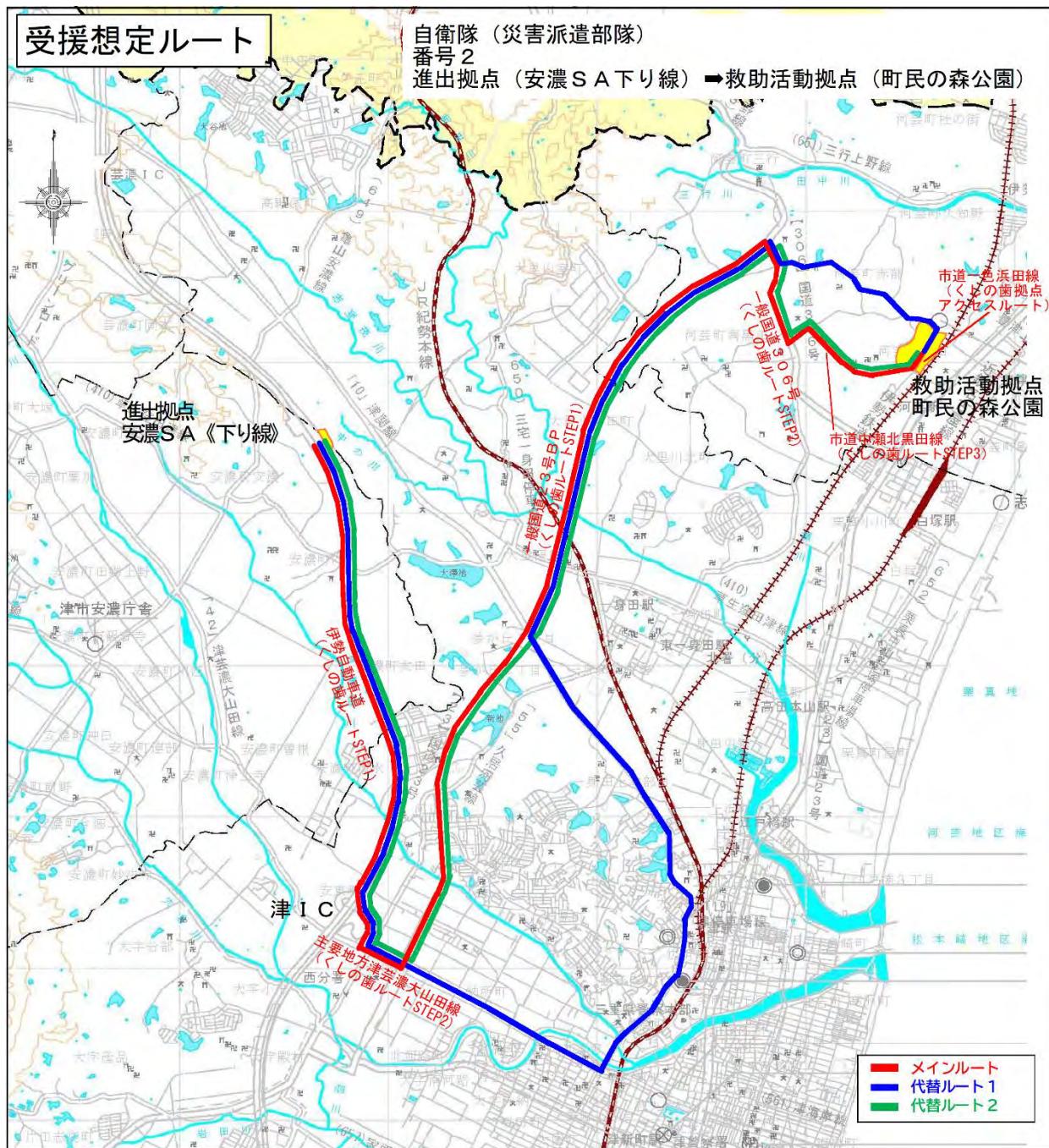
消防機関（緊急消防援助隊）

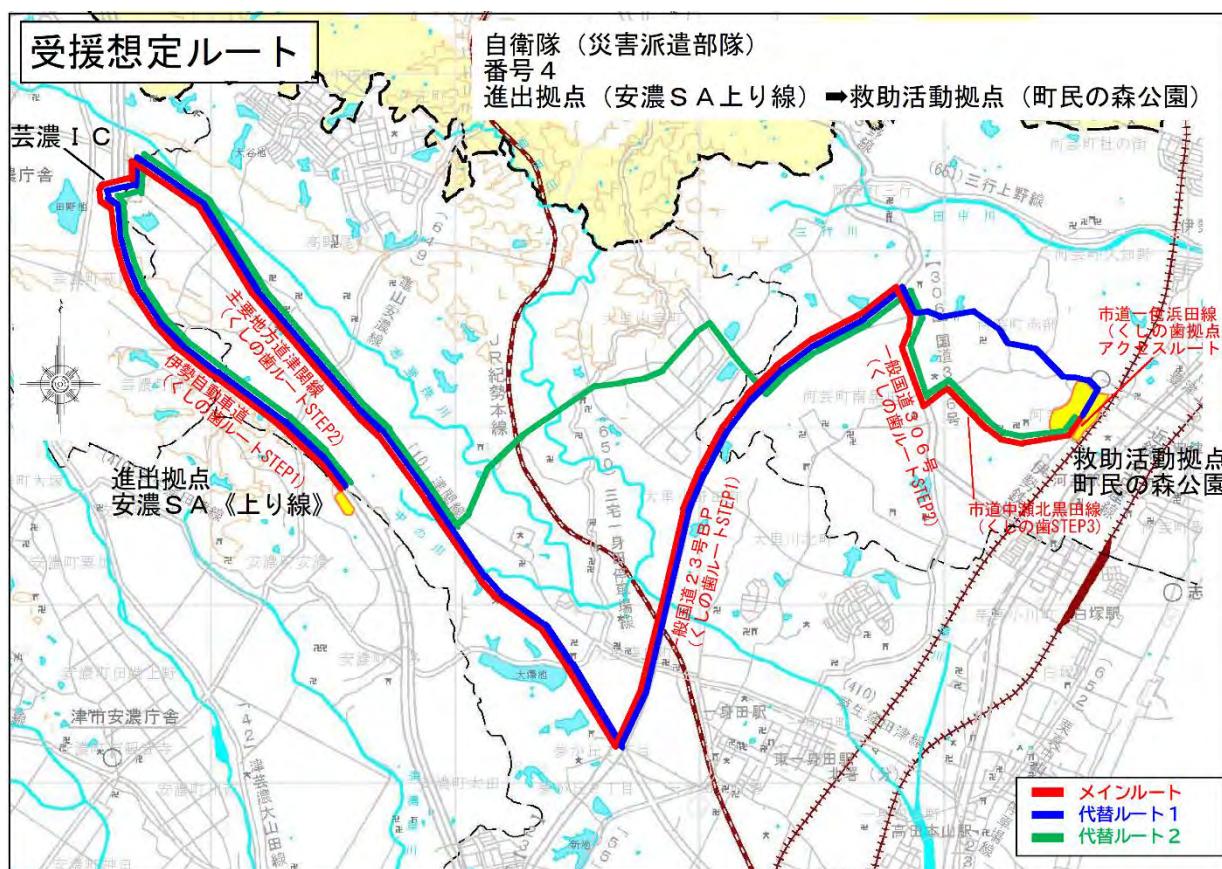
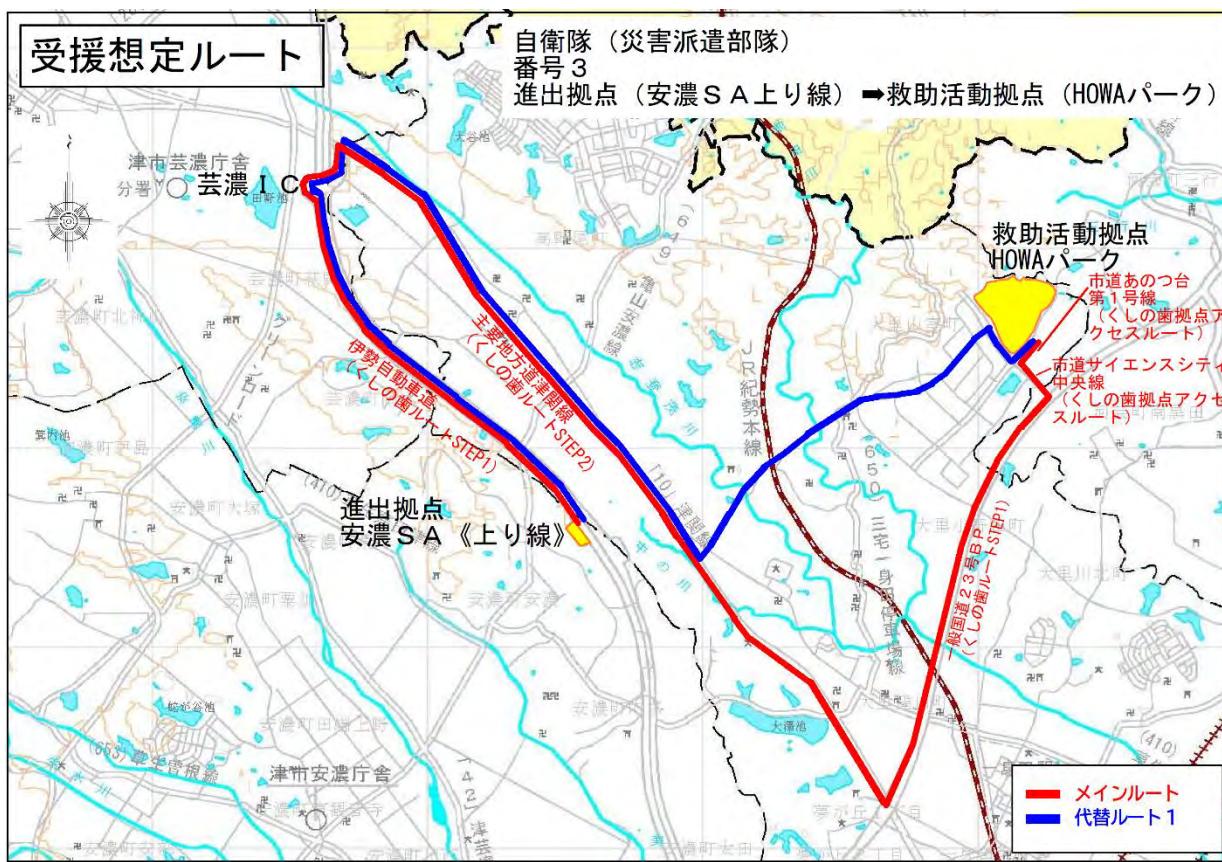
番号	広域進出拠点及び進出拠点（候補地）	所在地	救助活動拠点（候補地）	所在地	メインルート	代替ルート1	代替ルート2	備考
1	安濃 SA 《下り線》 津市大里睦合町字南石橋 138-17	メッセイン グNHW 駐車場	津市北河路町 19-1	安濃 SA 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道→津 I C → 主要地方道津芸濃大山 田線→市道北河路橋安東小 学校線	安濃 SA 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道→津 I C → 主要地方道津芸濃大山 田線→一般県道草生曾根線 →市道白山芸濃線→市道野 口田端線	安濃 SA 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道→津 I C → 主要地方道津芸濃大山 田線→市道納所一色町第 1 号 線→市道北河路橋安東小学 校線	—	—
2								
3		HOWAパーク	津市あのつ台 五丁目757-1	安濃 SA 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道→津 I C → 主要地方道津芸濃大山 田線→一般国道 2 3 号 B P →市道サイエンスシティ中 央線→市道あのつ台第 1 号 線	安濃 SA 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道→津 I C → 主要地方道津芸濃大山 田線→一般県道津久居線→ 主要地方道津閑線→一般国 道 2 3 号 B P →市道サイエ ンスシティ中央線→市道あ のつ台第 1 号線	安濃 SA 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道→津 I C → 主要地方道津芸濃大山 田線→一般県道津久居線→ 主要地方道津閑線→一般国 道 2 3 号 B P →市道サイエ ンスシティ中央線→市道あ のつ台第 1 号線	—	—
4								
5		北部運動広場	津市栗真中山 町601-3	安濃 SA 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道→津 I C → 主要地方道津芸濃大山 田線→一般国道 2 3 号 B P →一般県道草生窪田津線→ 主要地方道久居河芸線→一 般県道草生窪田津線	安濃 SA 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道→津 I C → 主要地方道津芸濃大山 田線→一般県道津久居線→ 主要地方道津閑線→一般国 道 2 3 号 B P →一般県道草 生窪田津線→主要地方道久 居河芸線→一般県道草生窪 田津線	安濃 SA 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道→津 I C → 主要地方道津芸濃大山 田線→一般県道津久居線→ 主要地方道津閑線→一般国 道 2 3 号 B P →一般県道草 生窪田津線→主要地方道久 居河芸線→一般県道草生窪 田津線	—	—
6								
7		白山総合文化 センター	津市白山町二 本木1139-2	安濃 SA 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道→久居 I C →一般国道 1 6 5 号→ 市道五斗代線	安濃 SA 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道→久居 I C →一般国道 1 6 5 号→ 市道白山芸濃線→市道五斗 代線	安濃 SA 《下り線》 → (高) 伊勢自動車道→久居 I C →一般国道 1 6 5 号→ 市道白山芸濃線→市道五斗 代線	—	—
8								

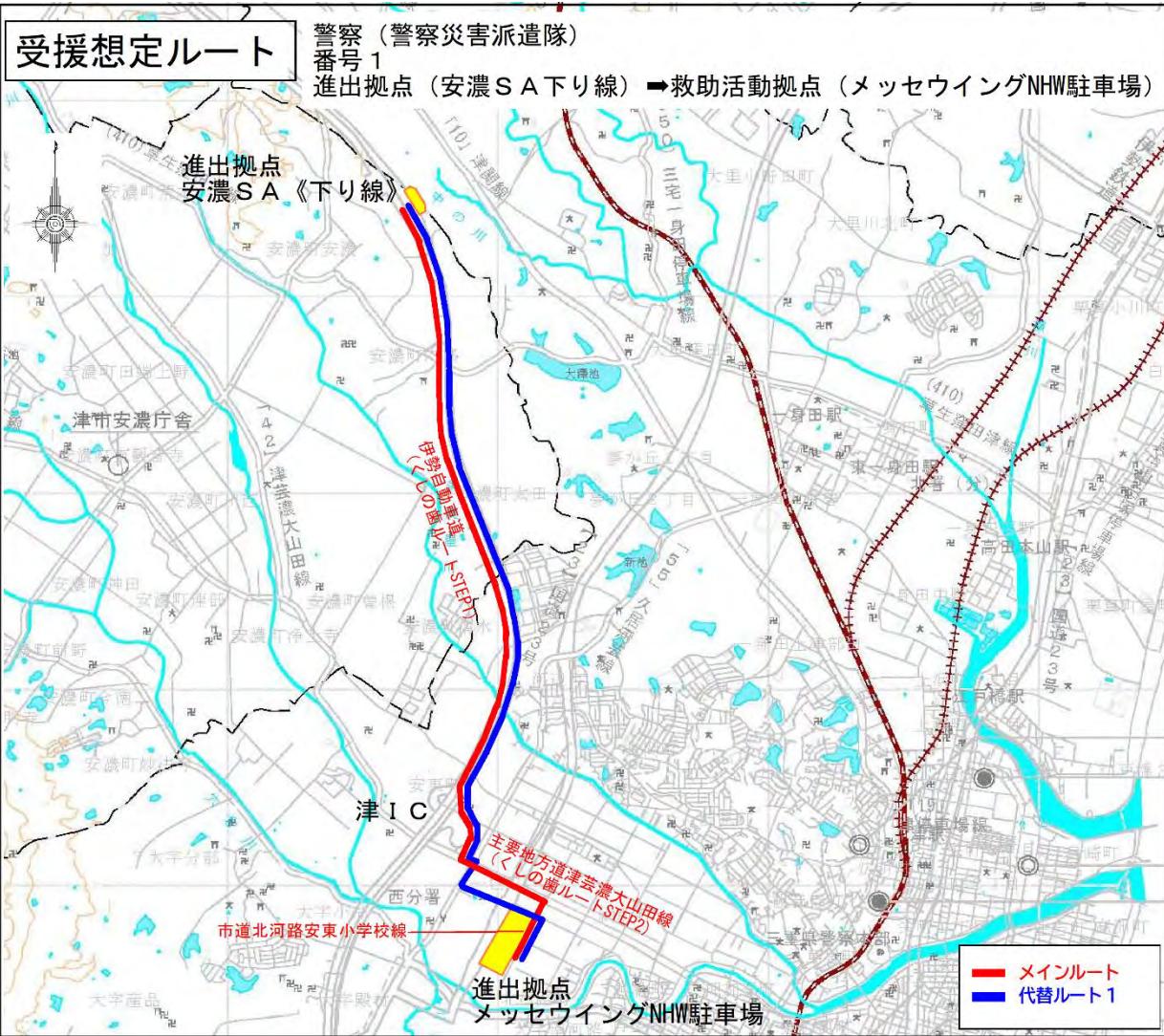
消防機関（緊急消防援助隊）

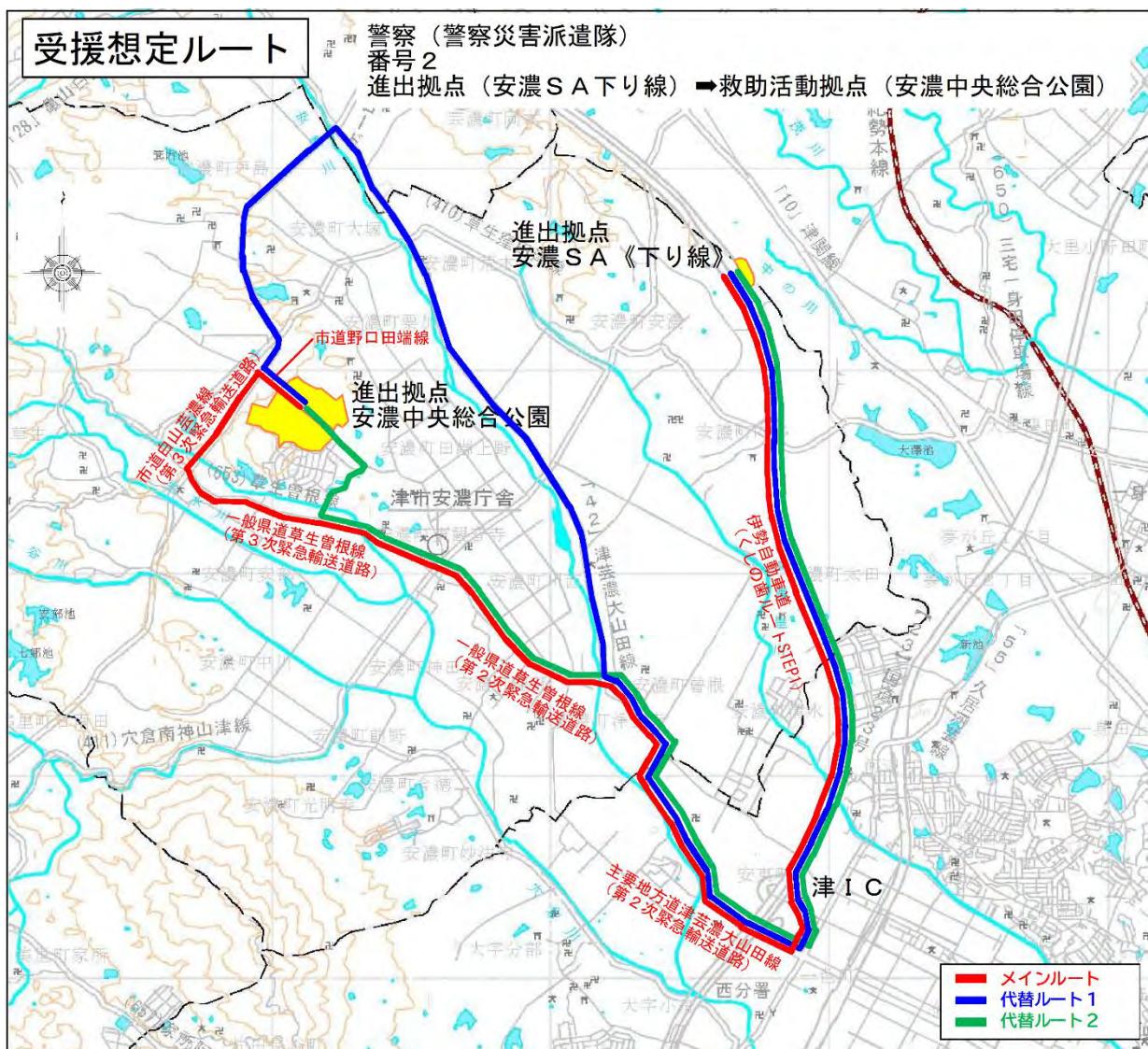
番号	広域進出拠点及び進出拠点（候補地）	所在地	救助活動拠点（候補地）	所在地	メインルート	代替ルート1	代替ルート2	備考
1	名阪関ドライブイン 亀山市関町萩原39		メッセウイングNHW 駐車場	津市北河路町19-1	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→主要地方道久居河芸線→市道北河路橋安東小学校線	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→主要地方道久居河芸線→市道納所一色町第1号線→市道北河路橋安東小学校線	名阪関ドライブイン→主要地方道津関線→一般国道23号B→主要地方道津芸濃大山田線→市道北河路橋安東小学校線	
2			安濃中央総合公園	津市安濃町田端上野818他	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→芸濃IC→主要地方道津関線→市道白山芸濃線→市道野口田端線	名阪関ドライブイン→主要地方道津関線→市道白山芸濃線→市道野口田端線	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→一般県道草生曾根線→市道白山芸濃線→市道野口田端線	
3			HOWAパーク	津市あのつ台五丁目757-1	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→芸濃IC→主要地方道津関線→一般国道23号B→市道サイエンスシティ中央線→市道あのつ台第1号線	名阪関ドライブイン→主要地方道津関線→一般国道23号B→市道サイエンスシティ中央線→市道あのつ台第1号線	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→芸濃IC→主要地方道津関線→市道大里睦合山室町線→一般県道三宅一身田停車場線→市道あのつ台第1号線	
4			北部運動広場	津市栗真中山町601-3	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→芸濃IC→主要地方道津関線→一般国道23号B→一般県道草生津線→主要地方道久居河芸線→一般県道草生津線	名阪関ドライブイン→主要地方道津関線→一般国道23号B→一般県道草生津線→主要地方道久居河芸線→一般県道草生津線	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→一般国道23号B→一般県道草生津線→主要地方道久居河芸線→一般県道草生津線	
5			北消防署	津市栗真中山町816-3	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→芸濃IC→主要地方道津関線→一般国道23号B→一般県道草生津線→主要地方道久居河芸線→一般県道草生津線	名阪関ドライブイン→主要地方道津関線→一般国道23号B→一般県道草生津線→主要地方道久居河芸線→一般県道草生津線	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→一般国道23号B→一般県道草生津線→主要地方道久居河芸線→一般県道草生津線	
6			白山総合文化センター	津市白山町二本木1139-2	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→久居IC→一般国道165号→市道五斗代線	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→久居IC→一般国道165号→市道白山芸濃線→市道五斗代線	—	
7			津モーター ボート競走場	津市藤方637	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→久居IC→一般国道165号→一般国道23号→市道垂水藤方2号線→市道藤方第5号線→市道雲出野田線	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→一般国道23号B→一般国道165号→市道垂水藤方2号線→市道藤方第5号線→市道雲出野田線	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→久居IC→一般国道165号→市道塔世橋南郊線→市道雲出野田線	大津波警報等発表中もしくは2次被害の恐れがある場合は使用しない。
8			道の駅美杉	津市美杉町上多気267	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→久居IC→一般国道165号→主要地方道久居美杉線→一般国道368号	名阪関ドライブイン→国道25号（名阪国道）名古屋方面→伊勢関IC→（高）伊勢自動車道→久居IC→一般国道165号→主要地方道亀山白山線→一般県道藤大三停車場線→一般県道垣内御城線→主要地方道久居美杉線→一般国道368号	—	

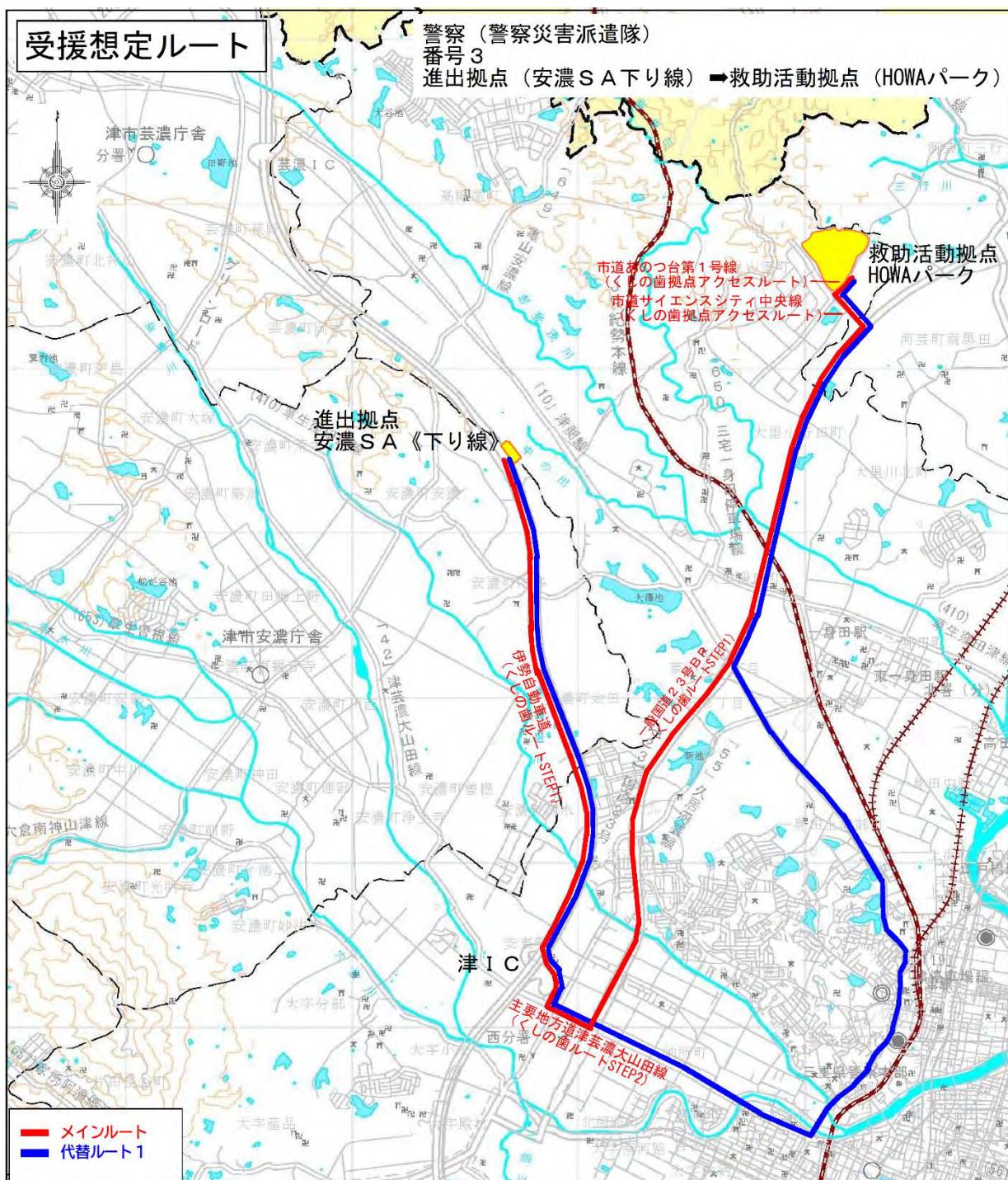


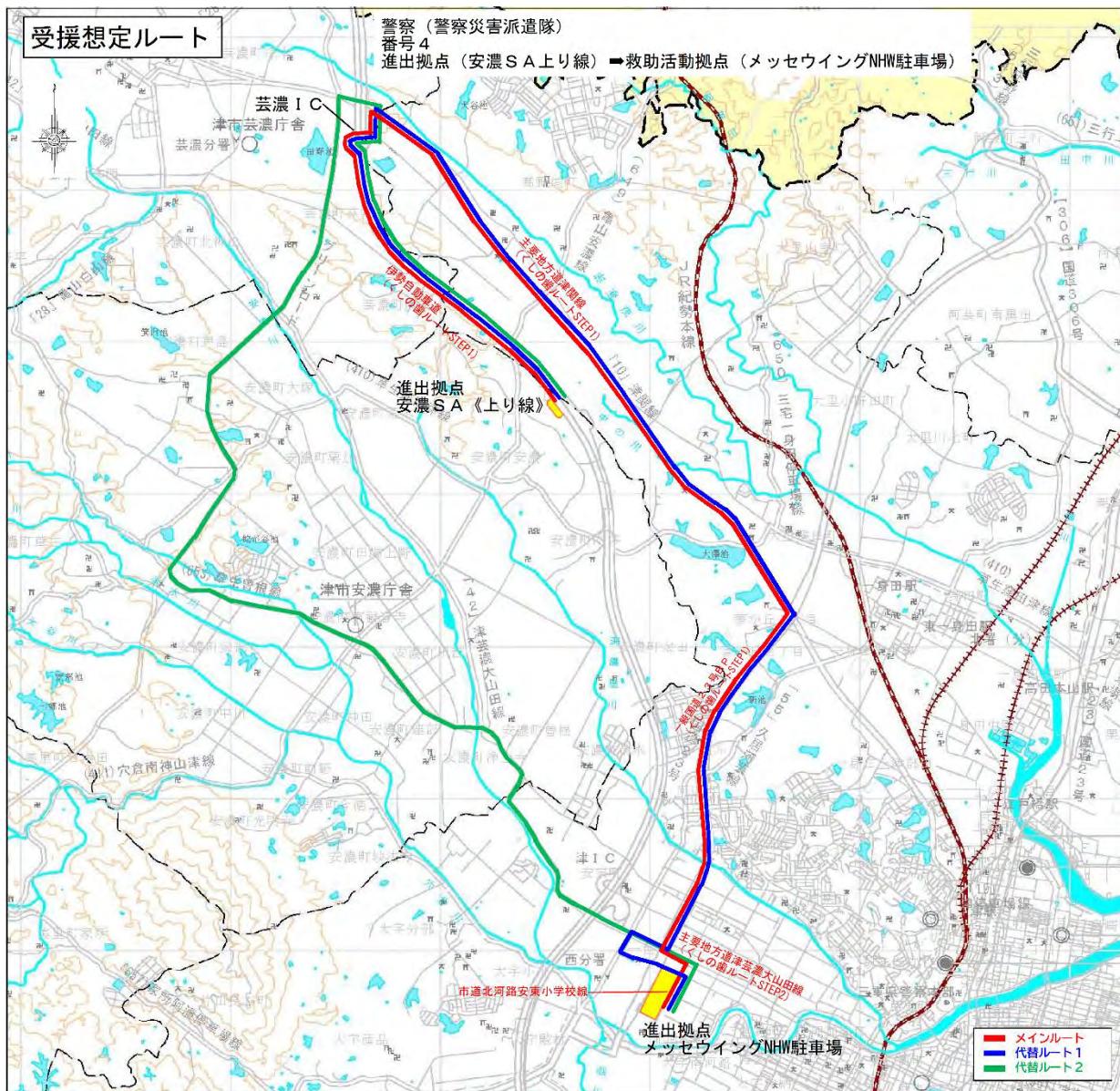








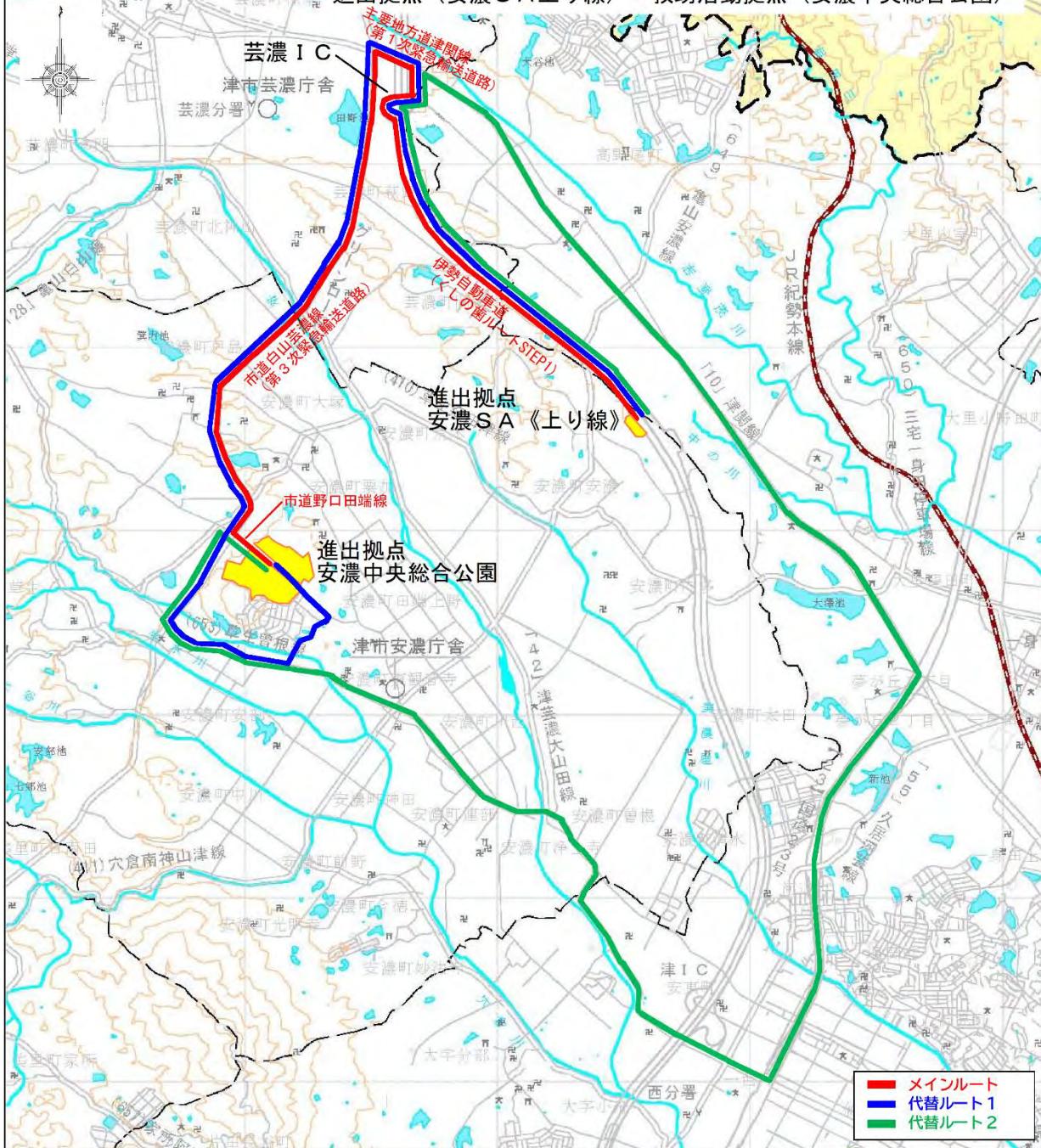


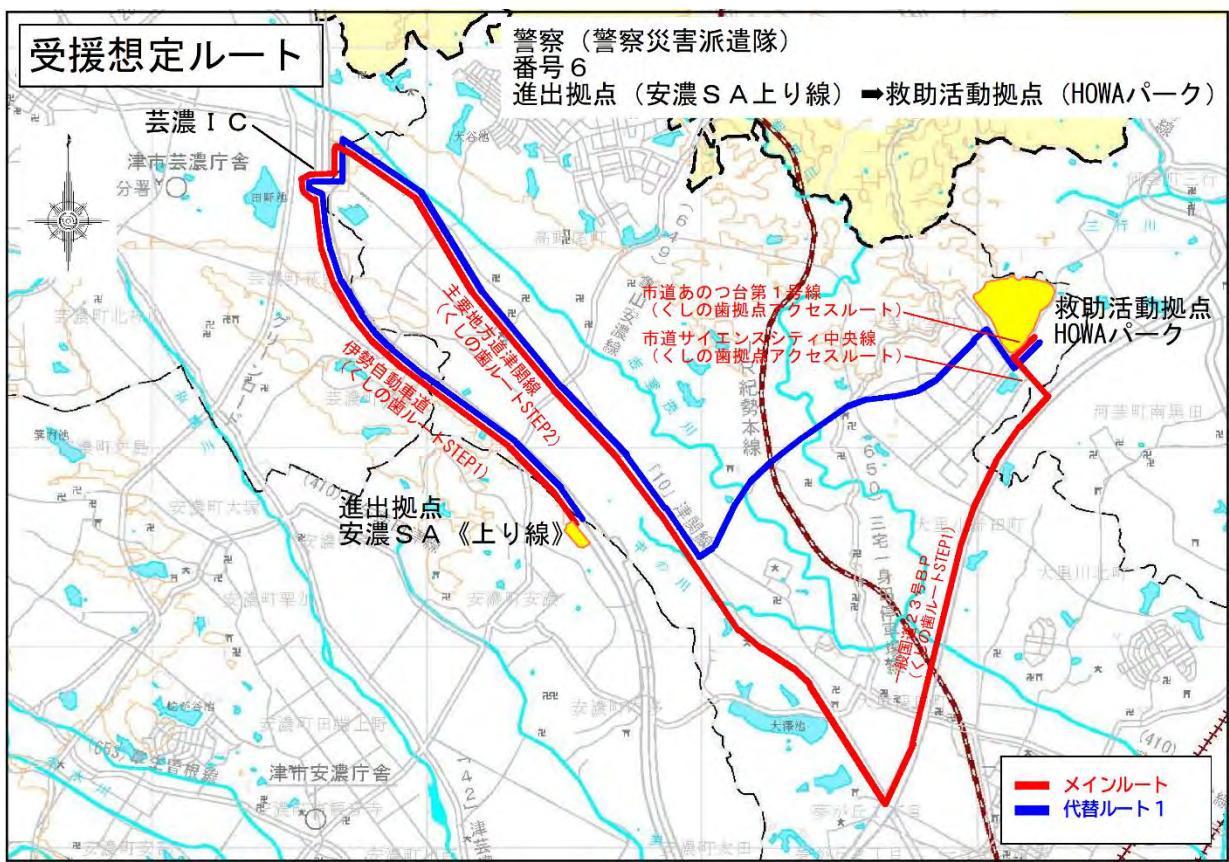


受援想定ルート

警察（警察災害派遣隊）
番号5

進出拠点（安濃SA上り線）→救助活動拠点（安濃中央総合公園）

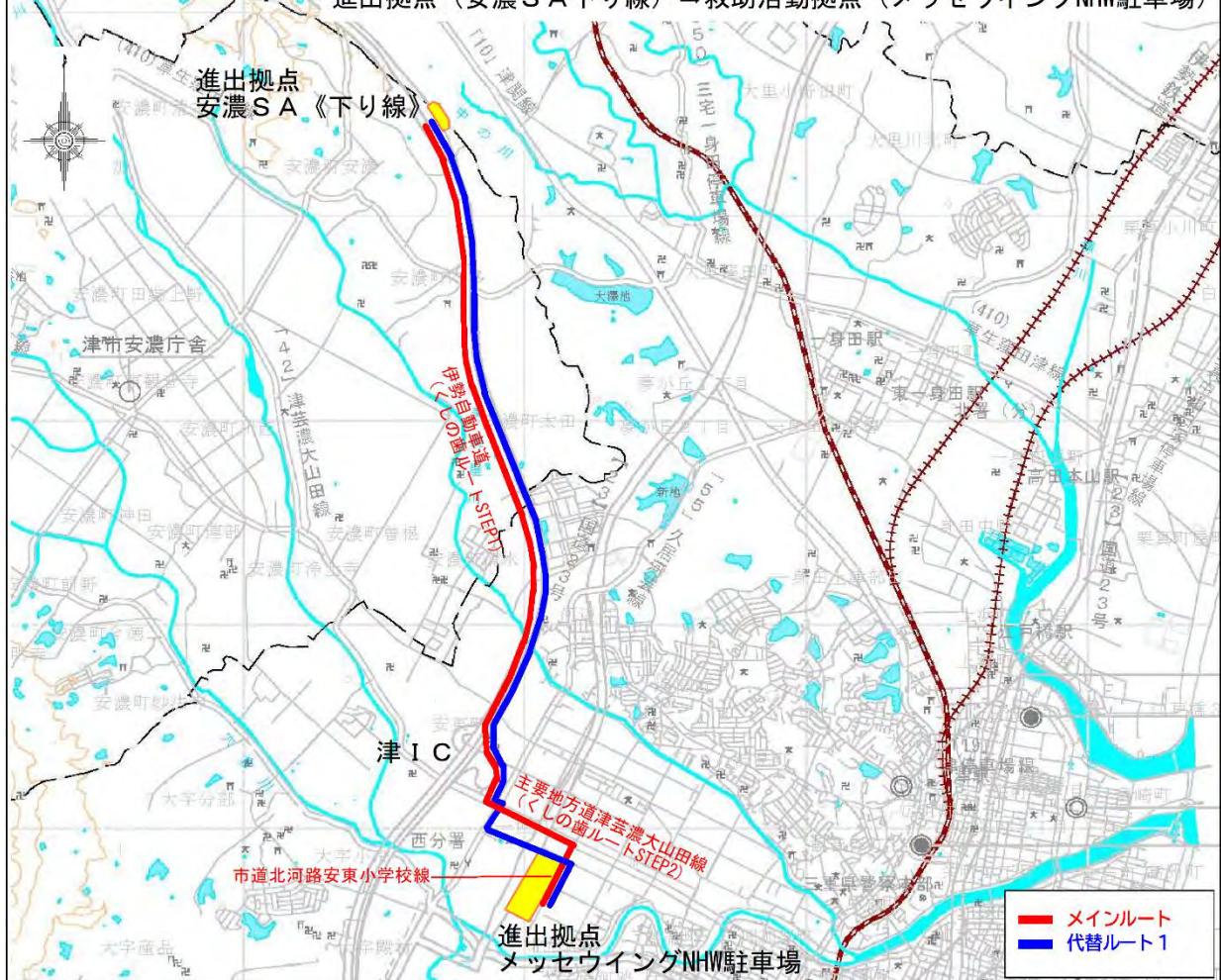


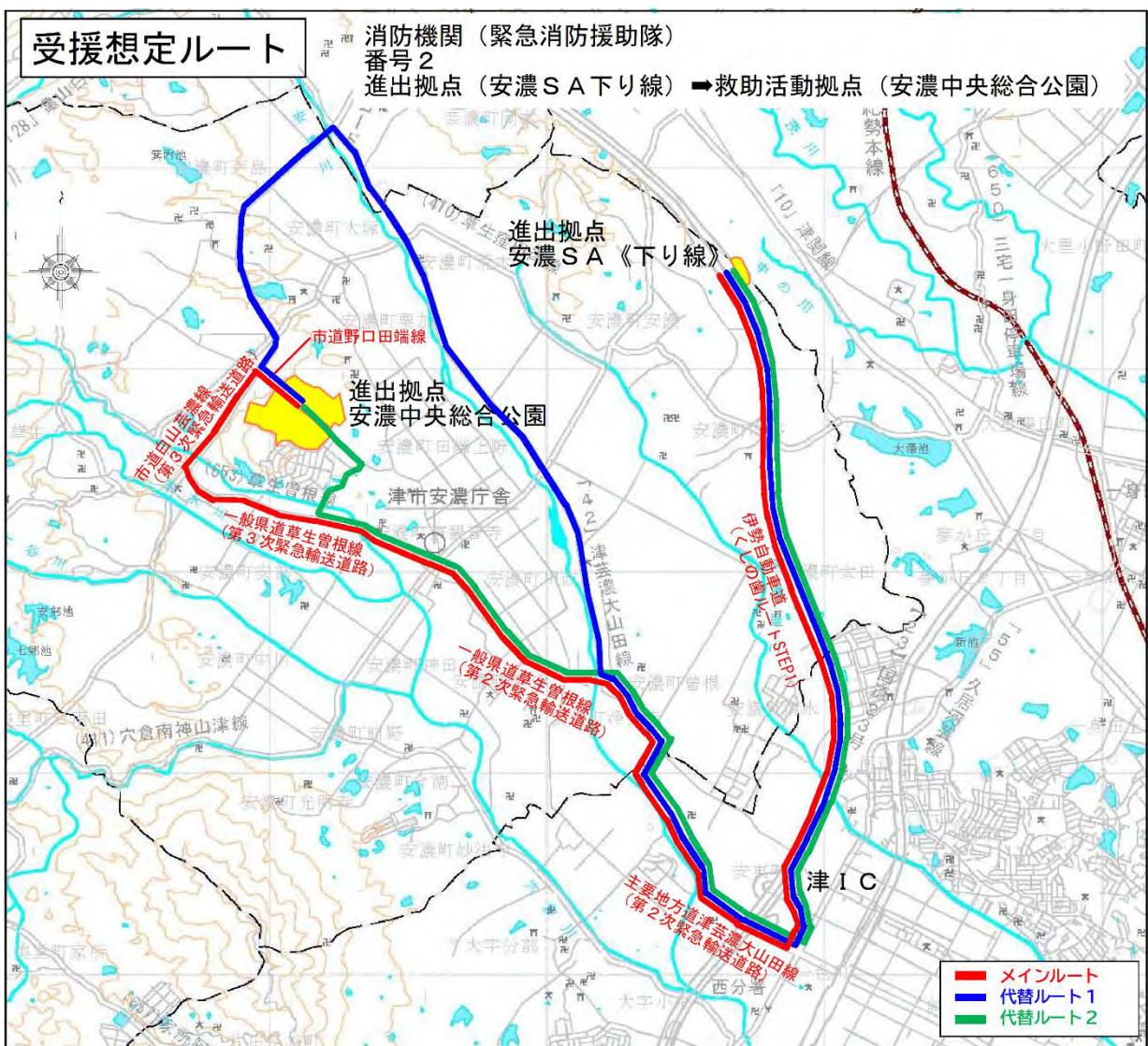


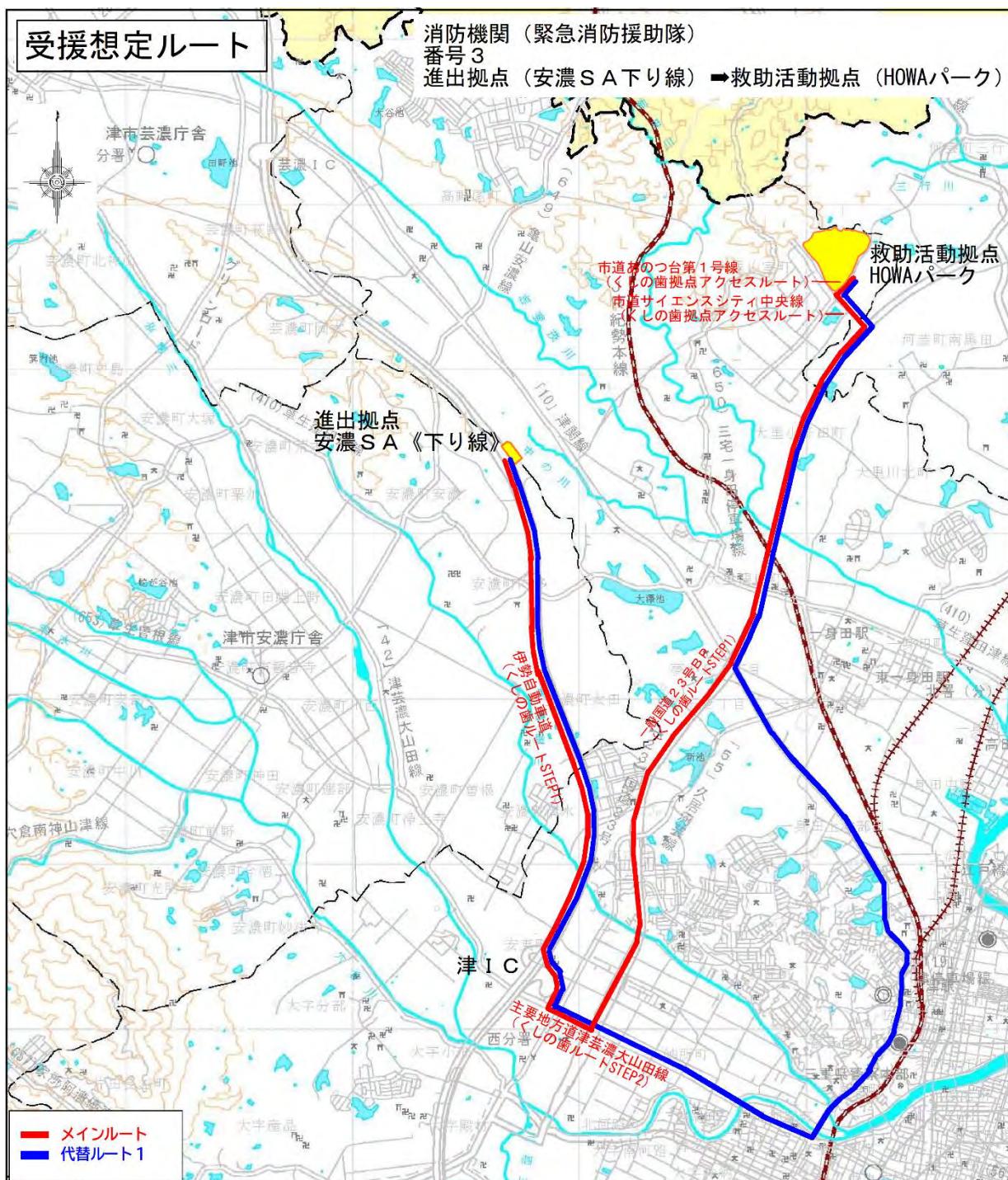
受援想定ルート

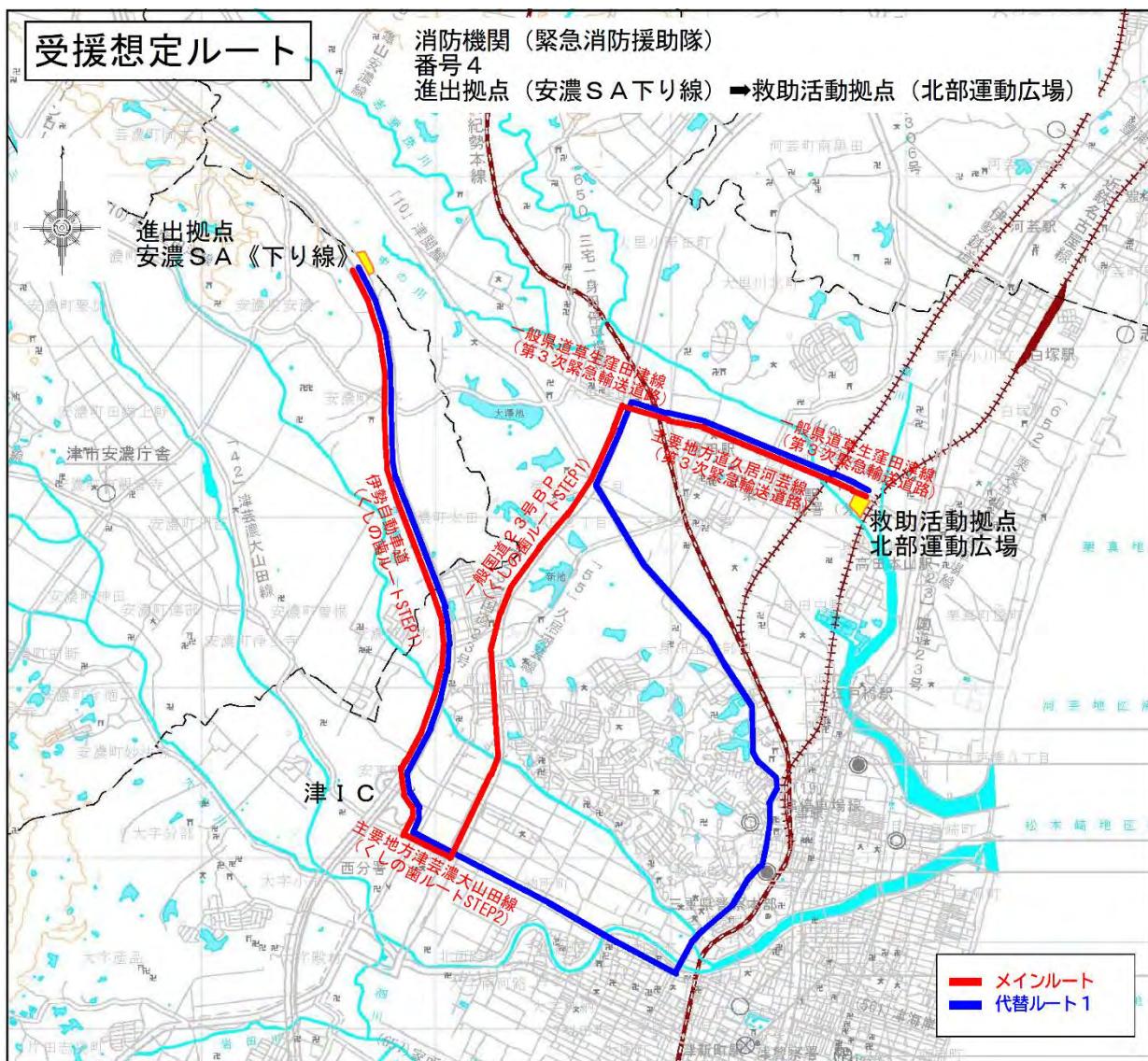
消防機関（緊急消防援助隊）
番号1

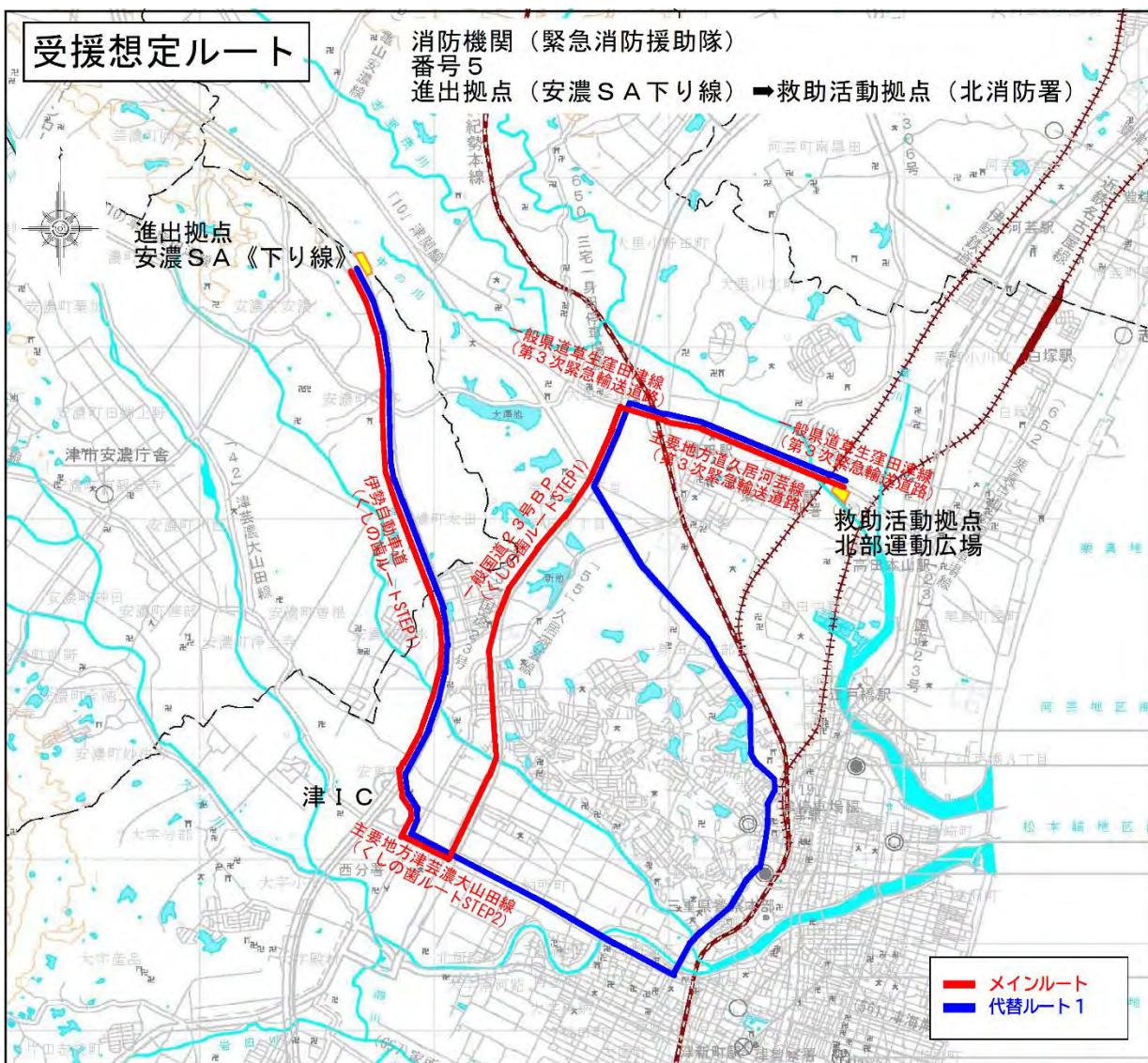
進出拠点（安濃SA下り線）→救助活動拠点（メッセウイングNHW駐車場）

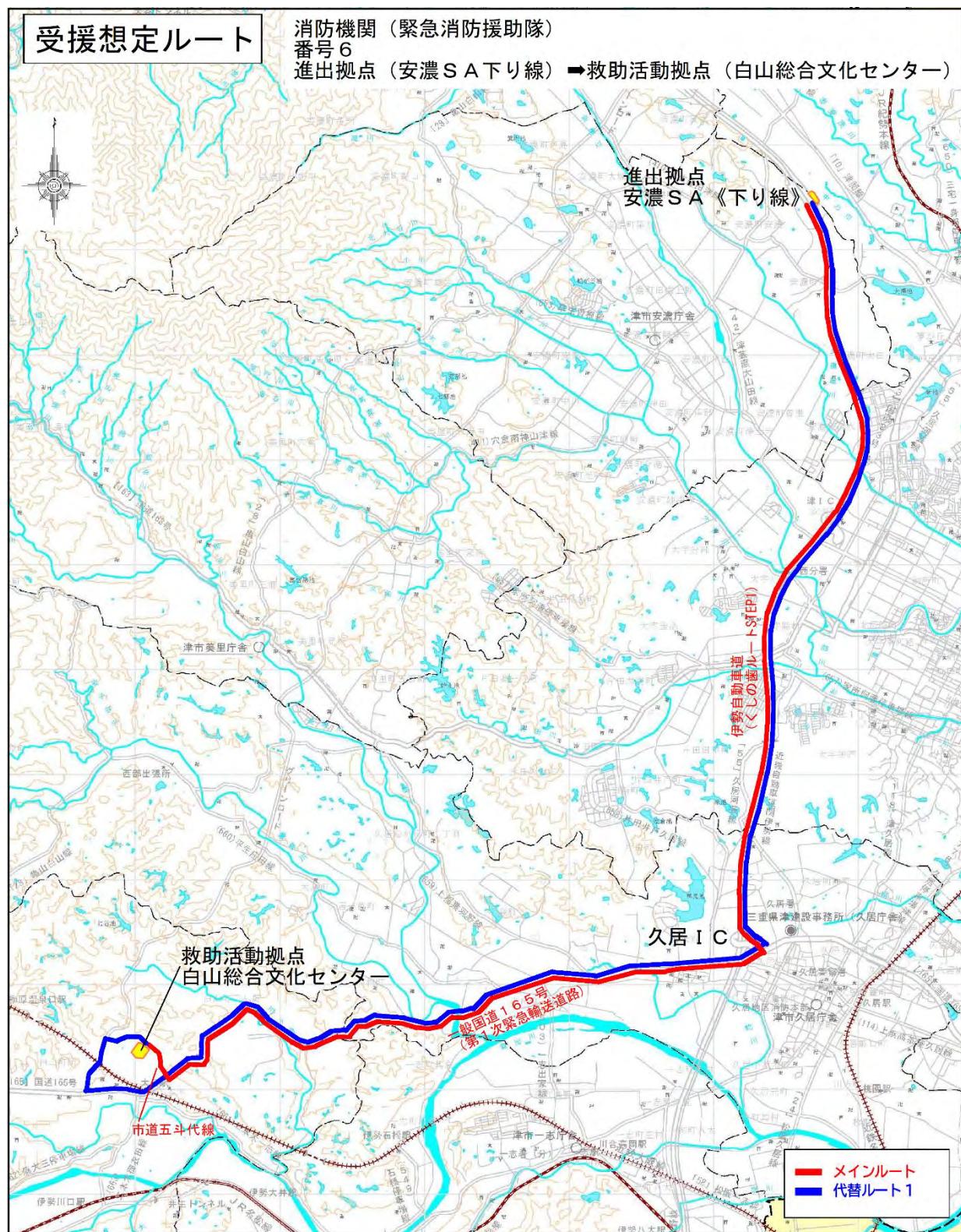


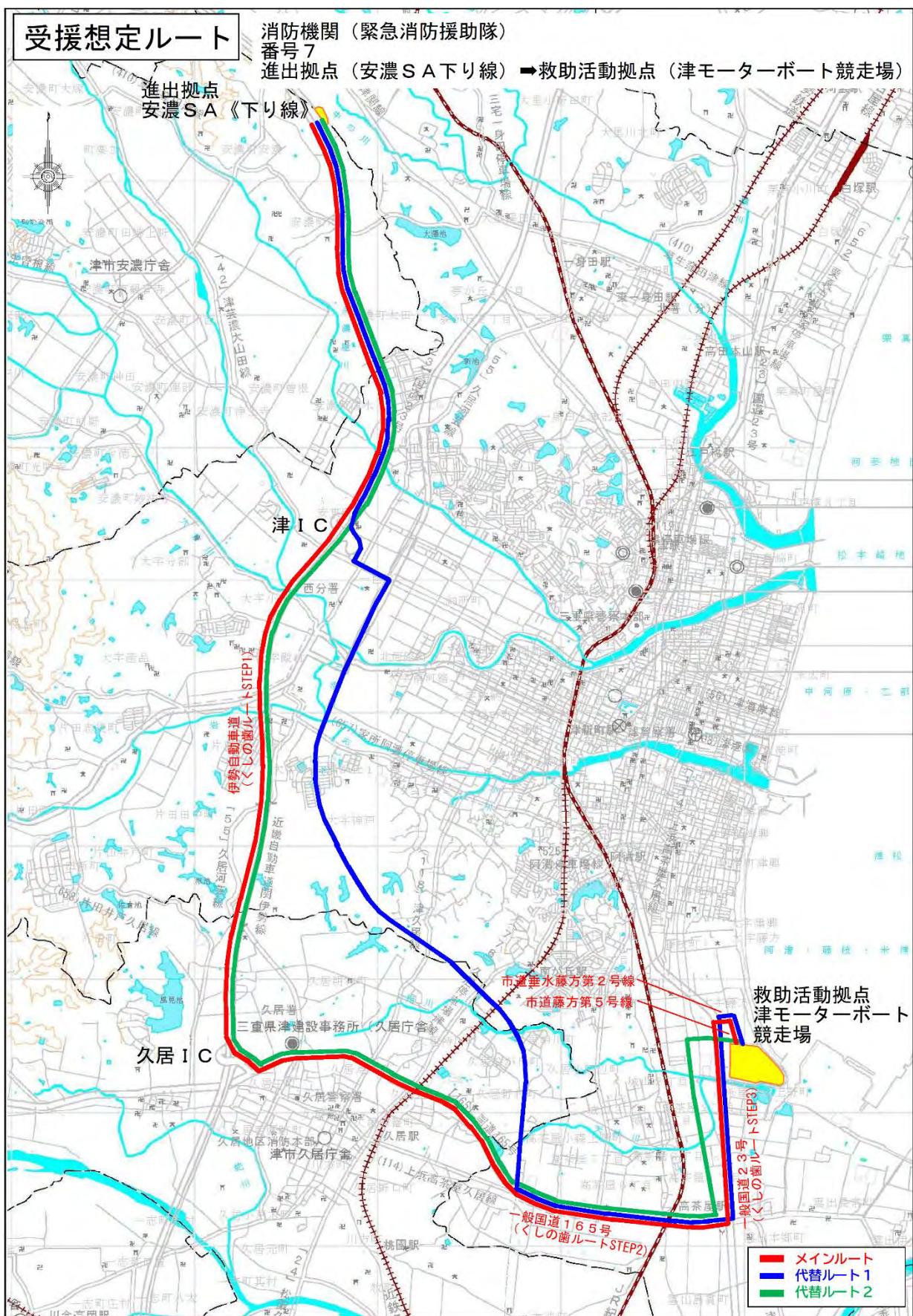


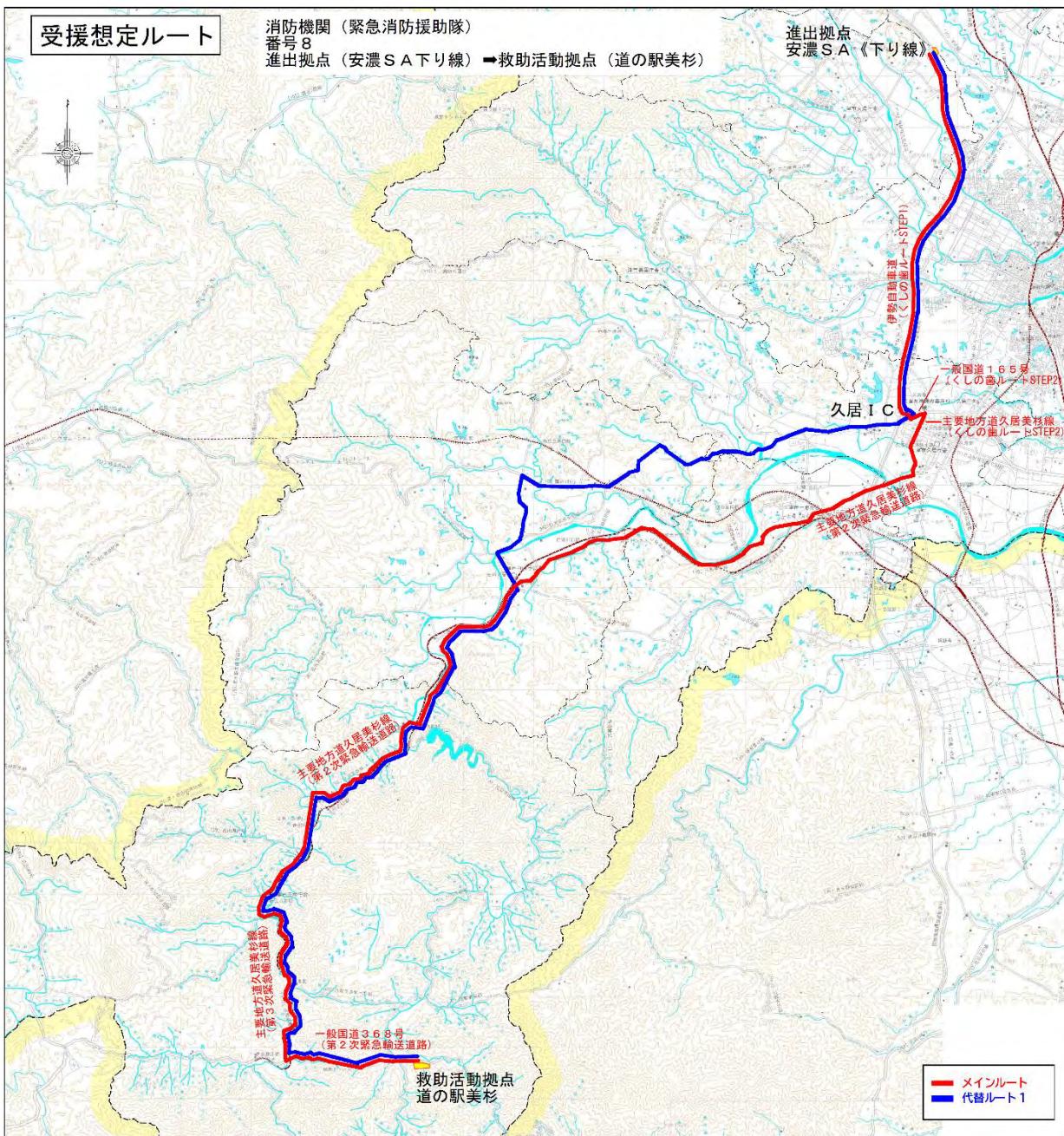


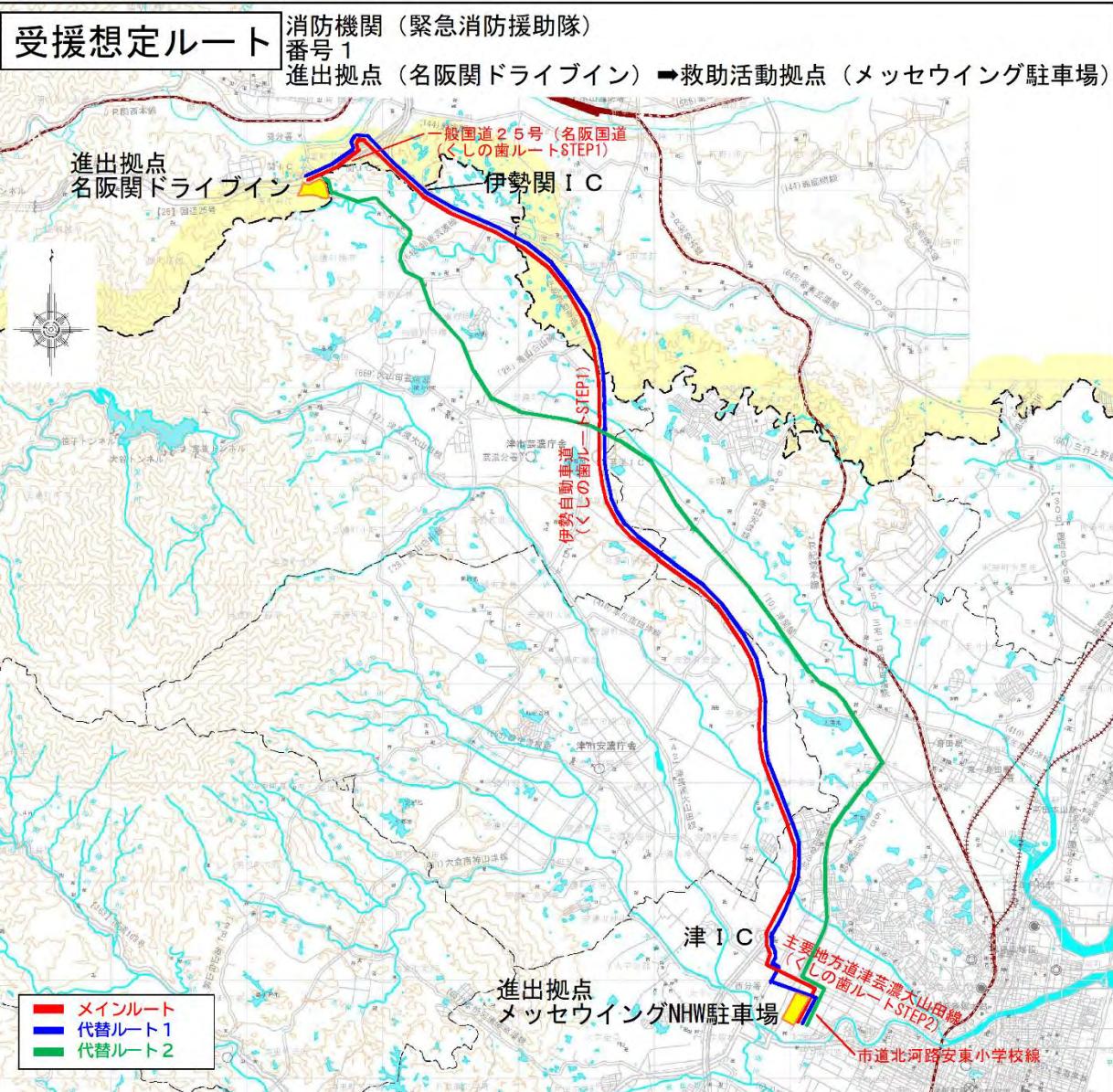








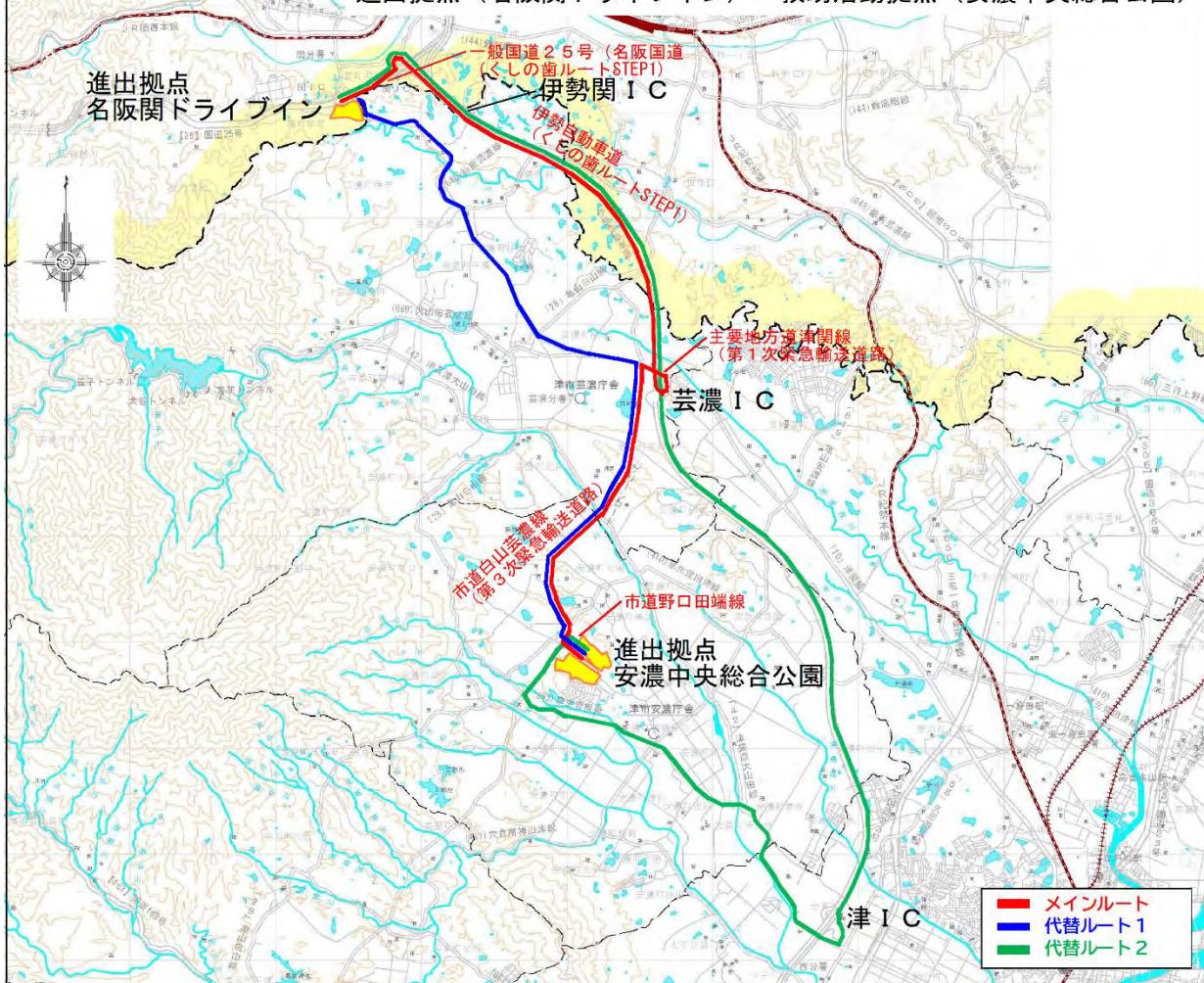




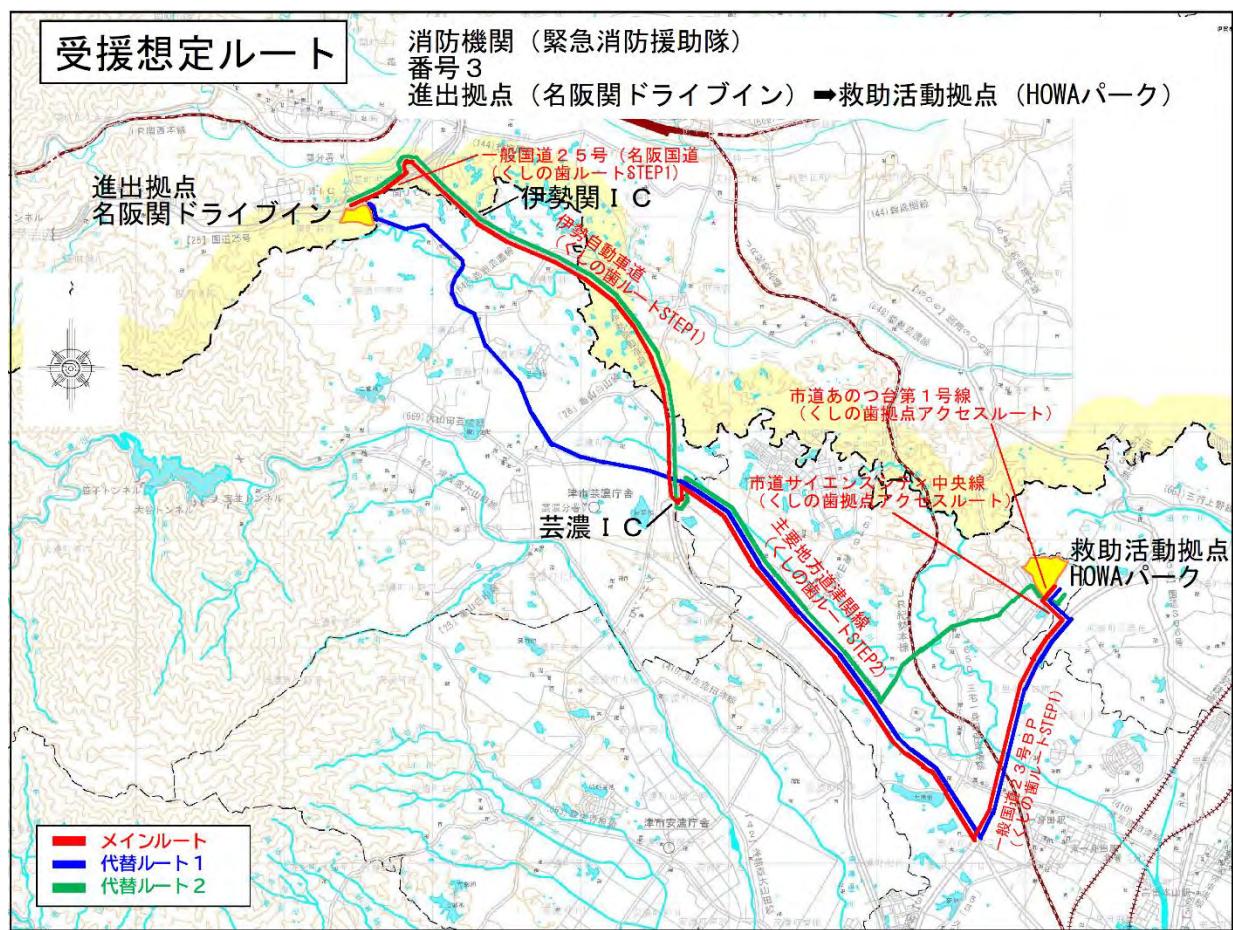
受援想定ルート

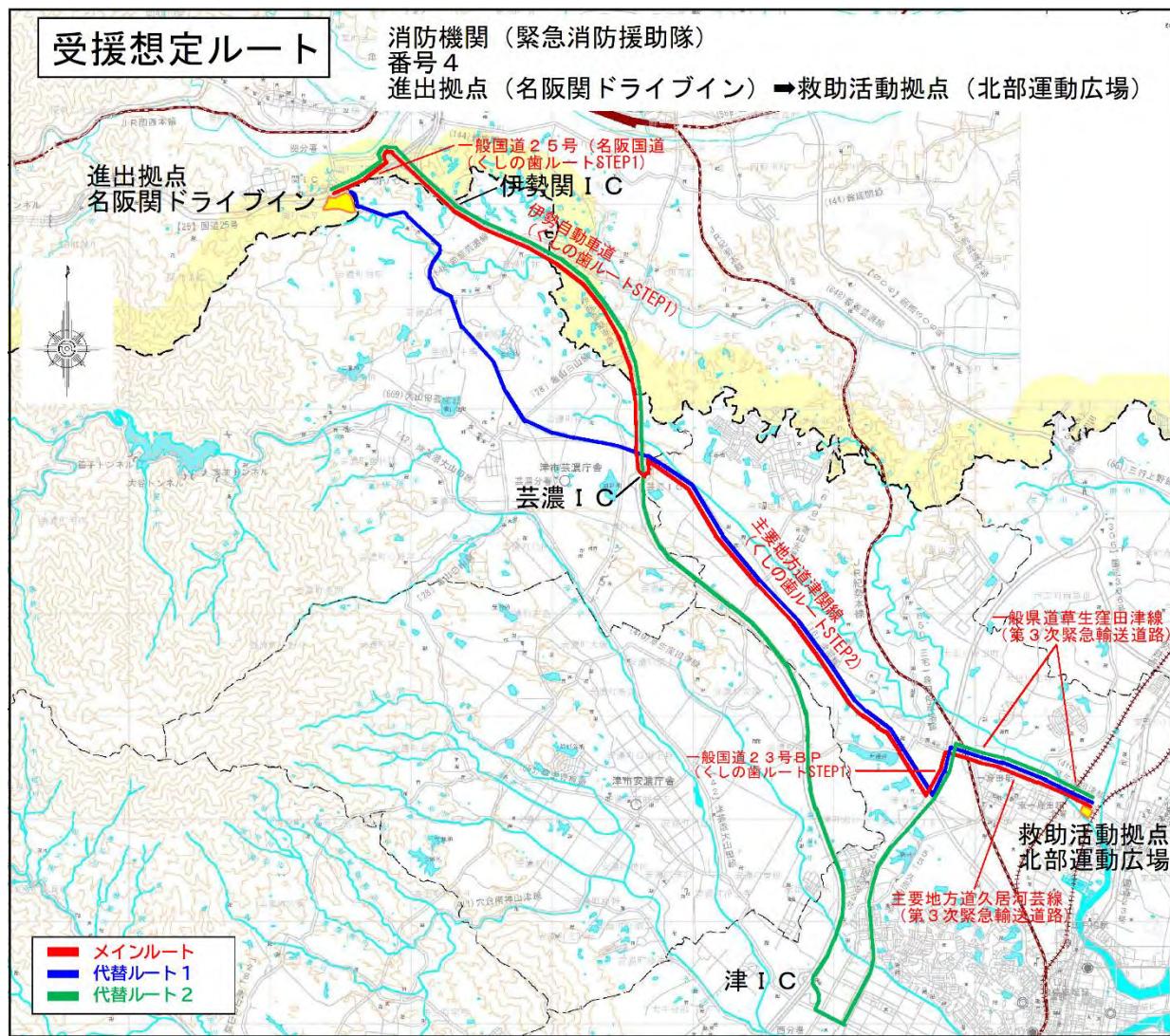
消防機関（緊急消防援助隊）
番号2

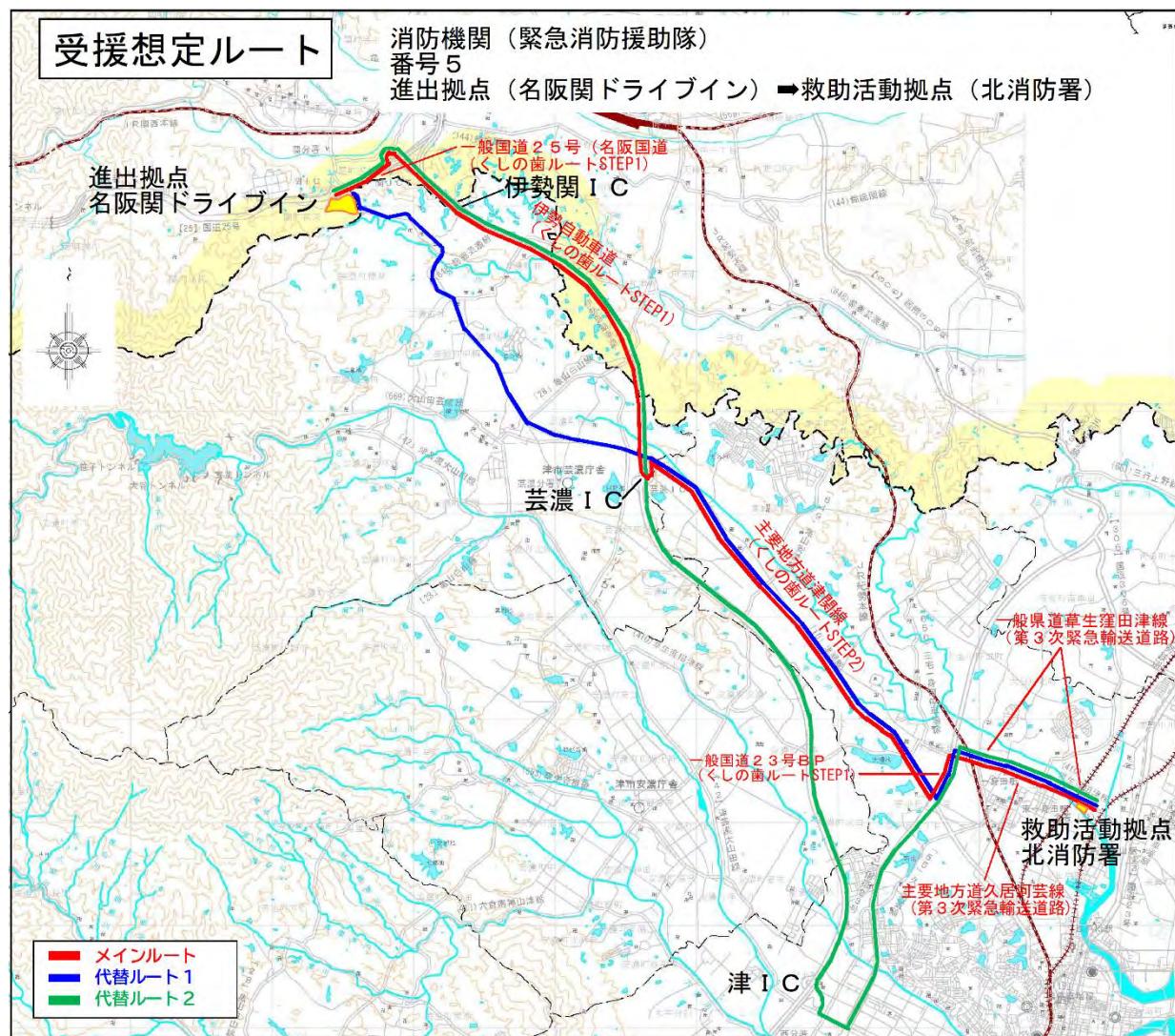
進出拠点（名阪関ドライブイン）→救助活動拠点（安濃中央総合公園）



- メインルート
- 代替ルート1
- 代替ルート2





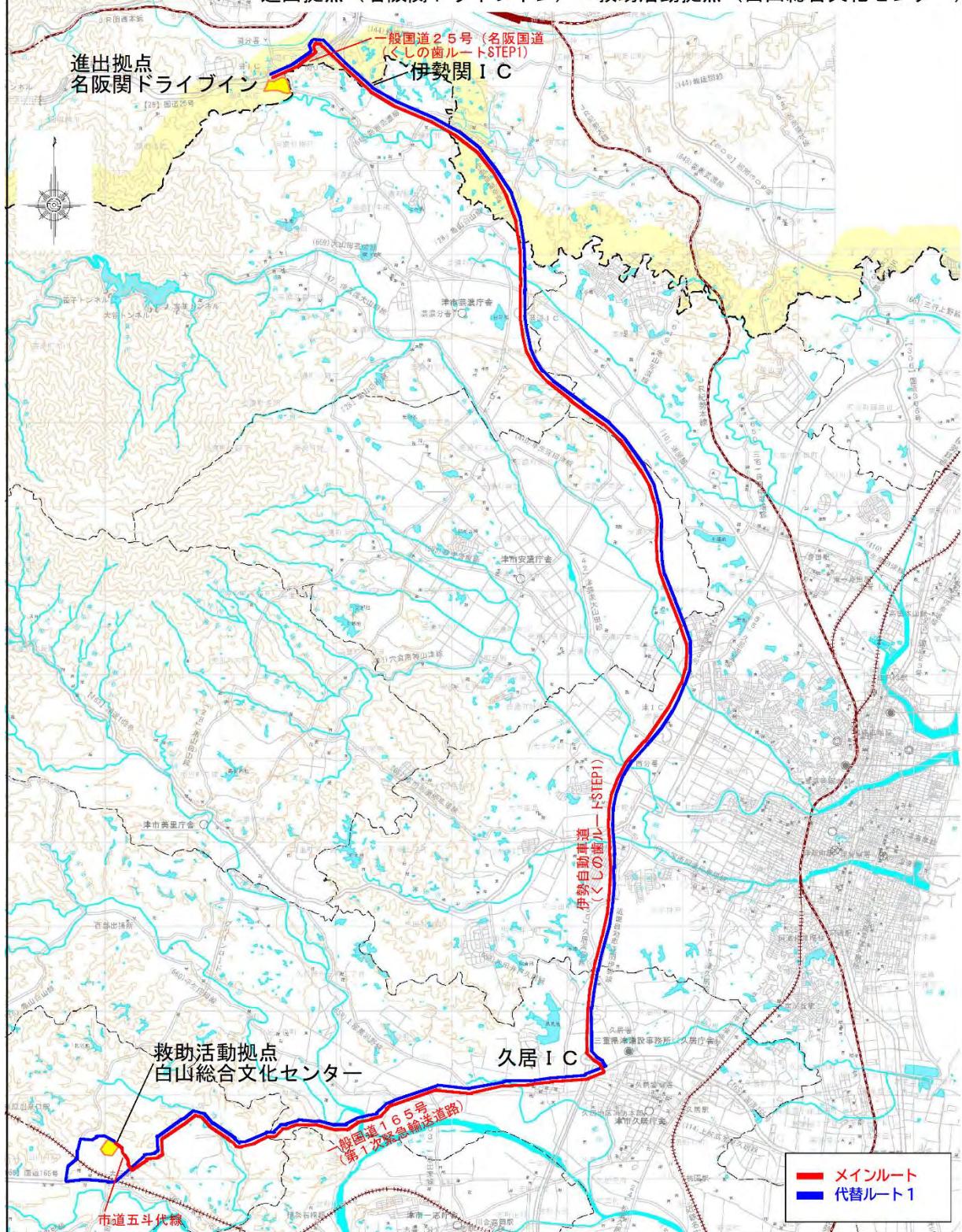


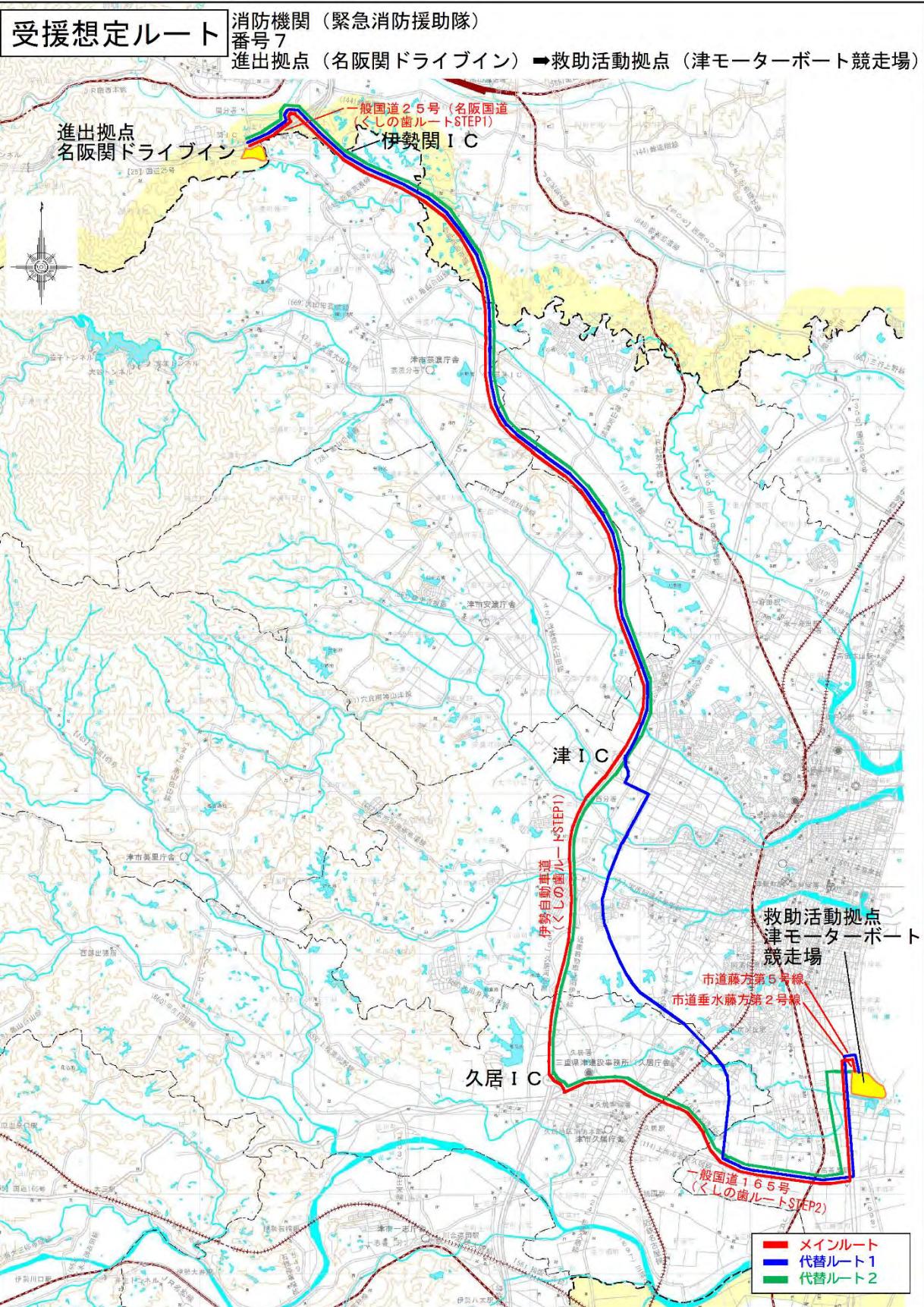
受援想定ルート

消防機関（緊急消防援助隊）

番号 6

進出拠点（名阪関ドライブイン）→救助活動拠点（白山総合文化センター）





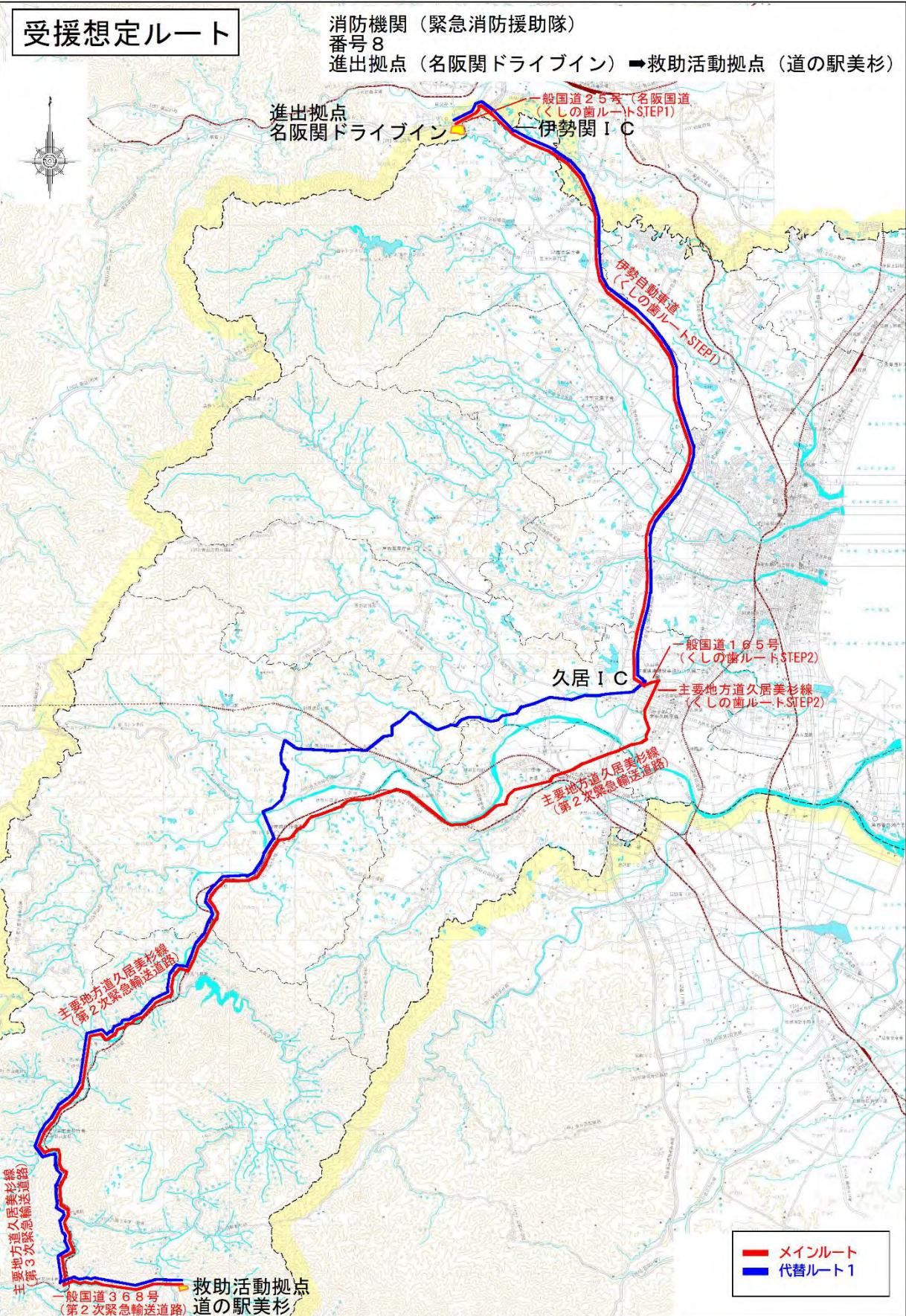


表 6-4 優先啓開ルート（市道部分抜粋）

啓開ルート 1					
番号	路線名	区間		連絡路線（拠点）名	
		起点（市町字名）	終点（市町字名）	起点	終点
くしの歯作戦候補ルート					
1	市道一色浜田線	津市河芸町一色 河芸町上野	津市河芸町上野 津市河芸町浜田	一般国道 23号 市道上野赤郷線	市道上野赤郷線 市道中瀬北黒田線
2	市道上野赤郷線	津市河芸町上野	津市河芸町上野	市道一色浜田線	市道一色浜田線
3	市道中瀬北黒田線	津市河芸町浜田	津市河芸町北黒田	市道一色浜田線	一般国道 306号
4	市道サイエンスティ中央線	津市河芸町南黒田	津市あのつ台五丁目	一般国道 23号 B P	市道あのつ台第1号線
5	市道あのつ台第1号線	津市あのつ台五丁目	津市あのつ台五丁目	サイエンスティ中央線	HOWAパーク
6	市道一身田町第19号線	津市一身田町	津市一身田町	一般県道草生窪田津線	市道栗真中山町一身田駅線
7	市道栗真中山町一身田駅線	津市一身田町	津市栗真中山町	市道一身田町第19号線	一般国道 23号
8	市道雲出野田線	津市藤方	津市藤方	一般国道 23号	市道塔世橋南郊線
9	市道塔世橋南郊線	津市藤方	津市藤方	市道雲出野田線	一般国道 23号
10	市道久居伊倉津線	津市雲出伊倉津町	津市雲出伊倉津町	(一) 津香良洲線	臨港道路・伊倉津1号線
11	市道風早12号線	津市久居明神町	津市久居明神町	主要地方道久居河芸線	三重中央医療センター
12	市道雲出島貫第27号線	津市雲出島貫町	津市雲出島貫町	一般県道香良洲公園島貫線	市道木造43号線
13	市道木造43号線	津市雲出島貫町	津市木造町	市道雲出島貫第27号線	市道雲出川緑地公園線
14	市道雲出川緑地公園線	津市木造町	津市新家町	市道木造43号線	一般県道三雲久居線
三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（第2次緊急輸送道路）					
15	市道津駅一身田上津部田線	津市広明町	津市広明町	(主) 津関線	三重河川国道事務所
16	市道栄町観音寺町線	津市栄町	津市栄町	一般国道 23号	三重県警察本部
17	市道西丸之内1号線	津市丸之内	津市丸之内	一般国道 23号	津警察署
18	市道久居伊倉津線	津市雲出伊倉津町	津市雲出伊倉津町	(一) 津香良洲線	臨港道路・伊倉津1号線
19	市道中瀬北黒田線	津市河芸町中瀬	津市河芸町浜田	一般国道 23号	市道一色浜田線
20	市道一色浜田線	津市河芸町浜田	津市河芸町浜田	市道中瀬北黒田線	津市河芸総合支所
21	市道椋本安西線	津市芸濃町椋本	津市芸濃町椋本	(主) 津関線	津市芸濃総合支所
22	市道三郷樺木原線	津市美里町三郷	津市美里町三郷	一般国道 163号	津市美里総合支所
23	市道中町明神線	津市久居明神町	津市久居明神町	一般国道 165号	三重中央医療センター
24	市道一身田大古曾第13号	津市一身田大古曾	津市夢が丘一丁目	一般国道 23号 (中勢BP)	三重県立看護大学

啓開ルート2					
番号	路線名	区間		連絡路線（拠点）名	
		起点（市町字名）	終点（市町字名）	起点	終点
三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（第3次緊急輸送道路）					
1	市道サイエンスシティ中央線	津市河芸町南黒田	津市あのつ台五丁目	一般国道23号B.P	あのつ台第1号線
2	市道あのつ台第1号線	津市あのつ台五丁目	津市あのつ台五丁目	サイエンスシティ中央線	HOWAパーク
3	市道北河路橋安東小学校線	津市北河路町	津市納所町	メッセウイングNHW	(主)津芸濃大山田線
4	市道白山芸濃線	津市芸濃町棕本	津市美里町足坂	(主)津閑線	一般国道163号
5	市道佐田停車場線	津市白山町佐田	津市白山町佐田	榎原温泉口駅	(主)亀山白山線
6	市道野口田端線	津市安濃町草生	津市安濃町田端上野	市道白山芸濃線	安濃中央総合公園

啓開ルート3					
番号	路線名	区間		連絡路線（拠点）名	
		起点（市町字名）	終点（市町字名）	起点	終点
本市重点啓開道路					
1	市道垂水藤方第2号線	津市藤方	津市藤方	一般国道23号	市道藤方第5号線
2	市道藤方第5号線	津市藤方	津市藤方	市道垂水藤方第2号線	市道雲出野田線
3	市道雲出野田線	津市藤方	津市藤方	一般国道23号	津モーターポート競走場
4	市道五斗代線	津市白山町二本木	津市白山町二本木	一般国道165号	白山総合文化センター

資料2 災害時に重要な施設

津市地域防災計画[震災対策編]に記載の災害時における中枢機能を有する拠点、医療活動の拠点及び広域的な物資拠点。

防災拠点の機能

拠 点 名	防災拠点の機能	
防災拠点	災害時に中枢機能となる災害対策本部として、各関係機関との連絡調整や災害対策活動方針を協議・決定を行うための拠点。	
広域進出拠点及び進出拠点（候補地） 救助活動拠点	・自衛隊 ・消防（緊急消防援助隊） ・警察（警察灾害派遣隊） ・国土交通省	救助機関が救助、救急、消火活動を行う際に、車両や資機材の留め置き場、宿营地等に利用する活動拠点。 後方支援機能 ベースキャンプ機能
地域内資輸送拠点	他地域からの緊急物資等の受入れ、一時保管及び各避難所等のニーズに応じた物資の配達等のための緊急物資輸送拠点。	
災害拠点病院	災害時に重篤傷病者が発生した場合に対応するため、高度な診療機能、患者の広域搬送への対応機能等を有しており、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、受入れ機能を有する拠点。	
災害ボランティア本部設置拠点	ボランティアが被災者ニーズに応えて支援活動が円滑に展開できるための拠点。	

防災拠点一覧

防 災 拠 点		
施 設 名 称	所 在 地	備 考
津市役所（本庁舎）	西丸之内 23-1	
久居総合支所	久居新町 3006 ポルタひさい内	
河芸総合支所	河芸町浜田 808	
芸濃総合支所	芸濃町椋本 6141-1	
美里総合支所	美里町三郷 48-1	
安濃総合支所	安濃町東觀音寺 483	
香良洲総合支所	香良洲町 1878	
一志総合支所	一志町田尻 593-2	
白山総合支所	白山町川口 892	
美杉総合支所	美杉町八知 5580-2	
教育委員会庁舎	西丸之内 37-8	
津北工事事務所	西丸之内 24-39	
津南工事事務所	久居新町 3006 ポルタひさい内	
建設作業事務所	片田田中町 1383	
上下水道庁舎	殿村 5	
中消防署	寿町 14-20	
西分署	一色町 257	
安濃分署	安濃町川西 2097	
北消防署	栗真中山町 816-6	
河芸分署	河芸町浜田 808	
芸濃分署	芸濃町椋本 6141-1	
久居消防署	久居明神町 2276	
南分署	雲出本郷町 1631-10	
美里分署	美里町足坂 901-2	
香良洲分遣所	香良洲町 1878	
白山消防署	白山町南家城 2761	
一志分署	一志町高野 160-39	
美杉分署	美杉町奥津 910-1	

広域進出拠点及び進出拠点（候補地）一覧

広域進出拠点及び進出拠点（候補地）				
施設名称	施設管理者	所在地	活動部隊	備 考
安濃 S A (下り線)	NEXCO 中日本	大里睦合町字南石橋 138-17	自衛隊 消防 警察	
安濃 S A (上り線)	NEXCO 中日本	安濃町内多字豊久野 2807-2	自衛隊 警察	
名阪関ドライブイン	三交興業株式会社	亀山市関町萩原39	消防	
三重河川国道事務所	国土交通省中部地方整備局	広明町 297	国土交通省	
道の駅津かわげ	津市	河芸町三行 255-4	国土交通省	
北消防署	津市	栗真中山町 816-6	消防	
久居消防署	津市	久居明神町 2276	消防	
白山消防署	津市	白山町南家城 2761	消防	

救助活動拠点（候補地）一覧

救助活動拠点（候補地）				
施設名称	施設管理者	所在地	活動部隊	備 考
メッセウイングNHW 駐車場	津市	北河路町 19-1	消防 警察	
安濃中央総合公園	津市	安濃町田端上野 818 他	消防 警察	
HOWA パーク	津市	あのつ台五丁目 757-1	自衛隊 消防 警察	南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点
町民の森公園	津市	河芸町浜田 740-1	自衛隊	
北部運動広場	津市	栗真中山町 601-3	消防	
北消防署	津市	栗真中山町 816-6	消防	
白山総合文化センター	津市	白山町二本木 1139-2	消防	
モーターボート競走場	津市	藤方 637	消防	
道の駅美杉	津市	美杉町上多気 267	消防	

地域内資輸送拠点一覧

地域内資輸送拠点			
施設名称	所在地	施設管理者	備 考
安濃中央総合公園内体育館	安濃町田端上野 818	津市	
道の駅津かわげ	河芸町三行 255-4	津市	
津市防災物流施設	雲出伊倉津町 792-1	津市	

災害拠点病院一覧

災害拠点病院		
医療機関名称	所 在 地	備 考
三重大学医学部附属病院	江戸橋二丁目 174	
三重中央医療センター	久居明神町 2158-5	

ボランティア本部等設置場所一覧

ボランティア本部等設置場所			
施 設 名 称	施設管理者	所 在 地	備 考
ボランティア本部	津市	津市西丸之内 23-1	
津センターパレス（お城前公園 含む）	津市	津市大門 7-15 (津市丸之内 5-2)	
津市久居総合福祉社会館	津市	久居東鷹跡町 20-2	
津市河芸ほほえみセンター	津市	河芸町浜田 868	
津市芸濃保健福祉センター	津市	芸濃町椋本 6141- 1	
津市美里社会福祉センター	津市	美里町三郷 46-3	
津市サンヒルズ安濃	津市	安濃町東觀音寺 418	
津市サンデルタ香良洲	津市	香良洲町 2167	
津市とことめの里一志	津市	一志町井関 1792	
旧津市白山保健福祉センター	津市	白山町川口 892	
津市美杉高齢者生活福祉セン ター	津市	美杉町奥津 929	
津市竹原地域住民センター	津市	美杉町竹原 2777	

津市道路啓開計画

(令和 7 年 2 月)

発 行 津市

連絡先 〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号

建設部建設政策課

電 話 059-229-3196

E-mail 229-3196@city.tsu.lg.jp